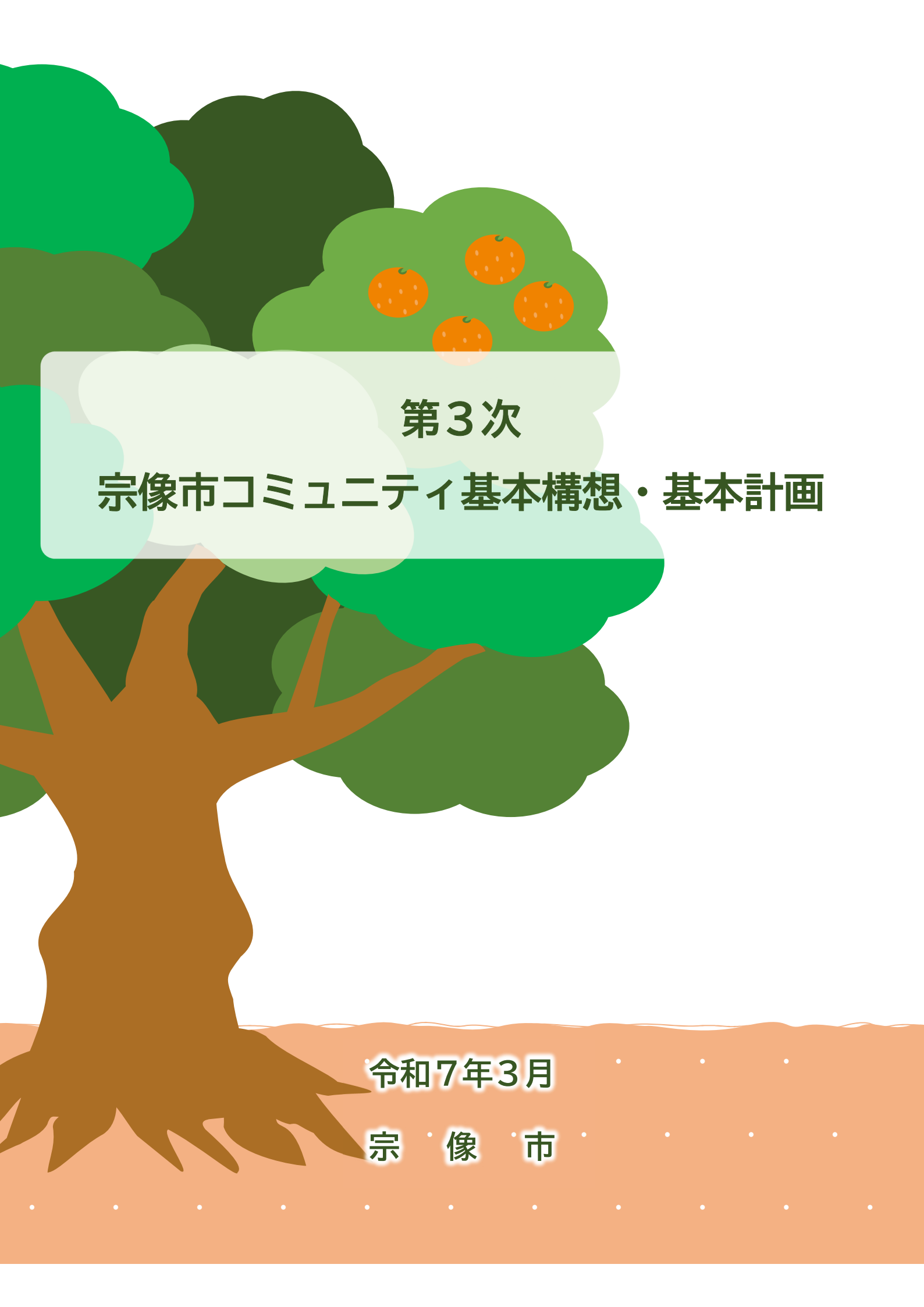




第3次

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

令和7年3月

宗 像 市

はじめに



宗像市長 伊豆 美沙子

「誰もが関わり 誰もが愛する 未来につながるコミュニティ」

本市のコミュニティ施策は、昭和 50 年の旧宗像町職員による第 1 次コミュニティ会議にはじまり、約半世紀に渡って、行政と市民の協働により、議論と実践がなされてきました。先人たちの努力は、他の自治体に先駆けた市民協働、住民自治の取り組みとして実り、本市のまちづくりを広く支える柱となっています。

現在、本市のコミュニティ活動は、12 地区各々で地区の特色を活かした個性豊かな取り組みが展開されています。これらがすべての地区で自主的、自律的に実践されていることは、本市の市民力の高さを示すものであり、本施策の特筆すべき成果と言えます。

しかしながら、コミュニティは大きな変革期を迎えています。少子高齢化と合わせて価値観やライフスタイルの多様化は、否応なく地域社会に影響を与えており、事業展開や人材確保等の課題はこれまで以上に深刻化しています。加えて、コミュニティ活動に参画する市民の二極化等、施策を長く続けたがゆえの課題も浮き彫りとなっています。一方で、日常生活や災害時の地域の安全・安心、子どもの豊かな成長等、地域の皆様の力なくして解決できない社会課題が増加していることも事実です。

この度、策定した『第 3 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画』は、これらの状況を踏まえ、コミュニティ施策の今後の方向性と、行政と地域が取り組んでいく具体策を網羅的に示したものです。将来像として掲げる「誰もが関わり 誰もが愛する 未来につながるコミュニティ」は、これまで以上に多くの市民が当事者としてコミュニティ活動に参加、参画するとともに、地域への愛着と貢献したいと思う心を育み、コミュニティを持続可能なものとして次の世代につないでいくことを目指すものです。

宗像の宝は、沖ノ島の 8 万点の国宝に勝る“9 万 7 千人の市民”です。

市民の皆様のお力添えなくして、各地区コミュニティ、そして宗像市の発展はありません。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨	1
(2) 目的	1
(3) 計画期間	2
(4) 位置づけ	2

2. コミュニティ施策

(1) 地域をとりまく全国的な動向	3
(2) 本市のコミュニティ施策	5
(3) コミュニティ施策の課題	12

3. コミュニティの将来像

(1) 総合計画におけるまちの将来像	24
(2) コミュニティの将来像	25
(3) 将来像に向けた基本方針	27

■基本計画編

基本計画の概要

(1) 基本計画の体系	29
(2) 基本計画の構成	30
(3) 行政の役割、地域の役割の基本的な考え方	30

①根を確かめる ～基本の考えに立ち返る

(1) 「協働」「コミュニティ」を確かめる	32
(2) コミュニティの“よさ”を発信する	33
(3) 地域の「なりたい姿」を考える	35

②幹を知る ～地域の実態を捉え「できること」「すべきこと」を整理する

(1) 住民同士が互いを理解する	37
(2) 地域を分析、把握する	40
(3) 「すべきこと」「できること」を整理する	43

③枝・葉を整える ～より永く、親しみやすく、組織と事業の最適化

(1) 担いやすい組織を考える	46
(2) 地域の仲間を増やす	52
(3) 地域以外にも仲間をつくり、「できること」を増やす	55
(4) 活動資源を整える	58
(5) 「すべきこと」を実践する	62

④実をつけ、種を蒔く ～多様な住民の参画から次世代の育成へ

(1) 多様な住民が永く、つながる	64
(2) 次の仲間を育む	67

■ 資料編

・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画 ダイジェスト版	71
・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画 策定経過	77
・ 宗像市コミュニティ基本構想審議会委員名簿	79
・ 諮問書	80
・ 答申書	81
・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会部会員名簿	83
・ パブリック・コメントの実施結果	84
・ 宗像市コミュニティ施策の歴史	88

※第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」等をもとに、コミュニティに関わる表現を以下のとおり整理して記載しています。

地域	… 範囲に関わらず広く地域住民や地域組織、地域社会等を指す場合や、「行政」と対比する場合に用いる。
地域住民	… コミュニティや自治会の区域において市民等である者を指す。
市民等	… ①市内に住所を有する者、②市内の事業所又は事業所に勤務する者、③市内の学校に在学する者、④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、⑤当該事案について利害関係を有する者、を指す。
地域活動	… 地域において地域住民が自主的に行う地域住民のための活動で、コミュニティ活動や自治会活動を区別しない場合に用いる。
地域組織	… コミュニティ運営協議会や自治会等の地域活動の主体となる組織を指す。
コミュニティ	… 原則として宗像市立小学校又は義務教育学校の通学区域において、地域住民が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会をいう。地区設置規則に定める12地区の範囲や、地域住民による共同体を指す場合に用いる。
コミュニティ活動	… コミュニティ単位で行う地域活動を指す。
自治会	… 地区設置規則に定める自治区域を単位として地域住民の総意で設立された住民の自治組織。市内では区や町内会等の呼称もみられるが、統一して自治会と表現する。
自治会活動	… 自治会単位で行う地域活動を指す。
地域分権	… 国から地方自治体への権限移譲（地方分権）の考え方を地域まで貫き、地方自治体から地域へ権限・財源を移譲することで、住民一人ひとりが考え、決定し、責任を持ち、まちづくりに主体的に関わる事を推進する制度のこと。

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市では、昭和 50 年の宗像町第 1 次コミュニティ会議からコミュニティ施策に関する議論が開始されました。その後、平成 9 年度に『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』が、市町村合併を経て平成 19 年に、『第 1 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 1 次基本構想・計画）』が策定され、市内全域でのコミュニティ運営協議会の設立、拠点となるコミュニティ・センターの整備、まちづくり交付金の創設等、地域住民による主体的なまちづくりの基盤が整えられてきました。

平成 27 年からの『第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 2 次基本構想・計画）』では、「成熟したコミュニティ」「個性が輝くコミュニティ」「つながりひろがるコミュニティ」を基本理念として、住民主体のまちづくりのさらなる発展を目指してきました。多くのコミュニティ運営協議会で設立 20 周年を迎え、各地区の個性に応じた取り組みが進められているところです。

令和 6 年度末に第 2 次基本構想・計画の目標年次の終期を迎えることを受け、これまでのコミュニティ施策と各地区における取り組み状況の成果と課題を検証するとともに、昨今の少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化による地域課題の複雑化、顕在化を踏まえ、今後の中長期的なコミュニティ施策の指針を示すため、次期コミュニティ基本構想・基本計画を策定するものです。

(2) 目的

各地区でのコミュニティ活動は、20 年を超える歩みの中で地域の主体的な関わりを推進力として発展してきました。このことを踏まえ、『第 3 次コミュニティ基本構想・基本計画（本基本構想・計画）』は、行政の指針のみならず、地域の現状と課題を共有し、行政と地域の協働目標を定めることを目的として策定に取り組みます。

策定段階においては、変わりゆく社会情勢や地域の課題分析、第 2 次基本構想・計画における行政、地域それぞれの実施状況の検証を行うことで、今後のコミュニティ施策を進める上での重点施策を示します。

(3) 計画期間

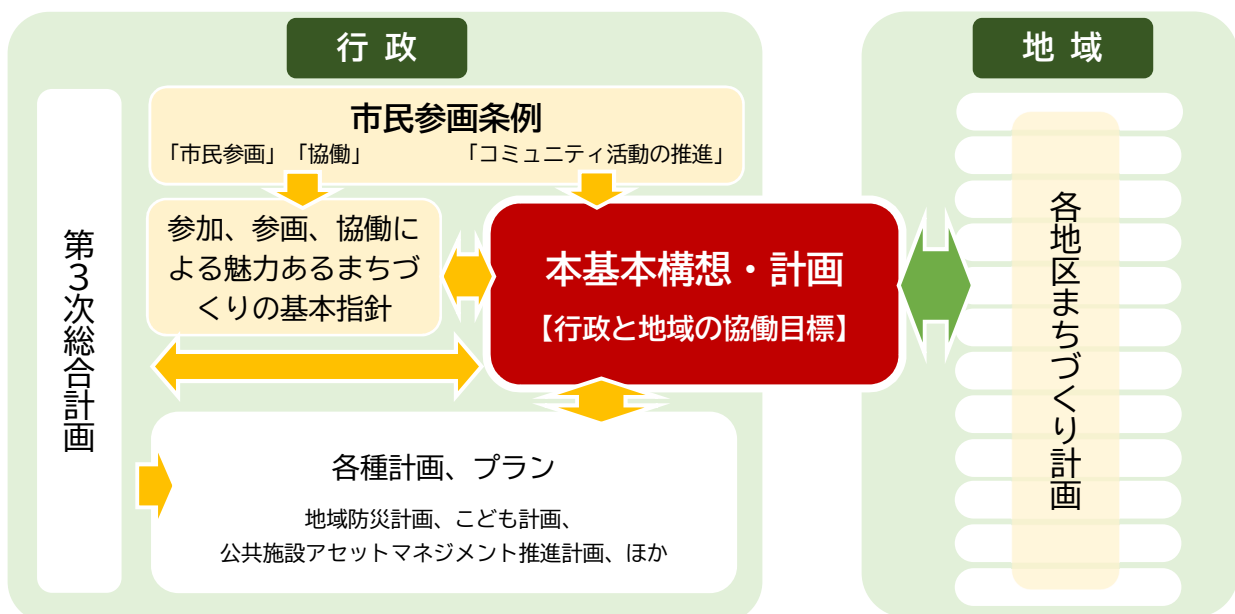
本基本構想・計画は、市政の方向性の中核となる『第3次宗像市総合計画（第3次総合計画）』との整合性を図るとともに、中長期的な視点での指針を策定する必要があるため、計画期間を令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。また、定期的に検証を行い、見直すこととします。

(4) 位置づけ

本基本構想・計画は、本市における市民参画によるまちづくりの普遍的な理念を示した『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）』を基礎とし、「市民参画」と「協働」の在り方を定めた『参加、参画、協働による魅力あるまちづくりの基本指針（宗像、カタロウ）』の内容を踏まえ、コミュニティ施策の方向性を定めるものです。

また、今後10年のまちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した第3次総合計画をはじめとした、市政における各種計画等との整合性を図っていきます。

地域においては、本基本構想・計画と各地区で策定している『まちづくり計画』を指針の両輪とし、双方に基づきながら、行政と連携、協働しながら取り組みを進めていきます。



2. コミュニティ施策

(1) 地域をとりまく全国的な動向

行政における「コミュニティ」という概念は、昭和44年に国の諮問機関である「国民生活審議会」の調査部会がまとめた報告書『コミュニティ～生活の場における人間性の回復～』で登場しました。自治会、町内会を超える地域共同体の必要性、重要性が議論され、総務省（旧自治省）から市町村に対して指導、助言、情報提供が行われてきました。現在の地域をとりまく全国的な動向としては、少子高齢化だけでなく、ライフスタイルの変化等が大きな影響を及ぼしています。本項では総務省「地域コミュニティに関する研究会」が令和4年4月に発表した報告書を参考にまとめます。

○地域福祉、防災分野で顕在化する地域課題

地域福祉の分野では、かつては家庭単位の問題であったものの例として、児童虐待や孤立死等の課題が挙げられています。児童虐待相談対応件数は10年間で約3.6倍、単身高齢者の自宅での死亡者数は約1.8倍となっています。また、防災分野においては、全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が長期的傾向として約1.5倍となっており、災害リスクの高まりが指摘されています。これらはいずれもこの10年余りで急速に進む課題であり、地域社会における対応の必要性が高まっています。

表2-1-1	地域福祉分野における変化	・児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省 HP） H22：56,384件 → R2：205,044件（約3.6倍） ・東京都23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数 （内閣府「令和3年度版高齢社会白書（令和3年6月）」） H21：2,194人 → R1：3,936人（約1.8倍）
	防災分野における変化	・全国（アメダス）の1時間降水量50mm以上の年間発生回数 （気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」） S51～60：年平均226回 → H23～R2：年平均334回（約1.5倍）

これらの地域をとりまく状況の変化は、地域の現状の活動と、自治体が地域に期待している活動とのギャップにもつながっています。

表2-1-2	地域における活動	現状の活動分野	（自治体が）今後活動を期待する分野
	地域の催事・イベント	69.0%	24.1%
	環境（清掃、美化、ゴミ・資源、環境保全等）	53.4%	33.8%
	行政からの連絡事項の伝達	46.1%	20.7%
	住民相互の連絡	44.2%	26.9%
	防災・危機管理（要援護者の避難支援、安否確認等）	23.1%	58.6%
	地域福祉	14.2%	49.6%
	空き家・空き地対策等	1.5%	20.0%

公益財団法人日本都市センター「コミュニティの人材確保と育成ー協働を通じた持続可能な地域社会」の中のアンケートをもとに作成

○ライフスタイルの変化による参画機会の減少

他方で住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっています。自治会加入率は全国的に低下傾向にありますが、社会全体の変化による共通的な要因として、単身世帯の増加とともに女性や高齢者の雇用増加等が、地域に関わる機会や時間の減少に影響している可能性が指摘されています。

表 2 - (1) - 3	自治会加入率	・ 600 市町村における自治会等の加入率の平均 H22：78.0% → R2：71.7% (総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」)			
	家族構成や ライフスタイル の変化	・ 単身世帯の全世帯に占める割合	S60：20.8%	→	H27：34.5%
		・ 65 歳以上の高齢者単身世帯の割合 (総務省統計局「国勢調査」)	S60：3.1%	→	H27：11.7%
		・ 生産年齢人口の女性就業率 (内閣府「令和2年版男女共同参画白書」)	H13：57.0%	→	R1：70.9%
		・ 高齢者の就業率〔65～69 歳〕 〔70～74 歳〕 (内閣府「令和3年版高齢社会白書」)	H22：36.4% H22：22.0%	→	R2：49.6% R2：32.5%

○新型コロナウイルス感染症の影響による変化

令和2年から世界中に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大（コロナ禍）は、地域活動に様々な影響を与えています。総務省によるアンケート調査※によれば、地域活動の中心であった「地域イベント運営」「防災訓練・研修」「高齢者交流」等が実施できず、「活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足」「地域外との交流活動の制限等による担い手の発掘・育成機会の減少」等の課題が深刻化しているという結果が出ています。

(※「令和2年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」令和3年3月総務省地域力創造グループ地域振興室より)

○変化するニーズへの対応と持続可能性の向上

地域コミュニティに関する研究会では、これらの課題への対応策として、表2-(1)-4のとおり、「地域活動のデジタル化」、「自治会等の活動の持続可能性の向上」、「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の3つの視点での検討がなされており、全国での実践事例も報告されています。

表 2 - (1) - 4	地域活動のデジタル化	住民間の情報共有や行政・住民間の情報共有等を効率化し、負担軽減や新たなサービスの提供を可能にするためのデジタル化の方策
	自治会等の活動の持続可能性の向上	・ 担い手確保・加入率向上（現役世代等の参加促進） ・ 役員の負担軽減（行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し） ・ 透明性の確保（活動内容や会計情報の構成員への周知）
	地域コミュニティの様々な主体間の連携	特に防災分野、地域福祉分野を中心に、自治会等と NPO、企業、学校、各種団体、専門家等との関係強化

(2) 本市のコミュニティ施策

○コミュニティ施策の経緯

本市のコミュニティ施策の始まりは、昭和 50 年に発足した旧宗像町職員による「第 1 次コミュニティ会議」にあります。旧宗像町域の地区の特性がまとめられ、住民組織の構成も視野に入れた調査研究が報告されています。その後、昭和 52 年に日の里地区、昭和 56 年に吉武地区が福岡県のコミュニティ地区に指定されたことで地域住民との協働によるコミュニティ施策の具体的な取り組みが始まりました。

平成 9 年に策定された旧基本構想において、小学校区を基本としたコミュニティの範囲設定と住民組織の設立、拠点施設の整備が位置づけられ、旧宗像市域の 8 地区のコミュニティ運営協議会が発足、段階的にコミュニティ・センターの整備が進められてきました。

平成 15 年の旧玄海町との合併、平成 17 年の大島村との合併を経て、宗像市における住民主体のまちづくりの在り方が改めて整理され、平成 18 年に「市民参画条例」が施行、平成 19 年には第 1 次基本構想・計画が策定されました。まちづくりにおける行政と対等なパートナーとしてのコミュニティ運営協議会の立場を明確化するとともに、地域活動に関わる財源の権限を地域に移譲する「まちづくり交付金制度」が開始され、実質的な地域分権が始まっていきます。

平成 27 年には第 2 次宗像市総合計画と合わせて、第 2 次構想・計画が策定されました。コミュニティの運営体制の強化や地域の特性を活かした事業展開、多様な担い手による連携、協働を掲げ、12 地区それぞれの個性を活かしたまちづくりが進められています。

表 2-1-1 コミュニティ 施策の 経緯	昭和 50 年	第 1 次コミュニティ会議の設置
	昭和 52～56 年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
	平成 8 年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
	平成 9 年	旧基本構想の策定
	平成 10 年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
	平成 12 年	モデル地区にコミュニティ運営協議会を設立
	平成 13 年	コミュニティ課設置
	平成 17 年	第 1 次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ 行政区長委嘱制度※廃止、まちづくり交付金導入
	平成 18 年	市民参画条例の施行
	平成 19 年	第 1 次基本構想・計画の策定
	平成 24 年	田島地区、神湊地区の合併により玄海地区コミュニティ運営協議会設立 現在の 12 地区の体制となる
	平成 27 年	第 2 次基本構想・計画を施行

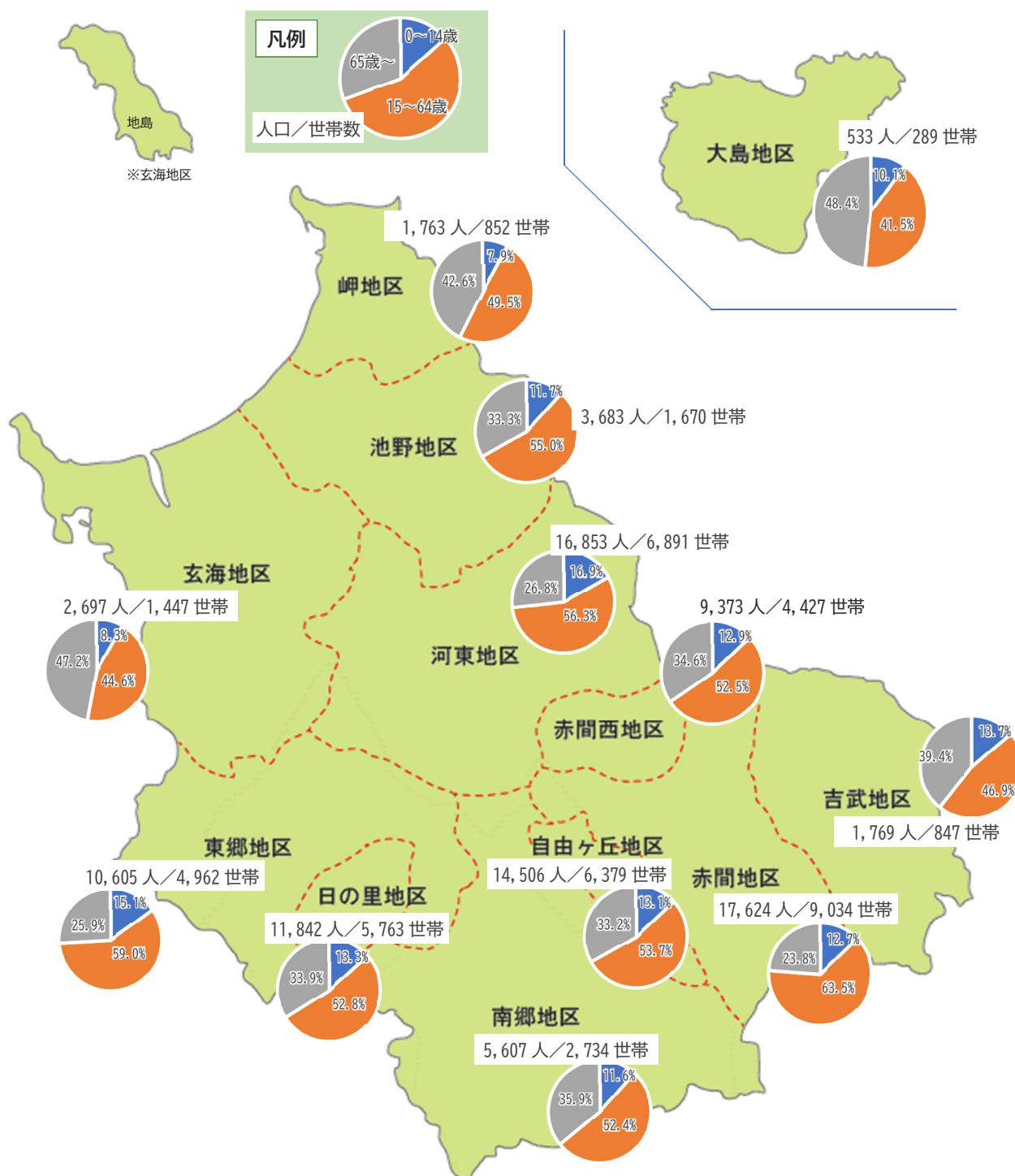
※行政区長委嘱制度 とは？

地域住民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るために、市町村が委嘱する非常勤特別職公務員。市が定める行政区（現在の自治区域）から住民の総意により選出していた。本市では、行政と地域を対等なパートナーと位置付けたことから、市が委嘱する本制度を廃止した。

○コミュニティ地区の範囲と人口の推移

本市では、平成 24 年の玄海地区コミュニティ運営協議会の設立以降、現在の 12 地区コミュニティによる地域運営組織の体制をとっています。市民参画条例には「原則として、宗像市立小学校の通学区域において市民等が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と位置づけていますが、各地区の面積や中学校の校区、歴史的な背景等を考慮し、現在の範囲となっています。

図 2-(2)-1 本市のコミュニティの範囲と各地区の人口構成



10年間の人口推移として、平成26年12月と令和6年12月で比較すると、市内全体の人口は0.1%増であるのに対して、岬、大島地区では約20%減少しており、あわせて高齢化の進展も顕著になっています。世帯数を見ると、人口は微増となっているのに対し、世帯数は11.9%増と大きく増加しています。地区ごとに見ても世帯数の増加率は人口増加率を大きく上回っており、前述の全国傾向と同様、核家族化の進行、単身世帯の増加の表れと考えられます。また、0～14歳の子どもの割合は全市的には横ばいですが、地区によって傾向が分かれています。

表2-(2)-2 各地区の人口の変化（平成26年と令和6年の比較）								
		人口	増減%	世帯	増減%	0～14歳	15～64歳	65歳～
吉武	H26.12	1,870	-5.4%	851	-0.5%	7.9%	50.4%	41.7%
	R6.12	1,769		847		13.7%	46.9%	39.4%
赤間	H26.12	17,164	2.7%	7,620	18.6%	15.0%	65.1%	19.9%
	R6.12	17,624		9,034		12.7%	63.5%	23.8%
赤間西	H26.12	9,500	-1.3%	4,103	7.9%	11.6%	62.7%	25.7%
	R6.12	9,373		4,427		12.9%	52.5%	34.6%
自由ヶ丘	H26.12	15,231	-4.8%	6,088	4.8%	14.2%	60.2%	25.6%
	R6.12	14,506		6,379		13.1%	53.7%	33.2%
河東	H26.12	15,892	6.0%	5,915	16.5%	16.4%	62.9%	20.7%
	R6.12	16,853		6,891		16.9%	56.3%	26.8%
南郷	H26.12	5,551	1.0%	2,329	17.4%	11.0%	59.7%	29.3%
	R6.12	5,607		2,734		11.7%	52.4%	35.9%
東郷	H26.12	9,796	8.3%	4,168	19.0%	15.5%	58.3%	26.2%
	R6.12	10,605		4,962		15.1%	59.0%	25.9%
日の里	H26.12	11,953	-0.9%	5,322	8.3%	12.0%	56.1%	31.9%
	R6.12	11,842		5,763		13.3%	52.8%	33.9%
玄海	H26.12	3,149	-14.4%	1,397	3.6%	8.2%	53.5%	38.3%
	R6.12	2,697		1,447		8.3%	44.6%	47.2%
池野	H26.12	3,789	-2.8%	1,467	13.8%	13.5%	61.1%	25.4%
	R6.12	3,683		1,670		11.7%	55.0%	33.3%
岬	H26.12	2,196	-19.7%	878	-3.0%	10.7%	57.2%	32.1%
	R6.12	1,763		852		7.9%	49.5%	42.6%
大島	H26.12	700	-23.9%	341	-15.2%	10.9%	45.1%	44.0%
	R6.12	533		289		10.1%	41.5%	48.4%
全体	H26.12	96,791	0.1%	40,479	11.9%	13.7%	60.4%	25.9%
	R6.12	96,855		45,295		13.5%	55.8%	30.7%

※住民基本台帳ベース

○地域の担い手組織「コミュニティ運営協議会」の役割

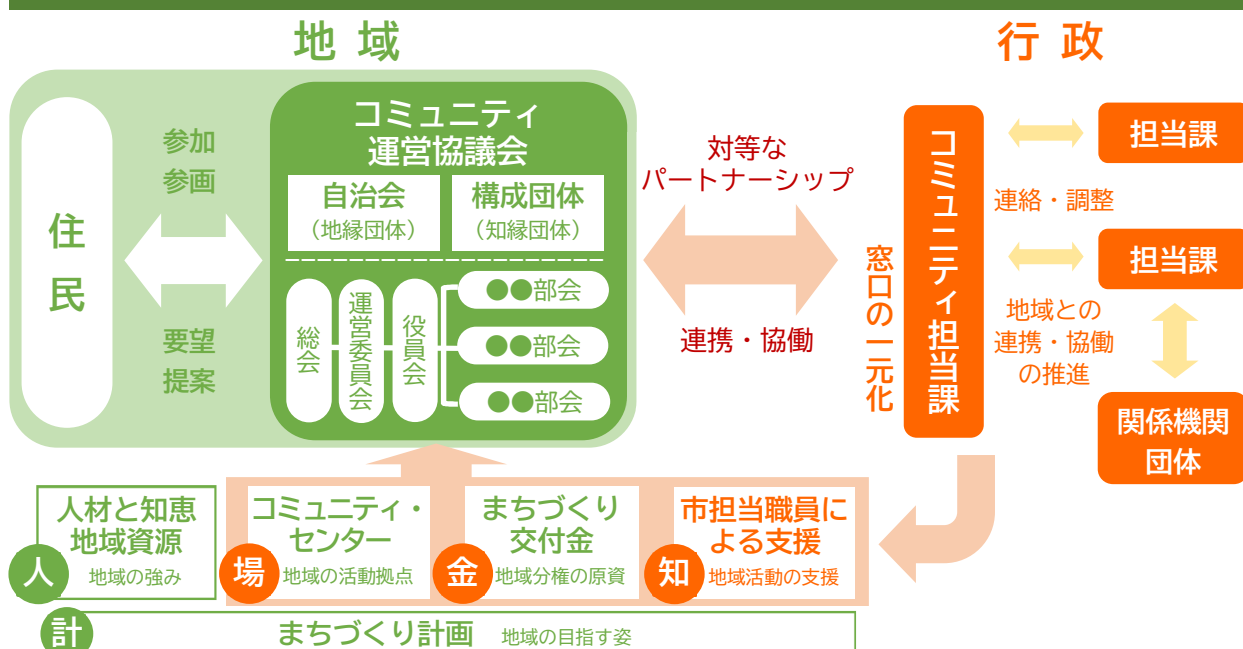
本市のコミュニティ施策、住民主体のまちづくりの中核を担うのがコミュニティ運営協議会（運営協議会）です。その存在は市民参画条例に明記されており、「自主的な活動の推進」と「地域課題の解決に主体的に取り組むこと」を役割としています。

市民参画条例から抜粋 表2-(2)-3	(コミュニティ運営協議会の設置) 第37条 コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。
	(運営協議会の役割) 第38条 運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。

運営協議会設立にあたっては、従来からの地縁団体である自治会やその連合組織等を中心としながら、当該地区において青少年育成や福祉、健康づくり等のテーマ別で活動してきた知縁団体を構成団体として地域での議論を重ね、組織の立ち上げが行われました。多様な団体が一つになることで単独の自治会ではできなかったスケールメリットを活かした事業や、各分野に精通した構成団体の知見や技術を活かすことで、より充実した地域活動を展開することが可能になりました。

本市では、地域と行政との関係を「対等なパートナー」と位置付け、互いに理解、尊重しながら連携、協働してまちづくりを進めることとしています。コミュニティ運営協議会は人材と知恵を結集して課題解決に主体的に取り組み、行政は、後述の活動拠点と財源を整備するとともに、市職員が地域課題を共有し、必要に応じて関係機関との調整や情報収集、アドバイス等の活動支援を行っています。

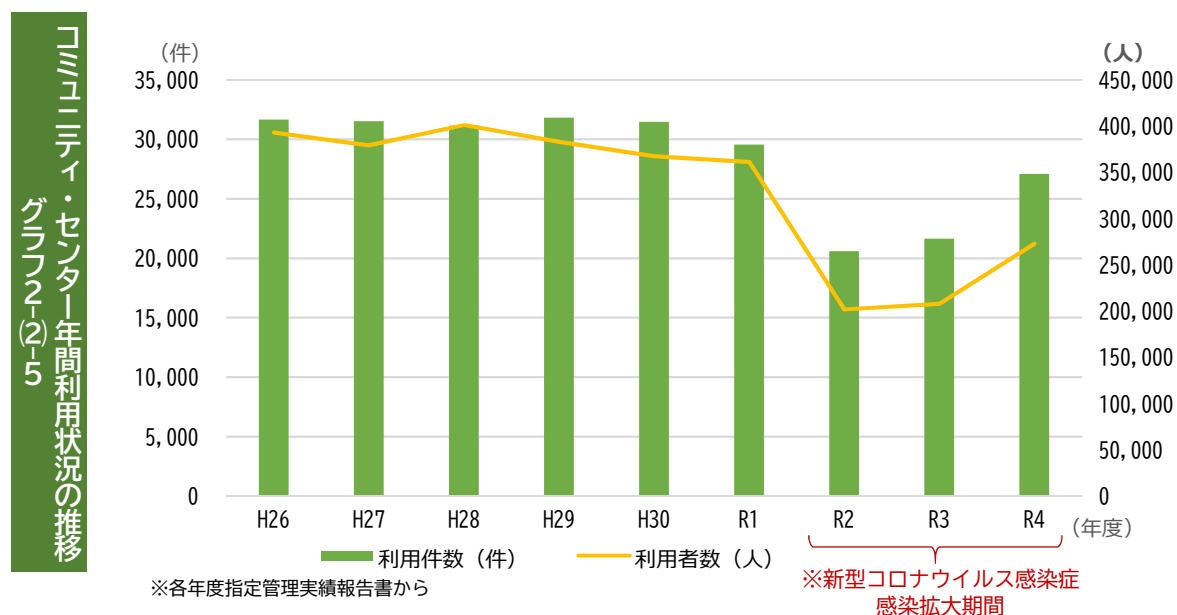
図2-(2)-4 本市のコミュニティ施策における地域と行政の関係イメージ



○地域の活動拠点となる「コミュニティ・センター」

地域活動の拠点として、12 地区すべてに一定規模の自主運営施設を整備しているのは本市の大きな特徴の一つです。各地区運営協議会は、市の施設であるコミュニティ・センターの管理を指定管理者制度※のもと請け負っており、地域の活動拠点を地域のニーズに合わせて運営する役割を担っています。また、指定管理委託料を収入源とすることで一定数の事務局員の雇用が可能になり、協議会組織の安定的な運営につながっています。

過去 10 年間の全地区合計の利用状況を次のグラフにまとめています。コロナ禍の影響を受けた令和 2 年度以降を除けば、年間利用件数は 3 万件を超え、延べ 40 万人近くがコミュニティ・センターを利用しています。



一方で、建築から 20 年を超える施設も多く、施設の老朽化が大きな課題となっています。本市では、令和 2 年度に策定した『宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画※』に基づき、総合的、計画的な施設の管理に取り組んでいます。令和 5 年度には施設の保守、修繕を一元管理する公共施設包括管理制度※を導入し、適正管理体制を強化しています。

※指定管理者制度 とは？

地方公共団体が、公の施設の管理を法人その他の団体に委託する制度。受託した団体は、利用料金をはじめとした施設の管理運営に係る権限の一部を行政から委譲される。

※公共施設アセットマネジメント推進計画 とは？

国の指針や将来人口や財政見通し等を考慮し、公共施設の最適配置や更新、維持管理について定めた計画のこと。

※公共施設包括管理制度 とは？

公共施設全般の保守管理及び維持補修等を、一括して事業者へ委託すること

○地域分権の原資「まちづくり交付金」

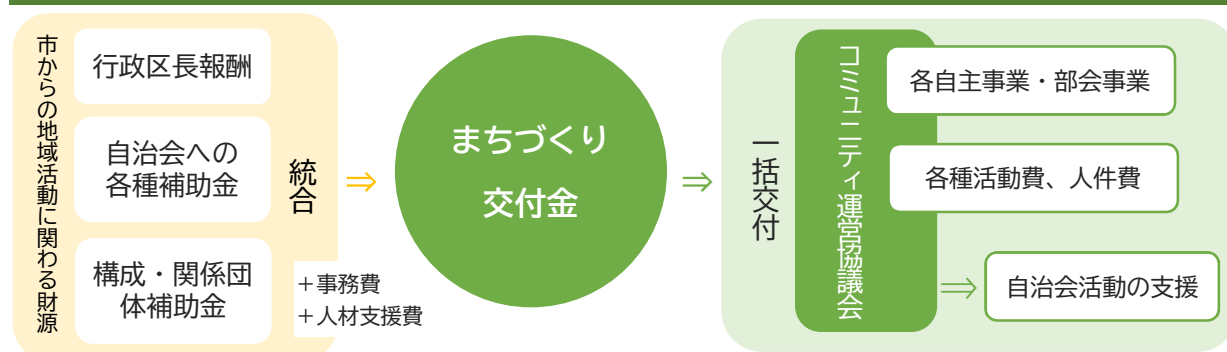
12 地区にはそれぞれの地域の住民や土地柄あるいはまちづくりの歴史によって、様々な特色があり、課題も様々です。その課題解決の取り組みの原資となるのが「まちづくり交付金」です。地区平均約 1,300 万円、総額約 1.5 億円を市で毎年予算化しています。

令和5年度交付金 まちづくり交付金 表2-(2)-6	地区	交付額	地区	交付額	地区	交付額
	吉武	894.9 万円	河東	1,860.3 万円	玄海	1,030.6 万円
	赤間	1,883.7 万円	南郷	1,225.9 万円	池野	1,030.4 万円
	赤間西	1,303.7 万円	東郷	1,440.3 万円	岬	849.3 万円
	自由ヶ丘	1,637.4 万円	日の里	1,441.9 万円	大島	793.7 万円

まちづくり交付金は、従来の用途が限定されていた市から地域への各分野の補助金を統合し、一括交付する仕組みです。予算配分については、地域の実情に応じて運営協議会によって選択できることから、この交付金は本市の地域分権の象徴であり、源泉といえます。平成 18 年度の制度開始から断続的に算定の見直しが行われており、現在は一定の事務費や人件費相当分に加えて、地域の人口、面積、範域等の条件に応じて各地区に配分されています。

また、令和元年度には自主企画・自主事業促進を目的として、「チャレンジ交付金制度」が創設され、各地区が地域特性を活かした企画立案した事業に対して、従来のまちづくり交付金とは別に事業費が交付されています。

図2-(2)-7 まちづくり交付金の流れ



○各地区の課題と取り組みの方針を整理した「まちづくり計画」

各地区のコミュニティ運営協議会では、地域での活動を一過性のものとせず、目指す将来像に向けた課題解決のために、継続的、体系的な事業実施ができるよう「まちづくり計画」を策定しています。地域内での中長期的な目標を定めながら、各年度の事業計画の策定、事業の実施につなげています。

まちづくり計画に係る実践を進めていくうえで課題がある場合は、コミュニティ役員等と市幹部職員による「まちづくり懇談会」を開催し、地域と行政の役割分担を行いながら、計画の実現に向けた協議に取り組んでいます。

表2-2-8 各地区の計画策定状況	地区	策定年度	見直しまたは改定年度
	吉武	平成 18 年度	平成 26 年度
	赤間	平成 19 年度	平成 26 年度、令和元年度
	赤間西	平成 18 年度	
	自由ヶ丘	平成 16 年度	平成 25 年度、令和 2 年度
	河東	平成 26 年度	
	南郷	平成 16 年度	平成 23 年度、令和 3 年度
	東郷	平成 19 年度	平成 24 年度、平成 30 年度
	日の里	平成 16 年度	平成 26 年度
	玄海	平成 26 年度	平成 30 年度
	池野	平成 20 年度	
	岬	平成 20 年度	平成 23 年度
	大島	平成 21 年度	平成 24 年度

※策定や見直しの完了年度

(3) コミュニティ施策の課題

○本市のコミュニティ施策をとりまく状況

前述したとおり、全国的な傾向として、地域課題の複雑化や地域住民のライフスタイルの変化が進んでいますが、本市においても同様の傾向がみられています。

(進む住民の高齢化)

福岡県が公表する高齢化率の推移によれば、本市の令和 6 年 4 月 1 日時点の人口に対する 65 歳以上の割合は 30.68%、75 歳以上の後期高齢化率は 16.39%となっており、いずれも 10 年前と比較すると大きく上昇しています。いずれも県内平均を上回っており、近隣や同規模自治体と比較しても高い高齢化率となっています。

表 2 ― (3) ― 1	宗像市の 高齢化率	・ 人口に対する 65 歳以上人口の割合	H25 : 24.06% → R5 : 30.68%
		・ 人口に対する 75 歳以上人口の割合	H25 : 11.77% → R5 : 16.39%
	福岡県の 高齢化率	・ 人口に対する 65 歳以上人口の割合	H25 : 23.21% → R5 : 28.13%
		・ 人口に対する 75 歳以上人口の割合	H25 : 11.59% → R5 : 15.32%
(福岡県 HP「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」)			

(児童福祉分野の状況)

本市の 0～14 歳の人口は、令和 6 年 12 月時点で 13,101 人であり、10 年前とほぼ同水準です。一方で、児童福祉分野の市の相談機関である家庭児童相談室の相談件数は、平成 25 年度の 3,648 件から、令和 5 年度には 15,911 件となっており、約 4.36 倍に増加しています。令和 5 年度には市内のすべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ一体的な相談支援を行う機関として子ども家庭センターを設置し、行政側の対応も強化しているところです。

(防災分野における状況)

全国動向と同じく、本市においても避難所開設や復旧工事等の対応を要する風水害が毎年のように発生しており、災害対策に対する住民の関心も高まっています。平成 30 年の西日本豪雨や令和 6 年 7 月の大雨では、JR 赤間駅前や田久地区等で浸水被害が発生し、市民生活に影響を及ぼしました。また、令和 6 年元旦に発生した「令和 6 年能登半島地震」では、地震災害の恐ろしさはもとより、本市と同じ日本海側における津波の脅威を改めて認識することとなりました。直後の避難生活でも地域の公民館等で共同生活を送る様子が報道されており、地域住民同士のつながりによる「共助」の強化は災害時に不可欠なものといえます。

(住民のライフスタイルの変化)

地域住民のライフスタイルの変化もコミュニティ活動に大きな影響を与える要因の一つです。例えば、高齢化率が高まる一方、65歳以上の就業率は10年間で7.41ポイント増加しており、これまで地域の担い手であった「元気な高齢者」が地域での活動よりも就労に時間を割いていることが伺えます。

また、女性の就業率は10年間で10.85ポイント増加しており、全国と同様に働く女性が増加しています。さらに、子どもの人口はほぼ横ばいに関わらず、保育所等の入所児童は1.47倍に大きく増加しており、共働き等により地域で過ごす時間が少なくなっている世帯が増加しているものと考えられます。

表 2 - (3) - 2	高齢者の就業率（総務省統計局「平成22年及び令和2年国勢調査」） 65歳以上の就業者数÷（65歳以上人口－同労働力不詳人口）	H22：17.02%	→	R2：24.43%
	女性の就業率（総務省統計局「平成22年及び令和2年国勢調査」） 25歳から64歳までの女性就業者数 ÷（25歳から64歳までの女性人口－同労働力不詳人口）	H22：61.12%	→	R2：71.97%
	保育所・認定こども園（保育利用）の入所児童数 （宗像市「平成26年及び令和5年度宗像市統計書」）	H25：1,602人	→	R5：2,318人

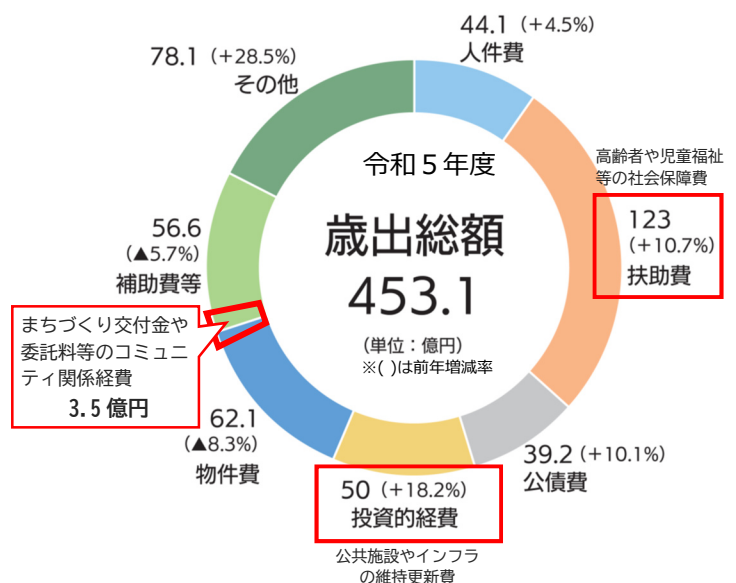
(市の財政状況)

まちづくり交付金や、コミュニティ・センターの指定管理委託料、自治会への業務委託料等、あわせて、年間約3.5億円をコミュニティ関係経費として市から支出しており、市の財政状況も今後のコミュニティ施策を考えるうえで重要な要素です。

令和5年度決算成果報告書によれば、市税や普通交付税等は微増となっており、一定程度の歳入は確保されています。しかしながら、高齢者や障がい者、児童福祉等のための社会保障費にあたる扶助費の推移を見ると、

高齢化の進展や保育所の利用増等により、平成25年度の69億円から令和5年度決算は123億円と大きく増加しています。また、人と同じく都市の高齢化も進んでおり、公共施設やインフラの老朽化により維持補修費や更新のための経費の増加が見込まれているため、自治体として必要不可欠な歳出は増加傾向になることが予想されています。

図2-(3)-3 令和5年度歳出決算状況



○第2次基本構想・計画の取り組み状況の検証

本基本構想・計画の策定にあたり、行政側、地域側の両面から第2次基本構想・計画における取り組み状況の検証を行いました。

表2-(3)-4 第2次基本構想・計画の取り組み状況の主な検証結果

柱	施策	成果	課題		今後取り組むべきもの
運営体制の基盤強化	コミュニティ機能の充実・強化	部会や構成員の再編 地区間での情報交換 研修会等での学び合い促進 事務局処遇の見直し 労務等仕様の整備	住民ニーズの把握 人材・事業の継続性 事業のマンネリ化 参加者の固定化 組織の硬直化	→	住民ニーズや地域資源の再確認 地域の実態に応じた組織と事業の見直し 子どもや若い世代の参加、参画
	コミュニティ活動の担い手の確保	担い手育成のための研修会等の開催 ボランティア人材の活用	担い手、役員成り手不足 ボランティア人材の継続的な活用	→	多様な住民の参加、参画の促進 担いやすい地域組織への変革
	自主・自律の促進	まちづくり交付金の算定方法の見直し チャレンジ交付金の新設	繰越金積立金の活用 交付金の活用実態に基づいた検証	→	地域組織の財務分析 各種財源の有効活用
地域特性を活かした事業展開	まちづくり計画の推進	一部地区での計画見直し	計画見直し・改定の支援 関係者や住民への理念、計画の周知	→	計画の見直し、将来像の語り直し、理念の共有・周知
	地域力を活かしたまちづくり	地域の強みを活かした新たな事業の実施 防災等の新たな課題への取り組み強化	地区の強み(特色)・弱み(課題)の再認識	→	地区の自己分析 地域の特色を活かした取り組み
多様な担い手による連携	連携と協働によるコミュニティづくり	小中学校や大学等との連携の増加	市職員のコーディネート機能の向上	→	地域の力を補完する多様な主体との連携
	行政における推進体制の充実・強化	初任層を中心とした職員研修の充実	コミュニティ施策の意義の再確認	→	職員研修の更なる充実 継続的な情報発信と啓発

(運営体制の基盤強化)

第2次基本計画期間の前期においては、事務局長の処遇改善や就業規則等の共通仕様の整備、まちづくり交付金の算定方法の見直し等に取り組み、コミュニティ運営協議会の組織体制の強化に取り組んできました。後期では、運営協議会役員自治会長合同研修会を市と運営協議会が共催し、関係者の意識改革やスキルアップに努めてきました。また、コロナ禍を契機として事業と組織の見直しに取り組んだ地区もあります。

一方で、地域活動の担い手については、いずれの地区においても不足しているという認識があり、共通の課題といえます。しかしながら、その実態は地区ごとに大きく異なります。それぞれの地域の状況に応じて、より多くの地域住民が参加、参画しやすい手法を検

討し、新たな人材を発掘していく必要があります。また、既存の組織体制や役割分担の見直し、事業の精査も必要不可欠です。今後は個々の地域や組織の実情に応じて、住民が担いやすい組織の形の検討が大きな課題といえます。

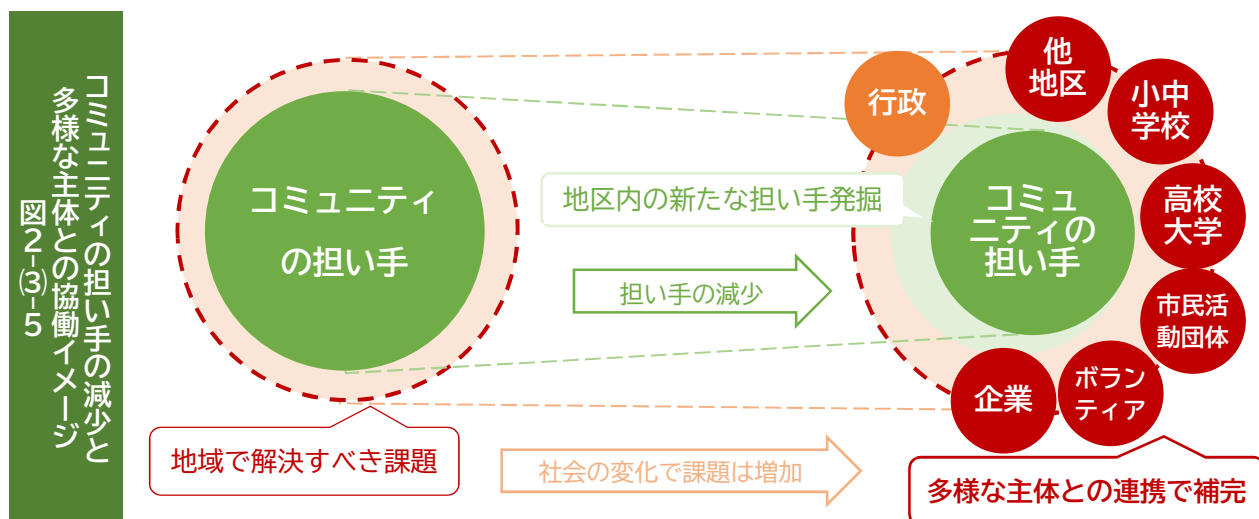
（地域特性を活かした事業展開）

地域の強みを活かした新たな事業については各地区で工夫が凝らされており、多様な取り組みがなされています。特に近年は、自主防災活動等の新たな地域課題へ向けた取り組みが活発化しています。

課題としては、事業のマンネリ化や参加者の固定化が指摘されており、各事業の継続的な見直しが必要となってきています。各地区の活動現場では、目の前の課題解決に向けた取り組みは十分行われているものの、活動の方向性を示す「まちづくり計画」の住民周知や見直し、検証が十分に行われていない状況もあります。今一度、各地区の活動の在り方や強み（特色）と弱み（課題）の再確認、住民ニーズの把握等の地域の自己分析を行い、地域自身が目指す姿を描き直したうえで、事業の見直しに取り組む必要があります。

（多様な担い手による連携）

各地区による取り組み状況の検証結果では、「多様な担い手による連携」の実績はあまりないという回答も多くみられましたが、実際には、各地区の小中学校と協働した活動や、ボランティア人材、大学等と連携した取り組みは数多く行われています。今後、地域の担い手が不足していく中で、コミュニティをとりまく状況を踏まえると、増加する地域課題を地域だけで解決していくことが困難になる状況も予想されます。事業実施のための人員としてだけではなく、地域だけでは担うことのできない課題解決のためのアイデアや企画力、専門性を補完する手段として、他地区との協働や、学校、市民活動団体、企業等の多様な主体の持つ力を有効に活用し、積極的に協働していく必要があります。



○多様化する行政課題とコミュニティとの協働

「地域課題の解決の主体」であるコミュニティ運営協議会を中心とした地域組織は、行政課題の解決においても重要な存在です。地域は、行政が解決すべき課題を発見し、行政につなぐ役割を担っています。市役所からは見えない地域の実態、課題を捉え、住民、行政との調整を図りながら、課題解決に導くことで、その主体的な役割を果たしています。

一方、社会の変化を背景に行政課題も増加、多様化しており、福祉・医療分野等、これまでは行政や専門機関で完結していた公共サービスにおいても、地域の積極的な関わりが求められています。行政課題と地域課題が重なり合う中で、行政と地域が協力関係を持ちながら双方が主体的に課題解決に取り組む必要があります。

第2次基本構想・計画の検証と合わせて、行政内部の関係部署に対してヒアリング調査を行う中でも、今後ますますコミュニティとの協働の重要性が高まることが見えてきています。

表2-1(3)-6 関係部署ヒアリング実施状況	分野	ヒアリング対象課 ※令和5年度時点
	防災・防犯等の安全・安心に関すること	危機管理課
	福祉分野における生活支援に関すること	福祉政策課、高齢者支援課
	住民の健康づくりに関すること	健康課
	子どもの見守りや安全・安心等、子どもの権利に関すること	子ども育成課、子ども支援課 子ども家庭センター
	子どもの教育に関すること	地域教育連携室
	子どもの居場所づくりに関すること	子ども育成課
	清掃活動等の環境美化に関すること	環境課
	道路や公園等の公共インフラの維持管理に関すること	維持管理課
	空家対策、公共交通等、住生活に関すること	都市再生課
	ごみ処理に関すること	環境課
	男女共同、地域の女性参画に関すること	男女共同参画推進課
	公共施設の保守管理に関すること	アセットマネジメント推進課

コミュニティとの協力関係を基盤とした行政施策の推進は多岐に渡りますが、特に「防災」「福祉」「子ども」の3つの分野においては、地域と行政が連携、協働した取り組みが必要不可欠となっています。

（防災分野における地域の自主的な活動の強化）

全国で度重なる災害への対応は行政、地域共通の大きな課題です。『宗像市地域防災計画※』の防災ビジョンにおいても「災害に強い組織・ひとをつくる」ことが基本理念の一つとされ、自治会、コミュニティ運営協議会を基本とした自主防災組織※がその大きな役割を期待されています。災害時は行政の「公助」ですべての住民を支援することは困難です。今後は地域のつながりによる「共助」で住民同士の支え合い、助け合いの体制強化が求められます。

※宗像市地域防災計画 とは？

災害対策基本法に基づき市防災会議が策定。適切な防災活動のために、市の事務・業務を中心に、県、関係機関、公共団体及び市民の処理分担すべき事務、業務及び任務を明確にした計画。

※自主防災組織 とは？

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織で、本市ではコミュニティ運営協議会と自治会単位で組織されている。

（福祉分野でますます高まる地域の重要性）

これまでの福祉施策は、高齢や障がい、生活困窮等の相談内容に応じて、主には行政と専門機関が支援を担ってきました。地域においては、民生委員・児童委員※や福祉会※による見守り活動等の地域福祉活動が実践されてきましたが、これからは地域の中での支え合いの重要性がますます高まっていきます。令和7年度から本市でも開始される「重層的支援体制整備事業」では、現代の複雑化、複合化した支援ニーズに対応していくための包括的な相談体制の構築と合わせて、困っている人を行政と地域が一体となって支えることを念頭に、属性や世代の垣根を越えて様々な住民が関わり、安心して過ごすことのできる居場所づくりが事業化され、その一部をコミュニティ運営協議会が担うこととなっています。

また、令和7年度施行の『宗像市こども計画※』においては、全国的な不登校やひきこもりの増加、地域のつながりの希薄化に伴う孤独、孤立の問題の顕在化を踏まえて、若年層の安心できる居場所づくりが課題の一つとしてあげられています。社会的孤立は高齢者に限らず、あらゆる世代に起こりうるものです。孤立状態に陥らない住民同士のつながりづくりは地域に求められる大きな役割といえます。

※民生委員・児童委員 とは？

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域住民であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。本市では概ね自治会ごとに地域住民のうち1名程度が委嘱されている。

※福祉会 とは？

地域福祉の増進のために地域住民によって自主的に組織化されたもの。組織化や活動にあたっては社会福祉協議会が支援しており、宗像市ではコミュニティ単位のことを「地区福祉会」、自治会単位のことを「小地域福祉会」と呼称している。

※宗像市こども計画 とは？

宗像市の子ども、子育てに関わる施策の総合的な計画。これまでの「子ども・子育て支援法」に基づく支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく行動計画に位置付けられる『子ども・子育て支援事業計画』に加え、こども基本法に基づく『子ども計画』、子ども若者育成支援推進法に基づく『子ども・若者計画』を包含したもの。

（子どもの教育における地域と学校の協働）

地域の子どもたちの健全な学びや育ちは、行政、学校、地域あるいは社会全体の共通の課題であり責務です。本市では、令和4年度から全校区で学園運営協議会※が設置され、「小中一貫コミュニティ・スクール」が本格導入されました。コミュニティ・スクール※は、学校と地域がお互いの情報や課題を共有し、共通の目標を持って総がかりで子どもたちを育てる枠組みであり、本市の学校教育の基盤となるものです。地域は多様な人材や地域資源を活用し、学校と協働して子どもたちの学びを支えます。地域にとっても、子どもの学びや育ちに地域ぐるみで携わることで、子どもや子育て世代の住民とのネットワークが広がるとともに、子ども自身が自分の住む地域を知り、関心を持つことで、地域参画の意欲につながることも期待されます。

※コミュニティ・スクール とは？ ※学園運営協議会 とは？

「コミュニティ・スクール」は、保護者や地域住民が当事者として学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校のこと。本市ではかねてから、同じ中学校区にある小中学校を1つの学園とし、義務教育9年間の一貫したカリキュラムに基づく小中一貫教育を実践しているため、学園単位で「学園運営協議会」を置き、「小中一貫コミュニティ・スクール」に取り組んでいる。

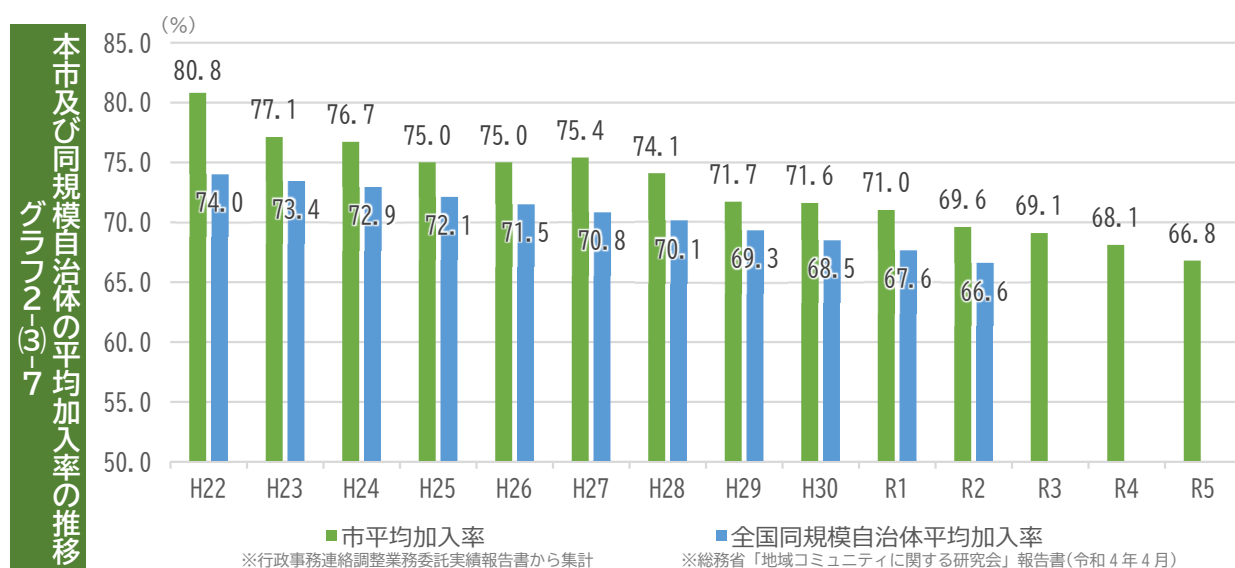
○自治会の現状から見る地域の課題

自治会は、住みよい地域づくりを目的に、住民の自主的な総意に基づいて活動する組織です。本市のコミュニティ施策は、コミュニティ運営協議会を中心に展開されていますが、コミュニティづくりの土台となるのが自治会です。しかしながら、加入率の低下や担い手不足等多くの課題を抱えています。本市の自治会の現状を、加入率の推移と令和5年度に行った「自治会活動に関するアンケート」をもとにまとめます。

（自治会加入率の低下）

自治会の加入率の低下はかねてから指摘されており、平成22年度から令和5年度までの本市自治会加入率は減少傾向が続いています。総務省の調査で明らかになっている令和2年度までの全国の同規模自治体の平均加入率と比較すると、本市のほうが高い水準であるとはいえ、いずれも低下傾向に歯止めがかかっていない状況です。

自治会加入率は、地域への参加、参画の意識を持つ住民の割合を示す一つの指標といえます。自治会加入率の維持、向上は、自治会活動のみならず、本市の目指すコミュニティづくり、住民自治を持続可能なものとしていくためには重要な課題の一つです。



アンケート結果では、自治会長が感じている未加入や退会の理由として、「役員就任が負担(21.5%)」「高齢のため(18.8%)」「自治会活動に必要性を感じない(18.8%)」「事業の参加が負担(12.1%)」が上位を占めており、住民の高齢化、価値観やライフスタイルの変化に伴う参加、参画への負担感の増加や、自治会活動の重要性や内容への理解不足または無関心が背景にあると考えられます。

（担い手不足と住民の負担感）

自治会長が感じている自治会運営の課題を見ていくと、担い手の不足や住民の負担感が、多くの自治会にとって共通の課題となっています。自治会長の経験年数に関する質問では、全体の約 60.8%が 1 年目と回答し、任期为 1 年としている自治会が約 55.4%と半数以上という結果となりました。

自治会長をはじめとした役員の負担感が強く、複数年役員を引き受ける人材の確保が難しいという課題が見えてきています。結果として、組織運営の責任者が単年で入れ替わるため、事業の継続性の担保や運営方法の見直し等の改革が進みづらい状況にあると考えられます。また、役員に関わらず、各活動への参加者が減少傾向にあるという課題意識があり、住民全体として活動に負担感を持っていることが伺えます。

表 2-(3)-8 自治会アンケート
「自治会運営に関して課題と感じているもの」

項目	自治会数(回答率)
役員のなり手が少ない	101 (27.7%)
会員の高齢化	88 (24.2%)
運営、行事への参加者の減少	41 (11.3%)
役員の負担が重い	39 (10.7%)

※11 項目中上位 3 項目を選ぶ設問
全回答中 10%以上の回答率となった項目のみ抜粋

（運営方法や行事の見直し）

担い手不足や住民の負担感という課題に対しては、コロナ禍を契機とした行事の見直しや、SNS 等のデジタル技術を活用した新たな運営方法への挑戦も一部自治会では行われており、変革期を迎えているといえます。また、自治会アンケート結果では、お金や時間(手間)を多くかけている活動は「まつり」「敬老会」等の交流事業が上位ですが、取り組むべき活動では「自主防災活動」が最も多くなっています。従来から続いている住民同士のつながりづくりにお金と時間をかけている自治会が多いものの、防災等の比較的新しい地域課題への取り組み状況には、課題があるといえます。

表 2-(3)-9 自治会アンケート 「自治会活動のうち ①～④に当てはまる 活動を選択」	活動名	①実施している活動	②取り組むべき活動	③お金をかけている活動	④時間をかけている活動
	まつり	73	22	56	57
	敬老会	105	24	73	47
	福祉社会活動	66	21	21	16
	自主防災活動	97	32	8	17
	防犯灯の維持管理	87	9	26	1
	一斉清掃	122	30	17	21
	分別収集	115	21	3	10

※①は実施しているものすべてを選択、②～④の 20 自治会以上が選択した活動を抜粋して記載

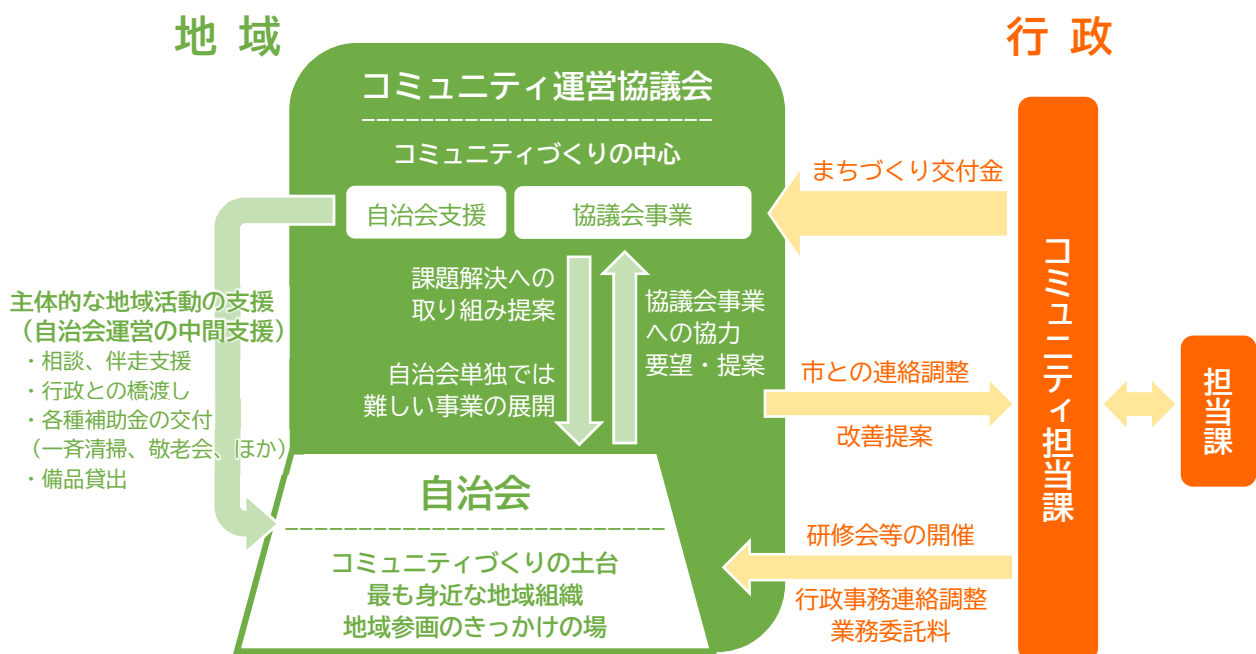
（求められる自治会の役割とコミュニティ運営協議会との関係）

自治会の最大の特長は、住民同士が生活の中で互いの顔が見える関係であるということです。日常生活での子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合いは、協議会単位の広域で担うことは難しく、最も身近な地域組織である自治会だからこそ担うことのできる役割です。これからの自治会は、従前の住民同士の親睦に加え、それらの活動や日常生活の中での住民同士のつながりをもとに、社会的孤立の防止や自主防災活動等「命と暮らしを守る」ための支え合い組織としての役割が求められます。

加えて、自治会は最も身近な地域組織であることから、住民が、地域活動に気軽に参加、参画できる窓口となっています。多くのコミュニティ運営協議会の関係者が、自治会活動を経て、役員、部会員として活躍している現状からも、地域人材の発掘、育成機能を有しているといえます。自治会を窓口として、より多くの住民が地域活動やコミュニティづくりの意義、楽しさを知る機会を創出する重要な役割も担っていくことが求められます。

コミュニティ運営協議会においては、今後も各自治会の主体的な地域活動を支援するため、まちづくり交付金の有効活用や自治会運営の伴走支援等の中間支援機能が期待されます。また、協議会事業では、相互に協力関係を保ちながら、それぞれの特長に応じた役割分担を行い、協働してコミュニティづくりを進めていく必要があります。

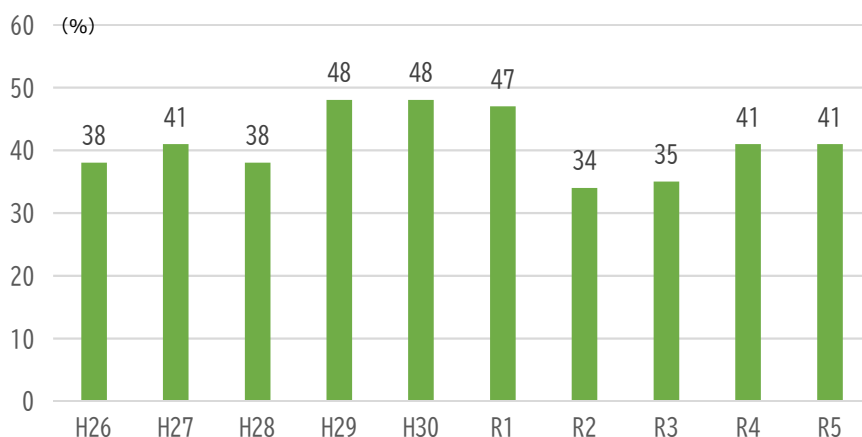
図2-(3)-10 本市のコミュニティ施策における自治会の関係イメージ



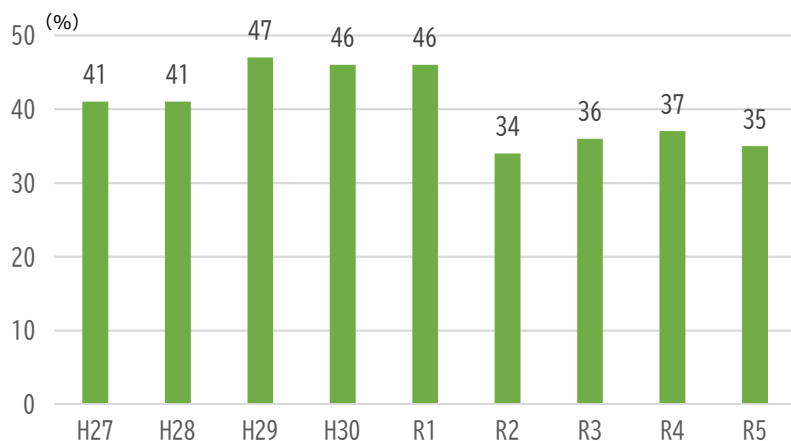
○地域住民の参加、参画の状況

住民のコミュニティや地域活動への参加、参画意識を測る指標の一つとして、コミュニティに関する市民アンケートの項目と結果を次のグラフに示します。

あなたは、最近1年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか。（「ある」と答えた市民の割合）



あなたは、最近1年間に、お住まいの地域のコミュニティ・センターをどの程度利用しましたか。（一定程度「利用している」と答えた市民の割合）



※同項目アンケート開始時の平成27年から記載

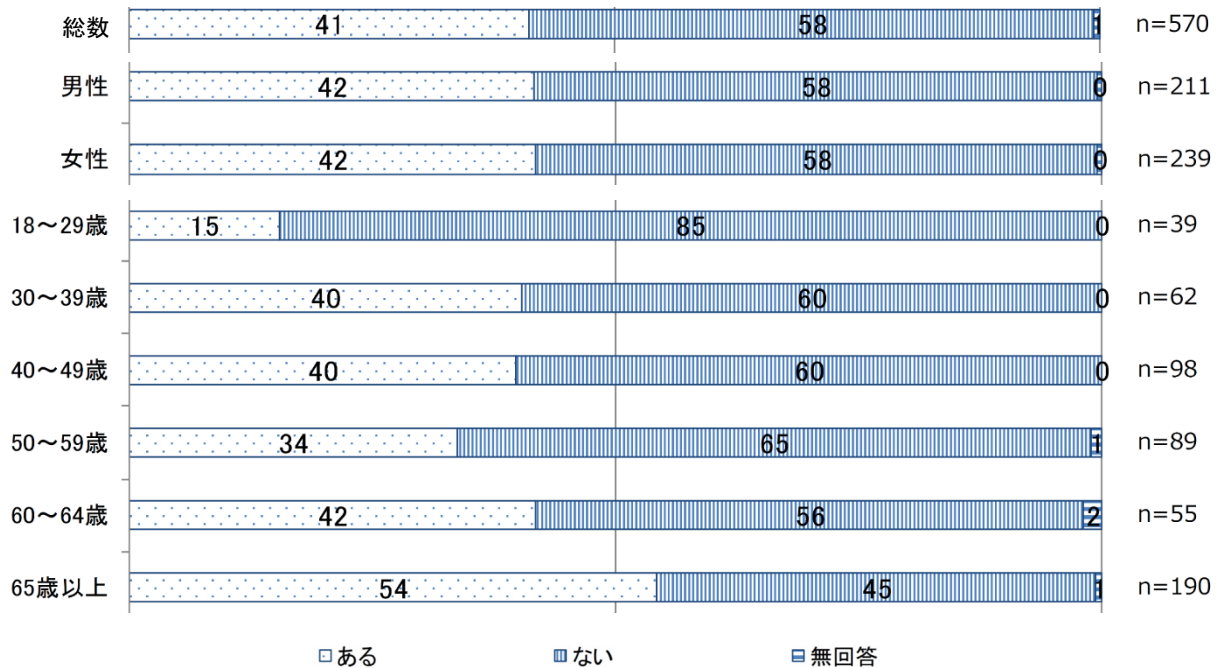
【調査方法】市内在住18歳以上1,500人を無作為抽出しアンケート配布、郵送またはインターネットでの回答

いずれの項目も、コロナ禍の影響を受けた令和2年度に大きく減少していますが、平成29年度から令和元年度がピークで47%前後となっています。裏を返せば、過半数の市民はコミュニティ活動に参加したり、コミュニティ・センターを利用したりしていない状況です。コミュニティ活動やコミュニティ・センターは地区のすべての住民を対象としたものです。より多くの市民がコミュニティ活動に積極的に参加、参画する環境づくりが今後の大きな課題といえます。

次のグラフは、前頁の市民アンケート 1 項目目の男女別と年代別の回答の割合です。

グラフ 2-(3)-12 令和 5 年度市民アンケートの結果

あなたは、最近 1 年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか。（男女別、年代別結果）



男女での差はみられませんが、年代別では 65 歳以上が最も多く、調査の母数は少ないものの 18～29 歳が最も少ない結果となっており、高齢者中心の参画状況となっているのがわかります。若年層に次いで少ない割合なのが 50～59 歳であり、30～49 歳のいわゆる子育て世代は比較的参画機会が多いとみられます。子どもを通じた参加、参画のきっかけはつくりやすい反面、子育て期を過ぎた地域住民が引き続きコミュニティ活動に関わっていく仕組みづくりが必要です。

また、令和 5 年度に調査した「子ども政策推進事業に係る基礎調査」のうち、子育て世代を対象にした「宗像市の子育てに関する満足度」の項目では、次の 2 つの満足度が、平成 30 年と比較して大きく変化しています。

表 2-(3)-13 子ども政策 推進事業に 係る基礎調査	宗像市の子 育てに関する満足度	世代間交流など地域と親子の交流機会 (満足・やや満足を合わせた割合)	H30 : 34.6% → R5 : 22.0%
		子どもの遊びや体験活動の機会や場 (満足・やや満足を合わせた割合)	H30 : 51.4% → R5 : 35.2%

数値の低下はコロナ禍によるコミュニティ活動の停滞の影響とも考えられますが、この 2 つの項目は、特にコミュニティが大きな役割を果たすことができるものであり、子育て世代からの期待も高いものといえます。

3. コミュニティの将来像

(1) 総合計画におけるまちの将来像

本基本構想・計画の上位計画である「第3次宗像市総合計画」の策定にあたっては、「むなかたの会議」と題したワークショップ※や市民アンケートを実施し、学生や子育て世代も含め、多くの世代からまちの将来像について意見を収集しています。中でもコミュニティと関連性の深いと考えられるキーワードを次にまとめました。

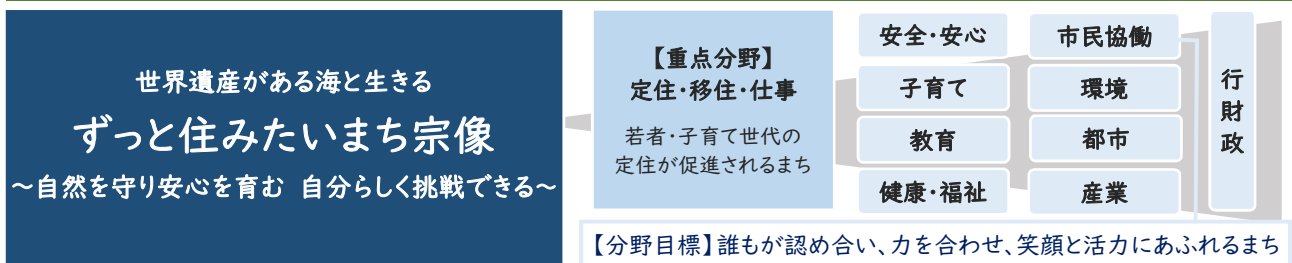
表3-(1)-1 第3次宗像市総合計画ワークショップで出たキーワード

世代	「世代間交流」「子どもも大人も横並び」「高齢者と子どもたち(のコラボ)」「幅広い世代と一緒に暮らせる」「若者がたくさんいる」「若者の意見が実現できる」「価値観の共有」「住んでいる人が元気」
地域参加	「人とつながる」「チャレンジできる」「困ったことを少しずつ解決」「関わり続ける」「スポット参加」「自分の居場所」
子ども	「子どもまんなか」「子育て支援から子ども支援へ」「おせっかいなまち」「遊べる場所が増えてほしい」「イベントだけでなく日常的なサポートがほしい」「みんなで子育て、みんなで暮らす(家族以外を頼れる社会に!)」
郷土愛	「今あるものを再確認→いいものがたくさんある(むなかたの当たり前に自ら気づく)」「郷土愛(子どものうちから)」「シビックプライド」「地域貢献」「幼少期の思い出」「楽しかった経験」「社会とのつながり」

世代間や地域での人と人とのつながりや、子ども、子育て支援に関わるキーワードが多くあり、今後のまちづくりにおいてコミュニティに期待される役割が感じ取れます。

また、第3次総合計画における将来像は次のとおりです。

図3-(1)-2 第3次宗像市総合計画におけるまちの将来像(基本構想)



宗像の豊かな自然や文化、人と人とのつながりを大切にした支えあえる地域づくりなど、誰もが安心して暮らせる生活環境を維持・向上させ、市民が自己実現に挑戦できるまちづくりを進めます。今後10年の各分野の取り組みを通して、地域と関わりを持とうとするシビックプライド※が醸成されるまち、選ばれるまち、住み続けたいと思える「ずっと住みたいまち宗像」を目指します。コミュニティ施策は、まちの将来像を達成するための各分野のうち「市民協働」の中に位置付けられています。

※ワークショップとは？

参加者から意見を募り、共同作業を行いながら、意見の収集や集約を行うこと。

※シビックプライドとは？

自分が住んでいる地域に対する住民の誇り、愛着のこと。単なる郷土愛だけではなく、地域の発展に貢献していこうとする当事者意識に基づく自負心を指すもの。

(2) コミュニティの将来像

本基本構想・計画におけるコミュニティの将来像の検討にあたっては、コミュニティ活動の推進主体であるコミュニティ運営協議会の役員が集う研修会（令和5年11月開催）において、「10年後の未来を描く」をテーマにワークショップを開催し、意見交換を行いました。

表3-(2)-1 将来像ワークショップのグループごとの結果集約

[参加者] コミュニティ運営協議会役員 12 地区 50 人 [方法] A～K の 11 グループに分かれて ワールドカフェ※方式で実施		主な意見	
	主な意見	F	「子ども・親子を中心にしたイベントを！」 ・子どもを中心に親世代も取り込む ・子どもたちが大人になっても地域参加してくれるように ・デジタル活用で、情報の周知や負担軽減で担い手確保！
A	「みんなが笑顔で元気に生活できる！」 ・役員不足、組織の見直し…若者を参画させる仕組み ・20 年の取り組みの検証が必要！	G	「全世代参加型のまちづくり」 ・10 年後は超高齢者～移動手段(バス)の充実 ・子どもが輝くまち～子どものアイデアを反映 ・デジタルとアナログの併用、組織や行事のスリム化
B	「美しいまち～子どもに受け継ぐ」 ・住み続けたいまちにする ・自然がきれいに整備されているまち ・新しい人も溶け込めるまちづくり ・子どもは 10 年後の担い手。大人(保護者)もついてくる！	H	「安心・安全、高齢者も若者も住みやすいまちに」 ・要支援者の見守りや共働き世帯が安心できるまち ・子どもを真ん中に据えた取り組み→全世代が楽しめる ・コミュニティ、自治会のメリット、情報発信を！
C	「未来の花～10 年後に咲く種を蒔く」 ・人材不足や自治会への理解不足が課題… ・子ども中心の事業や若者が輝く場をつくる →若者がふるさとに還る種を蒔く	I	「子ども中心のコミュニティ ～子どもがいると大人も元気に！」 ・担い手不足…子どもを担い手に！ 親や祖父母も、自治会未加入者も、 子どもを通じてきっかけづくり
D	「絆が残る宗像」 ・「隣組」が重要。お互いが助け合える関係づくり ・小さい枠組での、小さな事業も大切。 ・自助、公助、「共助」＝「近所」で課題解決！	J	「みんなが元気に笑顔で楽しく ～地域に必要とされるコミュニティ」 ・子どもを真ん中に置いて、全世代参加を ・防災～何かあった時のためみんながつながっておく ・歩みを止めない！（持続可能な地域社会）
E	「成熟した大人(高齢者)の社会」 ・もっと若い人や子どもに目を向ける …60 代以上の意識改革が必要！	K	「コミュニティ＝コミュニケーションの場、 全ての世代が活躍できる場に！」 ・企画から子どもたちとコラボ→次世代の育成 ・SNS 活用で情報が届く、住民間の橋渡し デジタルとアナログのハイブリットで！

※ワールドカフェ とは？

ワークショップの手法の一つ。カフェのような雰囲気、小グループでの話し合いを、メンバーを替えながら繰り返すことで、意見交換しやすく、多くの参加者の意見を共有することができる。

各グループでは、コミュニティ活動に参加する住民の偏りや、担い手不足に対する課題意識が共通して議論されていました。その中でも、今後のコミュニティが目指す姿として、多くのグループで「子ども」「若者」を中心とした多世代が関わるコミュニティ活動を展開することで、10年先、20年先においても持続可能なコミュニティをつくっていきたいという主旨の意見が交わされていました。

これまでに述べてきたように、コミュニティの役割が単なる住民交流に留まらず、地域のつながりを活かした地域課題の解決であること、そして多くの地域がコミュニティ活動への参加者の固定化や担い手不足の現状に危機感を持っていることを踏まえ、世代や価値観の違い、自治会の加入未加入等、これまでの枠組みにとらわれることなく、多くの地域住民がつながりを持ちながら、誰もがコミュニティに関わる環境をつくっていく必要があります。また、活動への参加、参画を通して、地域への愛着と地域に貢献しようとする心を育み、担い手となりうる人材を増やしていくことでコミュニティの持続可能性を高めることも重要となります。

ワークショップの結果と、これらの現状と今後の課題を踏まえ、本基本構想・計画における将来像を次のとおり定めます。

将 来 像

**誰もが関わり 誰もが愛する
未来につながるコミュニティ**

（３）将来像に向けた基本方針

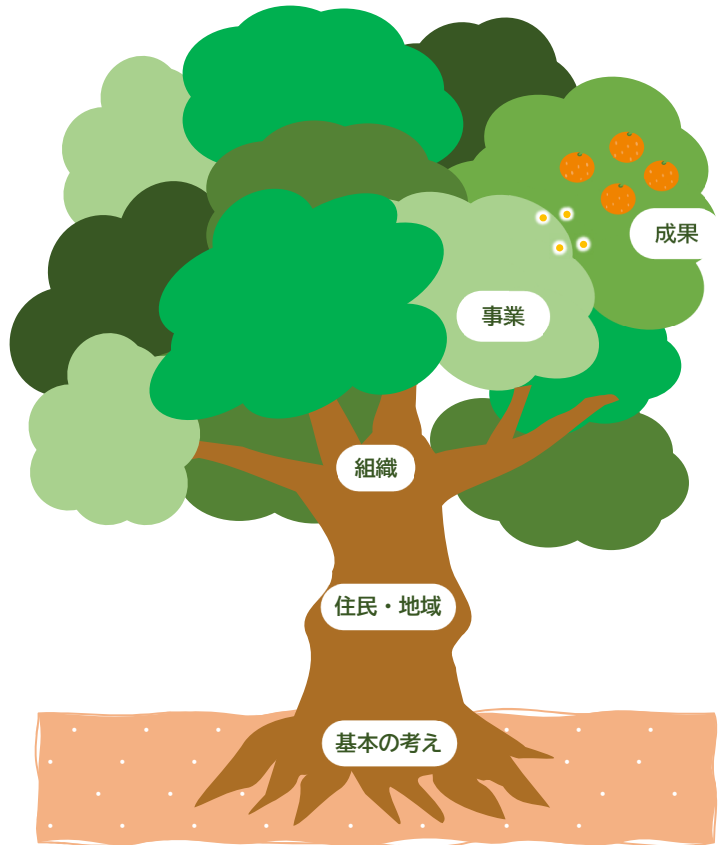
本基本構想・計画では、これまでのコミュニティの成長を踏まえ、コミュニティを「木」に例えて基本方針を示すこととします。コミュニティの基本的な考えを「根」、地域の実態や住民の状況を「幹」、コミュニティ運営協議会やその事務局、部会、構成する自治会、各種団体等の地域組織を「枝」、目に見える事業や活動を「葉」、その先に生まれる成果を「実」、未来につながる部分を「種」と表現します。

これまでの第２次基本構想・計画では、「成熟した」「個性輝く」「つながりひろがる」をキーワードに、それぞれの「木」をより高く、大きく成長させていくことを目指して、組織の強化や事業の充実、つまり「枝・葉の成長」が図られてきました。

しかしながら、高齢化や核家族化の進展、社会的孤立の増加、価値観やライフスタイルの変化による地域参画の機会や時間の減少、それらに伴う地域活動への関心の低下等の社会全体の変化とともに、地域課題や住民ニーズ、担い手となる地域住民の事情も 10 年前、20 年前とは変化してきています。それらの変化を背景として、既存の枠組みにとらわれることなく、地域の事情にあった組織と事業の見直しに取り組む必要があります。

そして、最も大きな課題として、コミュニティに対する基本的な考え「根」の揺らぎがあります。宗像市におけるコミュニティ施策が本格化して 20 年余り、地域にとっても、行政にとっても「コミュニティ」が当たり前のものとして定着してきました。しかしながら、自治会等の地域組織の協働により充実した地域活動を実践できる運営協議会の存在意義や、地域特性に応じて多様な活用ができるまちづくり交付金の仕組みへの理解不足等、地域住民や市職員の中で、その役割や重要性に対する認識が十分でない状況がみられます。

これらの実態を踏まえ、目指す将来像の実現のため、次の 4 つを基本方針に定めます。



①根を確かめる ～基本の考えに立ち返る

今一度、基本の考えに立ち返ることに、まずは取り組みます。地域、行政それぞれが市民参画条例に示す理念や、これまでに述べたコミュニティの役割や重要性、「住民自治」「地域分権」の意義を再認識するとともに、各地区のまちづくり計画で描く「なりたい姿」の再確認あるいは語り直しを行っていきます。

②幹を知る ～地域の実態を捉え、「できること」「すべきこと」を整理する

茂る枝、葉を支える幹の太さは、地域の力強さそのものです。その地域の実態、人の変化を捉えることは、よりよい成長に欠かせません。コミュニティ関係者を含めた地域住民同士が相互に理解を深めるとともに、地域の自己分析を行い、地域で「できること」、コミュニティの「なりたい姿」に向けた「すべきこと」を整理する必要があります。

③枝・葉を整える ～より永く、親しみやすく、組織と事業の最適化

木の枝が伸び、葉が茂ることはよいことですが、それが過ぎると、自ら立っていることが難しくなったり、周囲に悪い影響を与えたりしてしまうこともしばしばです。今後の持続可能性を念頭におけば、これまでの「より大きく、より高く」から、「より永く、親しみやすい」存在にコミュニティを育てていくことが肝要です。支える幹、地域の実態にあった組織や事業となるよう、地域組織ごとの役割の再確認や分担の見直しを検討し、地域住民にとって担いやすい地域組織への変革を図ります。あわせて、これまでの地域組織による活動にこだわらず多様な主体との連携を進め、「できること」を増やしていきます。地域の役割やニーズ、特色に基づいた事業の最適化を進め、「すべきこと」を実践していきます。当然、組織と事業を支える各制度の見直しも進めていきます。

④実をつけ、種を蒔く ～多様な住民の参画から次世代の育成へ

「実」は、これまでコミュニティ活動に関わりが少なかった地域住民も含め、誰もが参加、参画し、そのつながりが継続されていくこと、「種」はつながった地域住民が次の担い手へと育っていくことを表します。子どもや若い世代を中心とした地域住民が、活動への参加、参画を通して、地域への愛着、地域に貢献しようとする心を育むことで、未来へつなぐ持続可能なコミュニティを形成していくことを目指します。

これら 4 つを基本方針とし、基本計画において具体的な支援策や検討していく事項、行政と地域の役割分担を示します。

■基本計画編

基本計画の概要

(1) 基本計画の体系

本基本計画は、基本構想において定めた4つの基本方針に沿って、次の体系でまとめていきます。

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画 体系図イメージ

基本方針	項目	内容
①根を確かめる 基本の考えに立ち返る	(1)「協働」「コミュニティ」を確かめる	市民参画条例の理念の学び直し コミュニティ施策の理念の再確認 「行政の役割」「地域の役割」の再認識
	(2)コミュニティの“よさ”を発信する	住民への多様な情報発信
	(3)地域の「なりたい姿」を考える	地区の将来像の語り直し
②幹を知る 地域の実態を捉え、 「できること」 「すべきこと」を整理	(1)住民同士が互いを理解する	社会状況や住民の価値観の変化への理解 住民の意識と意見・ニーズの把握 地域組織同士の対話機会の創出
	(2)地域を分析、把握する	地域の強み・弱みの再確認 地域組織の事業・活動や財政状況の的確な把握 地域と協働すべき行政課題の精査
	(3)「すべきこと」「できること」を整理する	地域の自己分析と「なりたい姿」に基づく事業検討 既存事業の取捨選択 事業実施に向けた行政と地域の役割分担
③枝・葉を整える より長く、親しみやすく、 組織と事業の最適化	(1)担いやすい組織を考える	運営協議会内の役割分担の最適化 (事務局長の職責・サービス・処遇の最適化) 会議や連絡調整等の組織運営の効率化 運営協議会と自治会、自治会長の役割の最適化 自治会組織の運営改善の支援
	(2)地域の仲間を増やす	新たな人材確保へ向けた多様な関わり方の検討 コミュニティ活動への参加のきっかけづくり 自治会活動への参加のきっかけづくり ボランティア人材の活用
	(3)地域以外にも仲間をつくり、 「できること」を増やす	他地区や地元小中学校との協働 市民活動団体との協働 大学等の専門機関、民間企業との協働
	(4)活動資源を整える	まちづくり交付金の運用方法と配分の見直し 地域住民の拠り所となるセンター運営 地域の実情に応じた活動拠点の在り方の検討
	(5)「すべきこと」を実践する	多様な住民の共感を呼ぶ事業展開 「振り返り」の仕組みづくり スキルアップやネットワーク構築の支援強化
④実をつけ、 種を蒔く 多様な住民の参画から 次世代の育成へ	(1)多様な住民が長く、つながる	サポーター/プレイヤーの登録制度の導入 やりたいことが実現できる仕組みづくり
	(2)次の仲間を育む	コミュニティ・スクールを通じた次世代育成 子どもや若い世代の参画による事業の実現



将来像

誰もが関わり 誰もが愛する
未来につながるコミュニティ

(2) 基本計画の構成

本基本計画は、前述の体系のうち項目ごとに次の事項を整理していきます。

○現状と課題

○取り組むべき内容

○取組例（具体的な手法や検討事項）

○地域の役割と行政の役割

（○事例の紹介）

具体的な方策については、地区の実情や社会情勢に応じて、適切な手法が異なってくる可能性があるため、取組例として記載し、実践にあたっては地区ごとあるいは市全体の状況によって手法を選択していくこととします。また、既に先行して行われている事例がある場合には、各項目の末尾で紹介していきます。

(3) 行政の役割、地域の役割の基本的な考え方

本基本計画は、行政と地域の協働目標を定めることを目的の一つとしており、その設定においては、それぞれの役割について基本的な考え方を整理する必要があります。両者の実際の役割分担は個別の取り組み内容や当事者の状況により変化するものですが、市民参画条例における「協働」とそれぞれの「責務」の定義から考えをまとめます。

まず、市民参画条例では、「協働」について、以下のように定めています。

市民参画条例…
協働について

（定義）

第2条（8）協働 市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みをいう。

（基本理念）

第3条 2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自律性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを目指して推進する。

（協働の原則）

第29条 協働で行うものは、企画立案、実施及び評価の過程において、次に掲げる事項を原則として協働を行い、協働の効果を高めるようにする。

- （1）情報を共有し、透明性の確保を図ること。
- （2）説明責任を果たすこと。
- （3）対等の立場に立ち、互いに理解しながら、目的を共有すること。
- （4）互いの自主性及び特性を尊重し合うこと。
- （5）それぞれが自覚と責任を持ちながら、協力し、連携すること。

さらに、行政、市民等、コミュニティ運営協議会のそれぞれの責務について次のように定めています。

市民参画条例…それぞれの責務について	(市の責務)
	第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施する。
	2 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するに当たり、情報の共有を図り、様々な機会を創出するよう努める。
	3 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進の重要性が市民等に浸透するよう、市民等及び職員に対し、啓発、研修等を実施する。
	(市民等の責務)
	第5条 市民等は、自らの意見と行動に責任を持ち、宗像市全体の利益を考慮しながら、市民参画、協働及びコミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。
	(運営協議会の責務)
	第39条 運営協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。
	(1) 地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいようにすること。
	(2) 地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいようにすること。
	(3) 積極的に情報の共有を図るようにすること。
	(4) 役員等の選出について透明性を図るようにすること。
	(5) 自らの活動を評価するよう努めること。

これらの定義を踏まえ、行政と地域が、それぞれの立場を理解、尊重し、特性に応じた役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でコミュニティ活動に取り組んでいくことを前提に、以下の表のとおり、双方の役割を整理します。

行政びの役割、地域の役割の基本的な考え方	
○行政の役割	○地域の役割
・各地区共通で行うものの企画立案、実施支援 ・地域が主体的に活動を行うための制度、設備及び財源等の総合的な環境整備と支援 ・地域との情報共有と対話 ・市職員に対する研修 ・市民全般への啓発、周知活動	・地区ごとに行うものの企画立案、実施 ・意見と行動に責任を持った主体的な組織運営と事業、活動の展開 ・行政との情報共有と対話 ・地域住民への情報共有と意見集約、参画の推進 ・地域住民への啓発、周知活動

これらの考えを原則とし、本基本計画の各内容における役割分担を明示していきます。

①「根」を確かめる ～基本の考えに立ち返る

(1)「協働」「コミュニティ」を確かめる

理念の共有

○現状と課題

市民との協働、コミュニティとの協働によるまちづくりは、本市が誇る先駆的な取り組みとして定着してきました。しかしながら、言葉や手法が定着してきた一方で、行政と地域が対等な立場に立ち、互いの特性を尊重しながら、相乗効果的に成果を生み出すという施策の意義や本質への理解が、行政においても、地域においても薄れてきています。行政の担当者や地域の担い手が代わっていくことを前提にすれば、節目節目で取り組みの「根」となる基本的な考えを確認することで適切な役割分担ができ、より効果の高い「協働」を進めることができます。今後も、地域と行政が真のパートナーシップをもって、未来につながるコミュニティを育てていくためには、今一度、コミュニティ施策の原点に立ち返る必要があります。

○取り組むべき内容

- 市民参画条例の理念の学び直し
- コミュニティ施策の理念の再確認
- 「行政の役割」「地域の役割」の再認識

市民参画条例は、本市の市民協働における憲法といえる理念条例です。協働の原則や行政と地域のそれぞれの責務等、基本的な考えを改めて学び直し、市職員と地域住民の双方が研修や各会議体を通じた確認作業に取り組みます。なお、本内容はいずれの取組例においても10年のうち初期に集中して行うものではなく、定期的、継続的に実施していく必要があります。

○取組例

- ・協議会役員や自治会長等の地域の担い手を対象とした研修での周知徹底
- ・総会、運営委員会、役員会、部会等の各会議体での情報共有
- ・市職員に対して初任層だけでなく、中堅、管理職等の各階層別研修を開催

○行政の役割

- ・地域向け研修の企画運営
- ・地域の各会議体で活用できる啓発ツールの検討・作成
- ・職員向け研修の開催と内容の充実

○地域の役割

- ・地域向け研修の企画協力、参加促進
- ・協議会内の各会議体での情報共有
- ・職員向け研修へ協力

(2) コミュニティの“よさ”を発信する

魅力の発信

○現状と課題

コミュニティや自治会は、地域住民にとって本来身近な存在です。しかし、コミュニティ・センターの存在は知っていても、まつり等のイベントを除けば、具体的な取り組みや仕組みを知らないという地域住民が多いのが実情です。その結果として、P22 グラフ 2-(3)-11 のように、コミュニティ活動の参加者やセンター利用者が全体の過半数に届かない現状があります。また、令和 5 年度市民アンケートで「自治会に加入したことがない」という方に対して、その理由を尋ねたところ「何をやっているかわからない」という回答が 20% を占めました。コミュニティ活動に参加する人、自治会に加入する人、そして将来の担い手を増やしていくためにはコミュニティの“よさ”について、地域住民に知ってもらう努力が不可欠です。

○取り組むべき内容

●住民への多様な情報発信

地域住民に「知ってもらう」ためには、情報を「発信」することは当然ですが、「どうすれば届くのか」を常に意識する必要があります。これまでの市広報紙やコミュニティ広報紙の充実はもちろん、SNS 等のデジタル技術を活用し、地域住民のライフスタイルや時代に合わせた多様な手法を積極的に取り入れていく必要があります。

○取組例

- ・パンフレット等の啓発ツールの刷新
- ・市広報紙や各地区コミュニティ広報紙等の情報発信の充実
- ・SNS 等のデジタル技術を活用した新たな広報活動の実施

○行政の役割

- ・市広報紙や SNS、啓発ツール等を活用した全市的な情報発信の充実
- ・各地区共通に実行できる情報発信手法の調査研究（デジタル回覧板の普及）
- ・地域向け広報研修の企画運営
- ・各地区や他自治体の先行事例の収集と共有

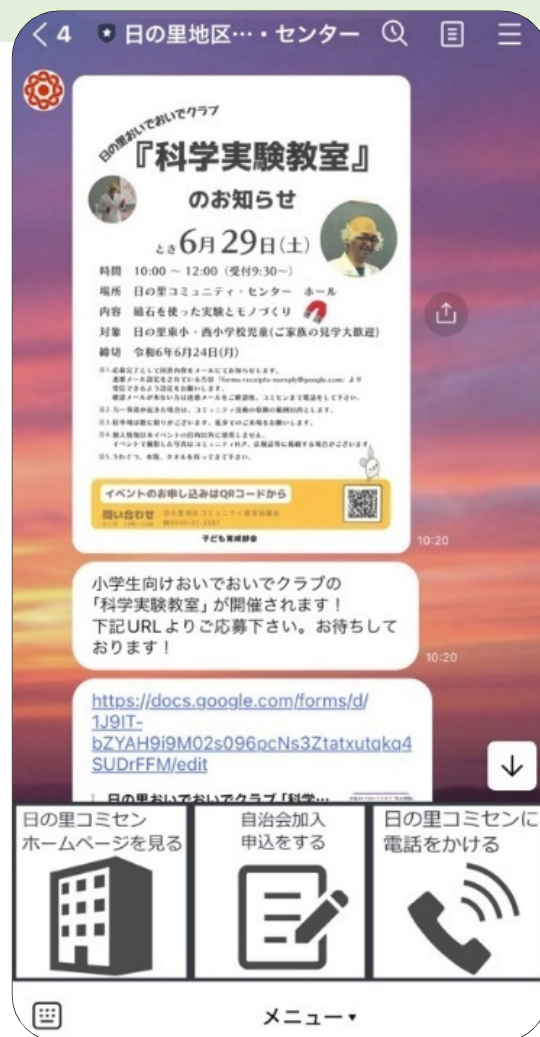
○地域の役割

- ・コミュニティ広報紙の充実
- ・SNS 等を活用した新しい情報発信への挑戦
- ・年代やライフスタイルに合わせた発信を実践のため、協力してくれる地域人材の発掘

○事例：日の里地区「デジタル回覧板」

日の里地区コミュニティ運営協議会では、令和6年1月から市内で初めて、LINE 公式アカウントを活用したデジタル回覧板を開始しました。月に1度のコミュニティ広報紙や回覧板を待つことなく、素早く、多くの情報が発信できています。また、情報発信だけでなく、部会ごと、自治会ごとの連絡の配信や、自治会加入申し込みができる機能を取り入れる等、工夫を凝らした活用がなされています。開設から1年で登録者数は1,100人を超えており、地区の住民の1割以上が登録していることになります。

令和6年度からは吉武、赤間西、自由ヶ丘、南郷、池野、岬地区が導入にチャレンジしており、多様な情報発信の取り組みが徐々に広がっています。



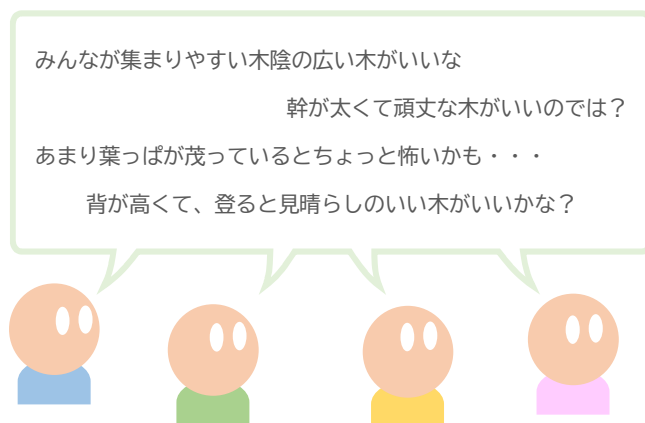
日の里のデジタル回覧板(LINE 公式アカウント)の画面

(3) 地域の「なりたい姿」を考える

将来像の議論

○現状と課題

コミュニティの特色や課題、活躍する人材は当然ながら地区ごとに異なっており、それに応じて地区ごとの目指す姿も異なってくるはずです。それぞれの形の住民自治を進めていくには、地域住民が地域の将来に対して共通認識を持って前進していく必要があります。各地区の運営協議会設立時には、様々な地域住民が集い、目指す姿についての議論を尽くしてきましたが、各地区の事業、活動が成熟してきたが故に、立ち止まって議論する機会が少なくなっていると考えられます。本基本計画を契機とし、改めて地域での議論を重ね、住民の中に深く根差した地域の将来像を描く必要があります。



○取り組むべき内容

・地区の将来像の語り直し

コミュニティは、地域住民一人ひとりの参加、参画によって形作られるものです。まずは地域内で地区の将来像について議論の場を設ける必要があります。また、本基本構想・計画の将来像を目指すうえでは、現にコミュニティ活動に関わっている人だけでなく、幅広い地域住民同士の意見交換も重要な取り組みといえます。議論した内容は最終的にまちづくり計画で描く将来像の見直しにつなげていきます。まちづくり計画の策定は「何をするか」を決めるだけでなく、地域として「なりたい姿」を話し合うための機会でもあります。本基本構想・計画の期間中に各地区のまちづくり計画の見直しを目指します。当然のことながら、まちづくり計画の見直しにあたっては、単に将来像に関する意見交換を行うだけでなく、基本理念②に係る地域の実態把握と合わせて進めていく必要があります。

○取組例

- ・ 運営協議会内や自治会等の担い手同士の対話の場の設定
- ・ コミュニティ活動と関わりの少ない地域住民との対話機会の創出
- ・ まちづくり計画の将来像の見直し

○行政の役割

- ・ 地域向け研修でのきっかけづくり
- ・ 地域で取り組む際の具体的な手法の検討や
伴走支援及びファシリテーター※の選定
- ・ まちづくり計画の見直し手順についてのモ
デル案作成

○地域の役割

- ・ 地域内での対話機会創出の機運醸成
- ・ 地域の実情に合わせた取り組み手法の検討
- ・ 対話の機会の開催や結果に関する地域住民へ
の情報共有
- ・ まちづくり計画の見直しの検討、実施

○事例 大島地区：「これからの大島を考える会」

大島地区コミュニティ運営協議会では、令和5年度から「これからの大島を考える会」を開催し、外部からのファシリテーターを招いてワークショップを行っています。中学生や移住者、島外の関係者も参加し、コミュニティ活動のみならず、島全体の生活や産業も含めた地域活性化の議論が行われました。



ワークショップの様子

※ファシリテーターとは？

会議やワークショップの進行役として、参加者の発言を促したり、話の流れを整理したりすることで、コミュニケーションの活性化や合意形成を助ける人のこと

○事例 吉武地区：「地域の子どもは地域で守り育てる」

吉武地区で地域住民に広く浸透している合言葉が「地域の子どもは地域で守り育てる」です。この言葉は運営協議会設立以前から使われており、「正助さんの寺子屋」での学習や遊びの場づくり、通学合宿、ラグビー教室等、時代の変化に応じながら、多種多様な子ども支援を展開してきました。平成26年度からは、コミュニティとしては市内で初めて学童保育所の運営を受託しており、日々、子どもたちが地域との関わりの中で育っています。



「正助さんの寺子屋」開講式の様子

高齢化率の高い農村部でありながら、吉武小学校の児童数が増加していることも、コミュニティによる子ども支援の充実の表れと言えます。自分たちの地域をどうしていきたいか、コミュニティ活動の軸となる方針を地域住民が共有していることは、吉武地区の大きな強みの一つです。

②幹を知る ～地域の実態を捉え、「できること」「すべきこと」を整理する

(1) 住民同士が互いを理解する

住民の相互理解

○現状と課題

コミュニティは、住民同士の協働によって成り立つものです。より多くの地域住民の参加、参画を実現するためには、住民同士が「対等の立場に立ち、互いに理解する」ことが重要です。特に、社会情勢に応じて変化、多様化している価値観やライフスタイルに対する相互理解は必要不可欠です。コミュニティはすべての地域住民に開かれた存在でなくてはなりません。年代はもちろん性別、外国人等の言語や文化の違い、障がいの有無、さらには自治会未加入者等のコミュニティ活動に無理解、無関心な人も含め、多様な地域住民の考えやその背景を相互に理解し合う必要があります。

第2次基本構想・計画の取り組みの検証の中には、「住民ニーズの把握は十分でない」という結果がありました。地域向け研修等では全住民調査等のアンケート調査の事例も紹介してきましたが、調査の実施や結果を事業展開に反映できている地域は少ない状況です。今一度原点に立ち返り、コミュニティ活動に関わりを持てていない人も含めた意見やニーズの調査に取り組むとともに、現にコミュニティ活動を担っている地域組織同士でも意見交換、コミュニケーションを密にしていく必要があります。

○取り組むべき内容

●社会状況や住民の価値観の変化への理解

高齢者や女性の就業率の上昇、共働き世帯の増加、コロナ禍を経て多様化している働き方等、ライフスタイルの変化について理解を深める場をつくります。また、ハラスメント等の社会規範の変化や、性的マイノリティ、出身地域や宗教に起因する異文化等、これまで身近になかった価値観については、継続的に学ぶ機会を設けていきます。

コミュニティ活動に関わりを持てていない地域住民との対話の場づくりにも挑戦していかなければなりません。特に、新たにコミュニティ活動に参加、参画してほしい地域住民との接点をいかに持つかは検討が必要です。例えば、小中学校と連携して、保護者が集まる場所へコミュニティ関係者が出向き、接する機会をつくる等、コミュニケーションのとりやすい手法を模索し、当事者間の直接的な対話の場を増やしていく必要があります。

●住民の意識と意見・ニーズの把握

●地域組織同士の対話機会の創出

地域住民の参画意識については、行政主体で全市的な意識調査等を実施します。活動層、潜在層、無関心層の割合や阻害要因等の傾向を把握することで、今後の事業や活動、対策の検討材料としていきます。さらに、地域においては、地区の実情に応じてアンケートや聞き取り、デジタル技術を活用した調査手法等を組み合わせ、具体的な情報収集に取り組んでいきます。

意見聴取やニーズ調査の結果を活動に活かしていくためには、調査結果をまとめるだけでなく、それらをもとにした住民、組織同士の対話が重要です。特に、地域の中核たる運営協議会においては、民主的で開かれた運営をしていくため、自治会や構成団体等との議論の場を設ける必要があります。例えば、各地区で年に数回行われている運営委員会の一部にファシリテーターを招き、ワークショップ形式で意見交換を行う等、既存の会議手法にとらわれない運営の検討も必要です。

○取組例

- ・年代や社会情勢の変化による価値観やライフスタイルの多様化をテーマにした研修等の開催
- ・全市的なアンケートによる市民意識や地区ごとの傾向調査
- ・地区ごとのアンケートやインタビュー調査、デジタル技術の活用による意見やニーズの収集
- ・自治会未加入者を含めた交流会や意見交換会の開催
- ・ワークショップ形式の対話型運営委員会の試験実施

○行政の役割

- ・新たな価値観や多様性をテーマにした地域向け研修等の企画運営
- ・全市的なアンケート調査の実施と分析
- ・地区アンケート等の調査手法の検討
- ・対話型の意見集約手法の導入の検討、試験実施の支援

○地域の役割

- ・全市的なアンケート調査結果の地区内での共有
- ・地区内アンケート等のニーズ調査の実施と分析
- ・自治会未加入者を含めた意見交換会等の検討
- ・既存の会議体の活用も含めた対話型の意見交換の検討、実施

○事例 岬地区：地域住民の困りごと・ニーズ調査事業

岬地区コミュニティ運営協議会では、地域住民の生活課題やニーズを把握するため、令和6年度のチャレンジ交付金を活用し、個別の聞き取り調査を行いました。

一般的に実施されるアンケート用紙に記入する意見収集は岬地区の住民にとっては回答しづらく、有効な課題抽出が難しいため、各自治会から1人ずつ対象者を選出し、聞き取り調査を実施しました。

聞き取り調査は1人ずつ実施しましたが、公共交通の利用状況や日常生活の中での困りごと等、共通する意見も多く出ていました。今後は調査結果をもとにして、地区独自の事業を検討していく予定です。



地域住民への聞き取り調査の様子

○事例 赤間地区：広陵台5丁目自治会「対話による自治会運営」

令和4年度コミュニティ運営協議会役員・自治会長研修で、広陵台5丁目自治会の住民同士の「対話」による自治会運営の取り組みが発表されました。同自治会では、

「自治会未加入者にも(にこそ)活動についてもっと知ってもらおう」「退会の理由を知る」「コミュニケーションを増やす」をテーマに、未加入者と役員との意見交換会の実施や、一斉清掃等の開催を個別に案内する等、顔を

合わせることで対話の機会を設け、地道に自治会活動への参加を促し、加入につなげていきました。自治会に入っていないから関わらない、排除するのではなく、あくまで隣近所の住民同士として関わり、対話を続けることで持続可能な自治会運営に挑む事例の一つです。



研修会での事例発表する自治会長(当時)

(2) 地域を分析、把握する

地域の自己分析

○現状と課題

第2次基本構想・計画の取り組みの検証の一つに「地域の特色を活かした取り組みは意識しているものの改めて確認する作業は行っていない」という課題が挙がっていました。地域の特色や課題を漠然としたイメージで捉えるのではなく、人材を含めた地域資源や、運営協議会をはじめとした地域組織の状況等の地域特性を、データ等による客観的な分析を踏まえ、体系的、具体的に把握していくことが、地域として「できること」の整理につながっていきます。

地域においては、運営協議会だけでなく、自治会や構成団体等により多くの事業が行われています。思い思いに事業を組み立てている場合が多く、活動の役割や対象者の重複等が発生していることが懸念されます。今後、事業の見直しを進めていくためには、現状の一元的な見える化に取り組む必要があります。

コミュニティ活動を実施していくためには、まちづくり交付金をはじめとした予算の配分は重要な課題です。一部の地区においては、設立当初から続く自治会や構成団体への補助制度や協議会事業の見直しが十分行えておらず、まちづくり交付金の使途の固定化が進んでいる実態がみられます。

行政とコミュニティが協働で行う事業は、多岐に渡っており、防災をはじめ福祉、子どもの教育等、地域の関わりが不可欠な課題も増えています。コミュニティとの協働により相乗効果が得られる行政課題が多くある一方で、地域側に過度な負担となっていないか、適正な役割分担ができているか等、協働事業の内容や手法を精査する必要があります。

○取り組むべき内容

●地域の強み・弱みの再確認

「自分の地域のことは自分が一番わかっている」とは限らないものです。当事者の思い込みだけで整理するのではなく、客観的な情報も踏まえて強みや弱みの言語化、見える化をしていくことが重要です。地域住民の人口構成や就労状況等、国勢調査をはじめとした既存の調査資料を集約し、データによる客観的な分析に取り組みます。また、地区の強みや弱みについて、改めて地域住民同士で確認し合う機会を設けていきます。当事者からみれば弱みと思っていることが行政や他地区からみれば強みに感じる場合もあります。他地区との比較等も取り入れながら、対話の中で地域の自己分析を深めていきます。

●地域組織の事業・活動や財政状況の的確な把握

各地区の運営協議会が行っている事業については総会資料や年間計画にまとめられていますが、自治会や構成団体あるいは企業、団体も含めた地区内の事業や活動を可能な限り網羅した一覧表にし、事業の目的、対象者、内容をまとめることで、住民目線での地域活動の過不足が見える化できます。

また、協議会内部で主催事業、部会事業、運営費等への予算配分や、自治会、構成団体への補助制度を再点検することで、交付金本来の趣旨である「地域の実情に応じた予算配分」ができていないか確認していきます。

●地域と協働すべき行政課題の精査

地域の担うべき役割を再認識したうえで、地域と協働すべき行政課題について、行政内部の洗い出しを行います。また協働事業として既に取り組んでいるものについても、その効果や合理性等の観点から行政内部での再点検を行い、地域の負担感の低減を念頭に置きながら、本来地域が担うべき役割に合わせた精査に取り組みます。

また、行政がまちづくり交付金約 1.5 億円の全市的な活用状況と効果の検証を行い、コミュニティ施策の価値と課題の再認識及び支援方針の構築に取り組みます。

○取組例

- ・ 地域の実態に関わる客観的な数値等を集約した地域カルテ[※]の作成
- ・ 運営協議会や自治会、構成団体等が地区内で行っている事業の一覧表を作成し、地区全体としての活動状況を把握
- ・ まちづくり交付金の活用状況等の各地区の活動や財務状況の客観的な分析
- ・ 他地区との合同での研修あるいは地区ごとでの課題抽出ワークショップ等の対話型地域分析の実施
- ・ 既存の協働事業に対する行政内部での再点検と新規事業の精査

○行政の役割

- ・ 地域カルテの作成と分析
- ・ 地域向け研修等での対話型自己分析の企画運営や地区内ワークショップの手法検討
- ・ 全事業一覧の作成手法の検討や各地区の作成及び分析の支援
- ・ まちづくり交付金の各地区の活用状況の分析
- ・ 各地区共通する補助制度の比較表とりまとめ
- ・ 全庁的な協働事業の実態把握と検証

○地域の役割

- ・ 地域カルテと分析結果の地区内での共有
- ・ 研修や地区内でのワークショップによる対話型自己分析
- ・ 全事業一覧の作成と分析
- ・ 地区内の財務分析と地区間比較
- ・ 地区の既存の補助制度の見直し
- ・ 協働事業に関する担当課との意見交換

※地域カルテ とは？

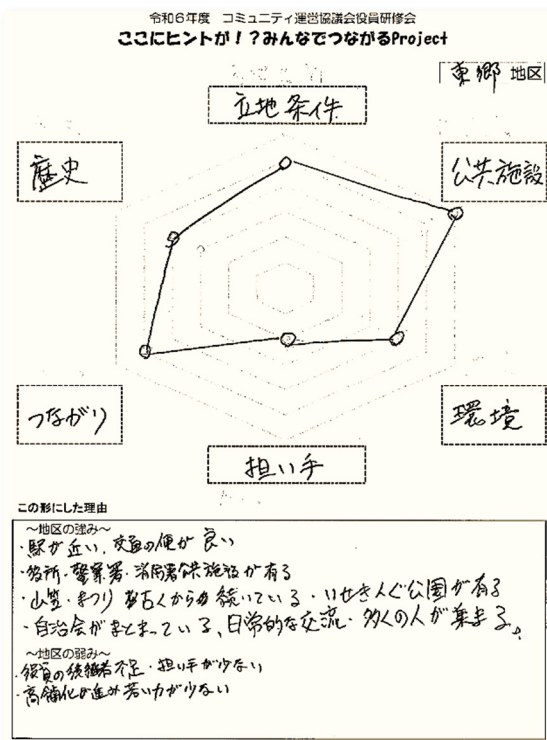
地域の現状（地域の健康状態）をデータや調査に基づいて、見える化したもの。他の自治体等でも作成されており、地域づくりや福祉活動、観光等の多分野で活用されている。

○事例 全体研修：強み・弱みワークショップ

令和6年11月に開催したコミュニティ運営協議会役員研修会では、各地区の強み・弱みを共有するワークショップを開催しました。参加した個人ごとに思うコミュニティの強み(特色)、弱み(課題)を出し合い、他地区の役員と意見を共有しながら、地区の強み・弱みを1つの表にまとめました。

自身の地域について、担い手同士で語り合う機会を持っている地区は少なく、参加者からは「地区を見つめ直すいい機会となった」「日頃一緒に活動しているのに新たな発見があった」等の声が上がりました。

今回の手法は、地区内での対話の促進が主眼であり、一部の役員の主観的な分析となりましたが、これらに各地区の客観的な情報を織り交ぜたり、より多くの地域住民で議論を深めたりすることによって、地区の「幹」を推し量ることにつながっていきます。



ワークショップに臨むコミュニティ役員

ワークショップのまとめとして、地域の特色をレーダーチャートにまとめた（東郷地区）

(3) 「すべきこと」「できること」を整理する

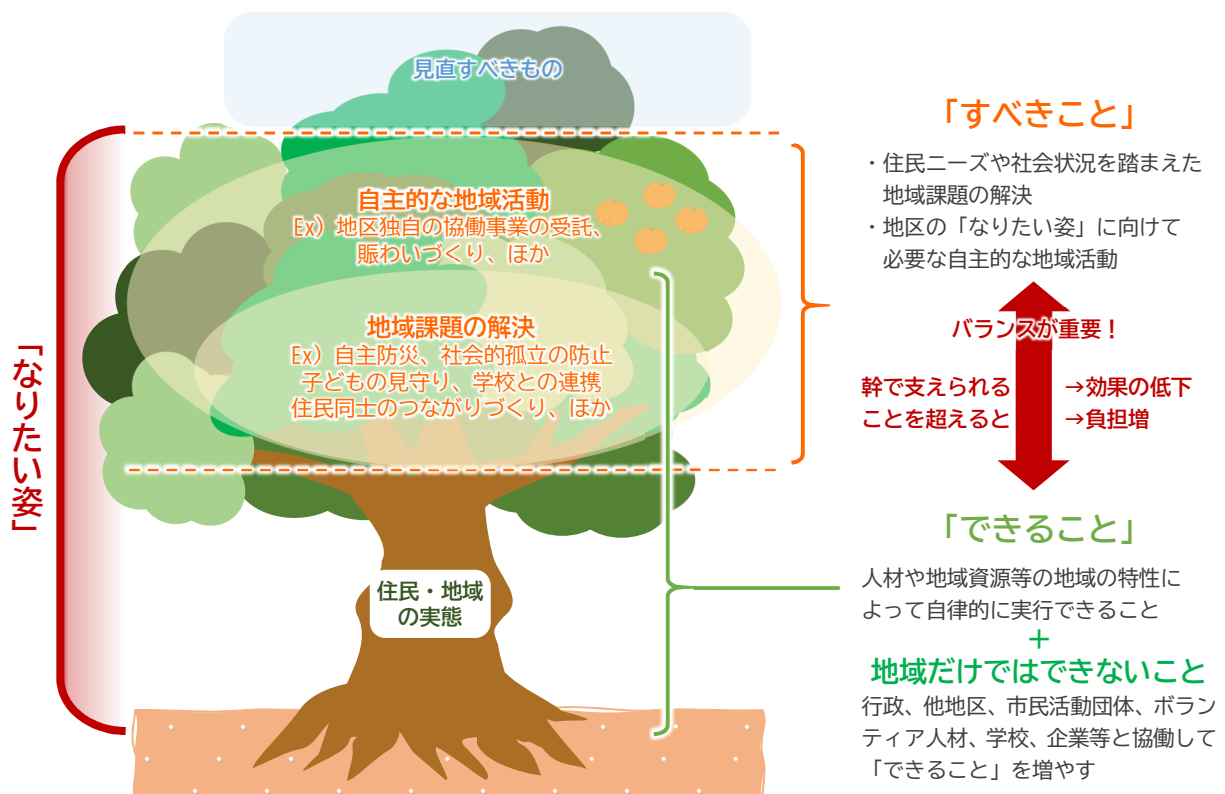
事業の整理

○現状と課題

これからのコミュニティ活動を考えていくために、コミュニティが担うべき「すべきこと」、地域が「できること」を整理したうえで、現状と照らし合わせていく必要があります。多くの地域組織の年間事業計画は、前年度をベースに策定されていますが、長年続けられてきたことで担い手自身が事業の目的を明確に把握できていない事例もあります。

「すべきこと」は、地域住民の意見やニーズ、社会状況を踏まえて地域が担うべき役割（地域課題の解決）と地域の「なりたい姿」へ向けた取り組み（コミュニティにおける自主的な活動）の大きく2つがあります。地区として取り組むべきことが何か今一度考え直し、現状の事業が「すべきこと」に対して過不足がないか再度見直す必要があります。また、効果の拡大や担い手の負担軽減を目指した事業ごとの連携や協力、統廃合等の「重ねる」「間引く」「一緒にやる」を検討することが不可欠です。

「できること」は、コミュニティという木の幹の支える力です。地域の自己分析により把握した人材、地域資源あるいは経済的な資源等を踏まえ、幹にあった事業にしていこうとすることで取り組みの実行性の向上を図っていかねばなりません。また、自治会アンケートや自治会研修会では「コミュニティからの依頼事項が負担」という意見も出されており、地域住民の負担感を解消していくためにも、地域が「できること」を的確に捉えたうえで事業展開を検討し、「すべきこと」と「できること」のバランスをとる必要があります。



「すべきこと」のうち地域だけで実現できないことは、行政との協働により補っていくことはもちろん、他地区との連携や、市民活動団体、ボランティア人材、学校、企業等との協働によって「できること」を増やすことで、地域の可能性を広げることができます。

なお、「すべきこと」「できること」は、いずれも地域住民や行政、社会状況等によって変化していく可能性のあるものですので、それぞれ定期的な見直し、確認作業が必要となってきます。

○取り組むべき内容

●地域の自己分析と「なりたい姿」に基づく事業検討

●既存事業の取捨選択

まずは「すべきこと」の洗い出しが必要です。地域の自己分析から、地域として解決すべき課題は何なのか、「なりたい姿」に近づくために必要なこと、やりたいことを書き出し、それぞれの優先順位を議論していきます。

そのうえで「すべきこと」のうち、地域が自律的に実行できる「できること」を再確認していきます。既存事業をベースにした「既にできていること」をなぞるのではなく、「他にできること」の検討や「できるが大変なこと」もチェックし、取り組みの優先順位に反映させる必要があります。なお、「すべきこと」と「できること」の乖離が大きい場合は「なりたい姿」の設定自体に課題がある可能性があるため、まちづくり計画の見直しの検討が必要です。

これらをもとに、既存事業のうち継続または拡大していくもの、縮小または廃止等の見直しを検討するもの、目的はそのままに手法を見直すもの、あるいは新規に実施していくものを明確化していきます。事業の精査にあっては、地域の一部の関係者のみの判断にならないよう、運営協議会内部で部会や組織を超えた横断的に議論や、検討過程の地域住民への共有等も意識的に取り組む必要があります。

●事業実施に向けた行政と地域の役割分担

「すべきこと」の実践には行政との協働が大前提となります。コミュニティ担当課の地区担当職員を通じた日常的な情報交換、意見交換はもちろん、各担当課との協議の場は積極的に設けていきます。中でも、まちづくり懇談会は、まちづくり計画の実現のための行政と地域の役割分担を話し合う場として、毎年希望する地区で開催してきました。しかしながら、近年、実質的には要望活動の場となっており、行政と地域が対等なパートナーシップに基づく事業の実現に向けた実効性のある議論が十分にできているとは言い難い状況です。今後、より有効な実施の形式について検討していく必要があります。

○取組例

- ・「すべきこと」「できること」の整理の具体的な手法の検討と仕組みづくり
- ・「なりたい姿」「すべきこと」「できること」を踏まえたまちづくり計画（実施計画部分）の見直し
- ・役員会や部会等の事業を検討する会議体にファシリテーターを派遣し、分析に基づく既存事業の分類や新規事業の検討
- ・新たな対話型まちづくり懇談会の手法の検討

○行政の役割

- ・「すべきこと」「できること」の整理の具体的な手法の検討と実施支援
- ・地区内での既存事業の整理の具体的な手法の検討や実施に伴うファシリテーター等の派遣
- ・新たなまちづくり懇談会の手法の検討

○地域の役割

- ・「すべきこと」「できること」の整理の具体的な手法の検討と実施
- ・地区内での既存事業の分類、整理
- ・ファシリテーター等を活用した既存事業の見直しと新規事業の検討
- ・検討過程の透明性の確保

③枝・葉を整える ～より永く、親しみやすく、組織と事業の最適化

(1) 担いやすい組織を考える

組織の最適化

○現状と課題

前章までで整理した「なりたい姿」へ向けた「すべきこと」を実行していくこととあわせて、持続可能なコミュニティづくりには、より多くの地域住民の参画が重要です。そのためには、幹の支える力に合わせた枝＝組織の最適化を目指し、負担感の少ない「担いやすい組織体制」を地区の実情に応じて探っていく必要があります。



例えば、運営協議会設立当初から、自治会や構成団体がそれぞれの役割に合わせて、コミュニティ活動に関わる仕組みとして、部会制度が導入されてきましたが、各地区の事業や構成団体の変化、運営の効率化等の観点から、既に一部の地区では編成の見直しが図られています。今後も負担感の少ない効果的な組織運営を目指し、地区の実情に応じた部会の編成や構成員、役割の最適化あるいは委員会等の異なる組織編成の検討が必要です。

運営協議会の事務局内部での役割の見直しも重要な要素です。事務局長の職責や処遇については、第2次基本構想・計画中に大きく見直され、12地区で統一されています。しかしながら、昨今の賃金の上昇や定年延長等による高齢者の就業率上昇を踏まえた制度設計とはなっておらず、地区ごとに業務量や求められる役割にも差が生じています。また、コミュニティ活動を下支えする事務局員の中には、役員以上に地域を知り、事務局長を補佐する役割を担うことができる人材がいる地区もあります。それぞれの地区の特性、有する人材に合わせて、部会や事務局長、事務局員の役割分担の最適化に向けた組織の内部点検を継続して行っていく必要があります。

加えて、「担いやすさ」には運営の効率化が不可欠です。定例的に行われる各会議体での対話や議論の時間は大切ですが、事務的な報告や連絡調整は効率性の追求が図られるべきです。会議体の工夫やデジタル技術の活用等、事務局の実務能力の向上も含めた取り組みが求められます。

運営協議会と自治会は、「自治会あつての協議会」と言えるほど密接な相互協力関係であり、最も重要な協働相手といえます。両者は地域組織として明確な違いがあり、それぞれの特性を活かした役割分担により相乗的な効果を生むことができます。しかしながら、前述のように自治会の負担感も課題であり、負担感の低減と活動の活性化のバランスを勘案した協力関係を再構築していく必要があります。

自治会加入率の低下は大きな課題ですが、何か一つの手法を持って改善できるものではありません。令和5年度の市民アンケートでは、自治会を脱退した理由として「自治会役員や組長になるのが負担」が38%で最多です。母数は少ないものの、年代別で見ても高齢者に限らずこの回答が多く、担い手となることへの負担感の解消が一つの勘所と考えられます。平成29年度と令和5年度に行った自治会アンケートの結果を比較すると、自治会長が自治会活動にかけている時間は減少傾向といえますが、就労している自治会長の割合が過半数を超えています。

表③ ①自治会アンケート比較	一ヶ月間の自治会活動にける時間(各項目に回答した自治会長の人数)	(会議時間)	1～2日/月	H29： 34人	→	R5： 46人(増)
			3～5日/月	H29： 75人	→	R5： 63人(減)
			6～10日/月	H29： 29人	→	R5： 14人(減)
		(行事)	1～2日/月	H29： 62人	→	R5： 86人(増)
			3～5日/月	H29： 63人	→	R5： 33人(減)
			6～10日/月	H29： 13人	→	R5： 6人(減)
		(調整業務)	1～2日/月	H29： 44人	→	R5： 59人(増)
			3～5日/月	H29： 59人	→	R5： 45人(減)
			6～10日/月	H29： 25人	→	R5： 16人(減)
	自治会長の就労状況(就労している)			H29： 46.9%	→	R5： 54.6%(増)

子育てや介護等の家庭内での課題を抱える人もいるなか、単に地域活動そのものの負担の増加ではなく、ライフスタイルの変化により、地域活動に割くことができる時間が少なくなっている事実は受け止めざるを得ません。運営協議会との役割分担を踏まえ、よりよい自治会運営となるような支援を行政と運営協議会が協力して行っていく必要があります。

○取り組むべき内容

●運営協議会内の役割分担の最適化

（事務局長の職責・服務・処遇の最適化）

前段の全事業一覧の分析結果も踏まえ、既存の部会の統廃合や構成員の最適化、構成団体や委員会等との役割分担の点検をしていきます。現状の編成が最適解と判断される場合でも、事業や人材の状況に応じた柔軟な組織運営ができるよう、他地区や他自治体の事例等の情報共有を継続的に取り組んでいきます。地区によっては編成や運営手法だけでなく、部会の在り方そのものの議論も行っていきます。また、部会員の動員による人員確保は負担感が助長される要因の一つでもあります。後段の新たな人材確保の取り組みと合わせて、過度な役割にならないような運営の検討も必要です。

事務局長の職責、服務、処遇の再検討については、社会状況の変化や現状の12地区それぞれの事務局長の働き方の実態を調査したうえで、第三者も含めた多角的な議論がなされるよう検討委員会等を設置し、複数の雇用形態の選択肢を用意することで地区の実情に応じた選択ができるようにしていきます。

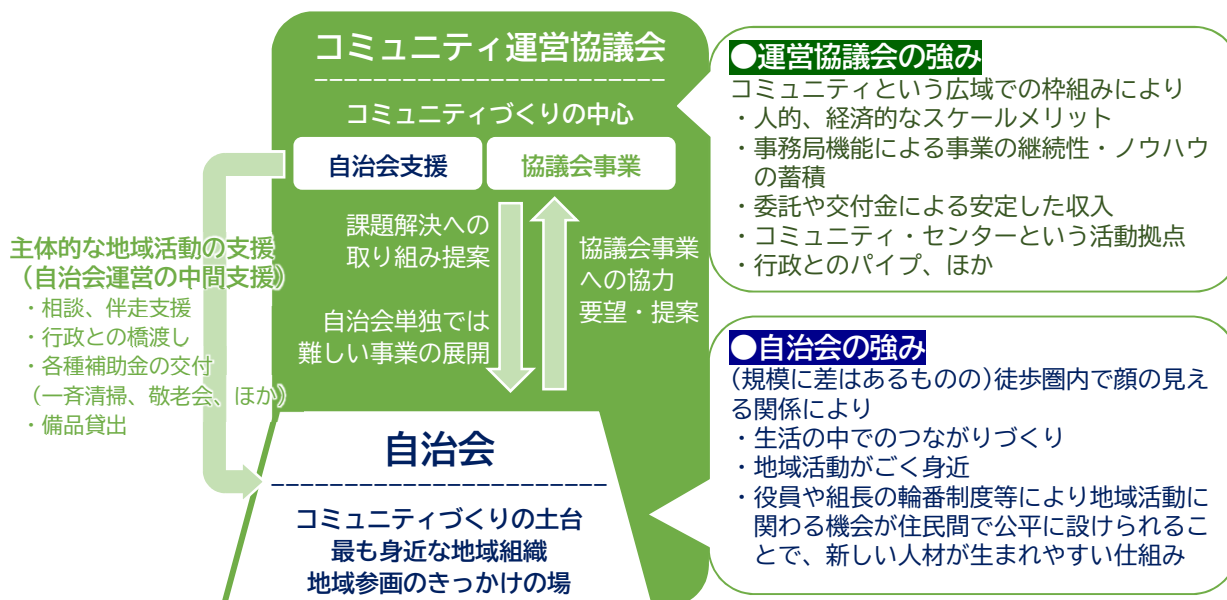
●会議や連絡調整等の組織運営の効率化

事務局や部会の役割分担と合わせて、組織運営や業務の効率化に取り組んでいきます。各会議の運営の改善については既に手掛けている地区もありますが、既存の会議体の必要性、回数や開催時期は適切か、同時開催の可否、出席者の人数や属性が会議体の目的と合致しているか、資料の事前配布、進行の仕方等、具体的な見直し項目を立て、地区ごとに精査していきます。また、デジタル技術の活用による効率化は今後10年で積極的に導入していくべきものの一つといえます。これまでの電話や書面、対面だけでなく、LINE等のSNSを活用した一括連絡ができる体制づくりや会議の置き換え、あるいはオンライン会議の導入等を実施、検討していくとともに、事務局員のスキルアップにも取り組んでいきます。

●運営協議会と自治会、自治会長の役割の最適化

運営協議会と自治会の相互の役割と強みを示したのが、下のイメージ図です。これらの一般論を踏まえながら、地域の実情に応じた役割分担を再確認、再検討していきます。なお、その検討過程は、どちらかの一方的な要望ではなく、対等な立場で話し合い、両者の合意に基づく役割分担を進めていくことが重要です。

図③-(1)-2 コミュニティ運営協議会と自治会の関係イメージ



また、役割が似ているものを兼ねることは効率化といえますが、多くの役割を特定の個人に当て込んでいくのは負担の増加につながります。その点を踏まえ、運営協議会から自治会長に充て職として依頼している役割が必ず自治会長でなければならないか等の精査や再検討をしていきます。さらに、役割を最適化させたいうえで、運営協議会からの自治会長報酬に過不足がないか各地区で検証し、報酬額の適正化も検討していきます。

●自治会組織の運営改善の支援

自治会はあくまで行政からも運営協議会からも独立した立場のため、その主体的な運営改善を支援していきます。自治会は、他の自治会の取り組みに触れる機会が少なく、長年続けてきた運営方法を当たり前と捉えていることがほとんどです。全市的な研修会を企画し、自治会同士の学び合いや、先行事例、具体的な改善策を共有できる体制を整えます。

また、各地区においては自治会長会を連絡会のみで終わらせることなく、情報交換の時間を十分確保することで自治会同士の学び合いと連携の促進を図ります。話し合いの中で情報共有するだけでなく、自治会規約の共有や、敬老会事業の手法を一覧表にする等の他自治会の情報の「見える化」も必要に応じて実施していきます。

○取組例

- ・ 部会、事務局長、事務局員との役割分担の整理と部会を中心とした組織再編等の検討
- ・ 各地区の実情に対応できる事務局長の勤務形態や処遇の検討
- ・ 事務局員研修の充実
- ・ 自治会運営の改善につながる講習や他自治会との情報交換会、先行事例の共有等の研修機会の拡大
- ・ 運営協議会における自治会長の役割の精査と報酬の見直し
- ・ デジタル技術を活用した情報共有や連絡手段の効率化への挑戦
- ・ 全市または各地区で共通する自治会課題への対策の検討

○行政の役割

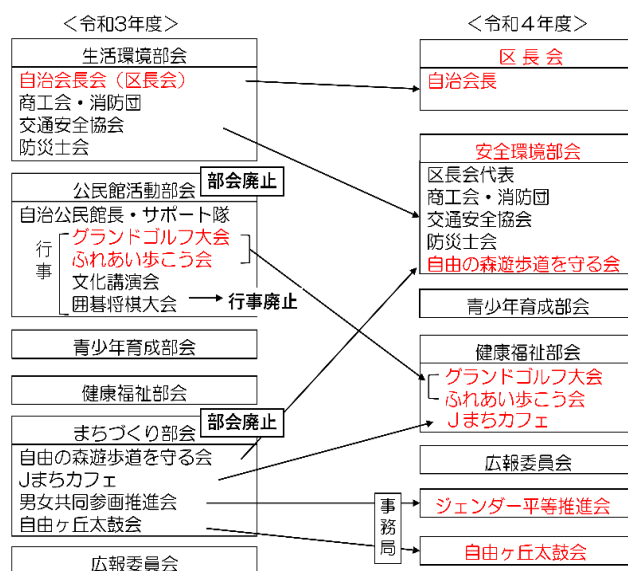
- ・ 協議会内の組織の見直しに向けた具体的なプロセスの検討、事例等の情報収集と共有
- ・ 事務局長の処遇見直しのための検討委員会の設置と実態調査、議論の集約、財源確保
- ・ 会議や調整事務の効率化のための見直し指針の策定
- ・ 効率化等に向けたデジタル技術の導入支援
- ・ 事務局員研修として業務効率化のための研修や情報交換会の企画運営
- ・ 自治会研修会や自治会通信等の情報共有、意見交換の場の設定
- ・ 全市的に共通する自治会課題への対策の検討

○地域の役割

- ・ 協議会内の組織の見直しの検討、役割の確認
- ・ 検討委員会の議論を踏まえ、地域の実情にあった事務局長の勤務形態等を検討、選択
- ・ 会議や連絡調整等の効率化のための各手法の見直し
- ・ 事務局員研修の充実、他地区との交流
- ・ デジタル技術の活用による業務効率化の挑戦
- ・ 運営協議会における自治会長の役割の精査と報酬の見直し
- ・ 自治会運営に関する相談支援
- ・ 自治会長会等の情報交換機能の充実
- ・ 地区内で共通する自治会課題への対策の検討

○事例 自由ヶ丘地区：コミュニティ運営協議会 部会見直し

自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会では、令和3年度に部会見直し検討委員会を立ち上げ、業務のスリム化、役員の負担軽減、時代に即した行事の在り方を基本方針として、事業と組織の見直しに取り組みました。役員会の構成として、区長(自治会長)全員を充て職にしていたが、区長会代表のみに変更し、生活環境部会に属していた区長会を独立させ、区長同士が、悩みや各自治会の活動を共有できる会議体に変更しました。また、令和5年度からはそれぞれの自治公民館を回りながら区長会を行い、お互いの自治公民館の活用方法や利用状況等も共有しており、各自治会活動のヒントになっています。



○事例 玄海地区：コミュニティ運営協議会 会議のスリム化

玄海地区コミュニティ運営協議会では、役員会等の会議のスリム化に取り組みました。

まず、3年分の市からの依頼、協議会からの議題を洗い出し、まとめることができる会議、必要な会議を抽出し、年間13回定例で行っていた会議を7回に変更しました。また、役員や各自治会長に年間の会議日程を年度当初に示し、出席しやすくしています。さらに、資料は当日配付から議題を整理したレジュメを1ヶ月前に配付し、重要案件は2ヶ月前に解説付きの資料を配付、事前に理解できるよう工夫しています。事前に議題を公表・整理することで、当該資料を各自治会の会議でも使用でき、各自治会長の資料作成の負担軽減にもつながっています。

会議体の再編は、議論の場の縮小とまらないよう注意は必要ですが、多くの地域住民の参画という視点で、その効率化はすべての協議会が検討すべきものといえます。

○事例 全体研修：自治会研修会

令和2年度から、市と12地区コミュニティ運営協議会による共催で、自治会長を対象に含んだ研修会を開催しています。事例発表やグループワーク等の研修を市と協働で企画運営し、課題や情報の共有、解決策の検討等、学び合いの場づくりに取り組んでいます。また、「自治会長一人では大きな変更はしづらい」「自治会長が1年任期で替わり改革が難しい」等の課題を踏まえ、令和6年度は「自治会研修会」として、自治会長だけでなく、他の自治会役員も出席できる形にし、自治会に持ち帰り、共有、実践しやすい環境をつくっています。開催時期も従来の年度後半から年度前半に変更し、任期中の業務改善や翌年度の事業計画に活かせるよう工夫しています。



研修会でグループごとに
課題を共有する自治会役員

○現状と課題

コミュニティの持続可能性を高めるには、地域住民の「誰もが」コミュニティに親しみを持ち「気軽に」参加できる仕組みをつくり、コミュニティに関わる人材を増やしていく必要があります。これまでコミュニティ活動に関わりのない約 6 割の地域住民（P22 グラフ 2-(3)-11）の参加を促進していくためには、関わり方の選択肢を増やしていくことが重要です。関わる地域住民の数を増やせば、人員の余力を生むことはもちろん、地域人材の幅を広げることになり、「できること」を増やすことにもつながります。例えば、多くの地区で事業の運営を支える人材は役員や部会員ですが、いずれも「1 年間」の会議参加や活動への関わりが求められています。就労や子育て、介護等の日常的な負担を抱えている人にとっては月 1~2 回の出事であっても負担感を感じる場合も少なくありません。事業、活動ごとに部分的に関われるようなこれまでにない枠組みの検討が必要です。

○取り組むべき内容

●新たな人材確保へ向けた多様な関わり方の検討

多様な地域住民がコミュニティ活動に関わることができる状況をつくっていくため、多様な関わり方の選択肢を検討していきます。現状の役員や部会員のように 1 年間を通した継続的な関わりだけでなく、事業ごとに関わってくれる人材をスポットで募集していくことで、気軽に活動に参加できる受け皿を整えます。また、直接事業に関わるだけでなく、SNS での情報発信を担う等、個別の地域住民の特技を活かした関わりを検討し、地区の実情に合わせた活躍の場の開発を進めていきます。

●コミュニティ活動への参加のきっかけづくり

受け皿を踏まえて、新たな人材の参加を促す取り組みを行うために、従来の自治会、構成団体にこだわらない参加のきっかけづくりが必要です。例えば、小中学校 PTA 役員と一緒に経験した住民同士や、既存のグループに声かけする等、顔見知りでの活動参加の機会をつくり、参加のハードルを下げることに取り組みます。

また、地域参加のきっかけとして、参加する活動に応じてスマートフォンのアプリでポイントを付与する事業を実施している自治体や、SNS を活用したポイント制度を実践している事例もあります。財政負担となるような過剰なものは必要ありませんが、例えば、一斉清掃に参加するとお茶やごみ袋が提供される等の動機付けは既に実践されています。参加につながる些細なきっかけづくりの検討や事例共有に取り組んでいきます。

●自治会活動への参加のきっかけづくり

関わる人材の分母を増やすという意味では、自治会員の増加は目標の一つとなります。市民アンケートでは「自治会に加入したことがない理由」として多かった回答が、「加入するきっかけがなかった（勧誘されたことがない）」が43%、「どんな活動をしているかわからない」が20%となっています。新規転入者はもちろん、これまで賃貸住宅の居住者等、これまで自治会に関わりのなかった地域住民に対する加入の声かけや、自治会活動の周知を地道に取り組んでいく必要があります。

未加入者の多くは自治会活動について、「知らない」ことがほとんどだと思われます。自治会加入のための声かけの際は、いきなり入会手続きや会費の支払いを求めることは得策ではありません。活動内容や会費の使途等の説明責任を果たすことはもちろん、個別の活動への参加や体験入会の期間を設ける等、参加しやすい状況を整え、「加入のきっかけ」ではなく、まずは「活動の参加へのきっかけ」づくりを行っていかねばなりません。

●ボランティア人材の活用

地区内外問わず、新たな人材を確保する手法として、事業ごとにボランティア参加者を広く公募することも検討の余地があります。特に、令和5年10月から運用開始されたむなかたボランティアシステムの活用は、人材確保のツールとして一定の成果があがっています。インターネット上でやりとりが完結する手軽さからも、中高生を含む10～20代の利用が非常に多く、若年層の社会参加のツールとなっていることから、コミュニティが求める若い人材の確保にもつながります。また、ボランティア人材の活用にあたっては、現場での役割の具体化が一層重要となることから、受け入れ側としてのスキルアップも必要となります。

○取組例

- ・運営協議会事業における人員確保の手法の見直し（イベントごとのボランティア参加の募集、個人ではなく団体単位での人員確保等）を検討
- ・自治会や構成団体以外の既存のグループへの参加のきっかけづくり
- ・ポイント事業等の地域活動への参加のための小さなきっかけづくり
- ・自治会内での体験入会や個別の活動への参加勧誘
- ・むなかたボランティアシステムを活用したボランティア人材の確保
- ・ボランティア人材の受け入れノウハウに係る講座等の開催

○行政の役割

- ・新たな人材確保の受け皿の事例の情報収集やアイデアを検討
- ・ポイントアプリ等の導入検討
- ・自治会長配付資料の自治会加入案内ページやパンフレットの改訂
- ・自治会加入促進月間(11月)に合わせた全市的なPR
- ・ボランティアシステムの運用と、受け入れスキルに関する講座の開催

○地域の役割

- ・新たな人材確保の受け皿の検討、実施
- ・年代別等の属性を活かした交流の場の検討
- ・自治会の体験入会等の活動参加の枠組みの検討、実施
- ・自治会加入促進月間(11月)の市PRと連動した取り組みの検討、実施
- ・ボランティアシステム等を活用したボランティア人材の登用の検討、実施、受け入れスキルの向上

○事例 自由ヶ丘地区：自由ヶ丘南第一区会 新たな役員選出の枠組みから

自由ヶ丘南第一区会では、高齢化率が50%を超え、隣組ごとの輪番制による役員選出が難しくなったため、輪番制を廃止し、年代別の班をつくり、班ごとの代表として役員を選出しています。あえて年代別で分けたことで、PTAや子ども会で活動していた関係性が活かされ、コミュニケーションがとりやすい状況をつくるできています。60代の班では「年に1回の懇親会」が恒例となっており、地域住民同士のつながりを深めるきっかけとなっています。



公民館での懇親会の様子

○事例 市民活動・NPO ボランティアセンター ：SNSを活用したポイントカード事業

宗像市市民活動・NPOセンターでは、情報発信ツールとして、LINE公式アカウントを運用しており、既存の機能を活用したポイントカード事業に取り組んでいます。センターが主催する講座やイベントに参加する際にQRコードを読み込むとポイントが付与され、貯まったポイントは市民活動交流館(メイトム宗像)の喫茶コーナーで使えるクーポンと交換できる仕組みです。

LINE公式アカウントは、デジタル回覧板と同様のため、コミュニティにおいても活用可能な機能です。例えば、1年間の活動への参加回数に応じて、地区のまつりでの抽選券を追加配付する等、工夫して実施することもできます。



(3) 地域以外にも仲間をつくり、「できること」を増やす

多様な主体 との協働

○現状と課題

第2次基本構想・計画の柱の一つであり、積み残しの課題の一つが「多様な担い手との連携」です。他地区や地元小中学校、市民活動団体、高校、大学、企業等の多様な主体と協働した取り組みは、単なる地域の人材不足の補填ではありません。地域だけでは実現できない事業規模やアイデア、専門性、活力等を取り入れることで、「できること」が増え、コミュニティ活動の充実につながっていきます。

各地区においては、地域人材による自主講座だけでなく、ルックルック講座やイベントへのゲスト出演等、外部人材による事業展開は実践されていますが、一時的な連携や協力の関係が多い状況です。継続した協働関係となれば、コミュニティという木にとって、支柱や接ぎ木のような役割が果たせる手法の一つと考えることができます。

○取り組むべき内容

●他地区や地元小中学校との協働

令和5年度から全地区で本格導入された「小中一貫コミュニティ・スクール」では、中学校区を基本とした学園単位の考え方が取られており、区域内で一体的な教育方針で子どもの育ちが支えられています。この枠組みを背景に、子どもの数が少ない地区であれば隣接する同一学園の地区と共同事業を実施することも検討できます。

●市民活動団体との協働

市民活動団体は、市民のやりたいことや特技をもとに自発的な公益性の活動を行う団体であり、特定分野において専門性やノウハウの高い組織といえます。宗像市には140を超える登録団体があり、活発に活動しています。既に自治会や福祉会では、ボランティアセンターを通して、文化活動を行う市民活動団体と協働で事業を行う等の事例があります。

市民活動団体との協働は、単に団体がコミュニティ活動に参加するということだけでなく、運営協議会事業の一部の企画運営を市民活動団体に任せ、運営協議会が会場、事業費、事業の広報活動、当日の人的サポートを担う等の役割分担も考えられます。多くの市民活動団体は固有の活動拠点や財源を持っておらず、地域住民への周知も容易ではありません。コミュニティ単位での協働事業を行うことで市民活動とコミュニティの弱みを補い、相互に強みを活かすことが可能です。実際の協働相手とのマッチングにあたっては、市民活動・NP0 ボランティアセンターの支援や、団体交流会等によるつながりづくりにも取り組んでいきます。

●大学等の専門機関、民間企業との協働

既に各地区で大学や高校とつながりを持っており、研究協力や運営協議会事業に対する専門家の助言、学生のボランティア参加、イベント出演等、様々な連携事例があります。健康福祉事業であれば日本赤十字九州国際看護大学、青少年育成事業であれば福岡教育大学あるいは福岡県立少年自然の家「玄海の家」のような社会教育施設、専門性の高い高校の部活動等、市内だけでも魅力的な協働相手が多く存在するのが本市の特徴でもあります。そのほかにも、市が連携協定を結ぶ大学等があり、専門機関との協働の可能性は多分にあるといえます。

地域内の店舗や商工業者等との協力関係の再構築にも検討の余地があります。地元商工会は、運営協議会の構成団体には加わっているものの、コミュニティ活動に関わっている地区は少ないのが現状です。また、地元でなくとも市が連携協定を結ぶ企業との協働事業の機会をつくっていくことも可能です。地区担当職員と関係課による各地区の課題とのマッチングにも取り組んでいきます。

大学等や企業のいずれにしても、それぞれの専門性を的確に捉え、地域の「すべきこと」に合わせた協働内容を具体化していくことが必要です。

○取組例	・ 協働相手の情報の収集、集約と共有 ・ 近隣地区や学園単位等での連携・協働事業の検討、実施 ・ 市民活動・NP0 ボランティアセンターと連携した団体交流会等のマッチングの場の設定や、市民活動団体と地域とのコーディネート ・ 各関係課と連携した大学や企業等と地域とのコーディネート
------	---

○行政の役割	○地域の役割
・ 協働相手に関わる情報収集や地域との情報共有、関係課と連携したコーディネート ・ 市民活動・NP0 センターとの協働で団体交流会等を企画運営	・ 協働可能な相手に関わる情報収集 ・ 近隣地区や学園単位での連携、協働の検討、実施 ・ 団体交流会等の交流の場への積極的な参加

○事例 市民活動・NP0 ボランティアセンター：まちづくり研究会 union67

市民活動交流館メイトム宗像にある宗像市市民活動・NP0 ボランティアセンターでは、市民活動団体等のスキルアップや団体間のつながりづくりの場の定期的開催しています。

令和6年1月には団体間の連携、交流の促進を目的とした「まちづくり研究会 union67」を発足。同年10月には「まちづくり交流会」と題して、ゲストによるトークセッションと団体PRや参加者交流会を開催しました。市民活動団体やコミュニティ、企業、行政等、まちづくりに関心のある市民が多く参加しました。交流会だけでなく、団体間の情報交換会や視察研修等も企画しており、コミュニティとしても視野を広げる機会として活用できる枠組みです。



まちづくり講演会・交流会の様子

○事例 赤間地区：出前健康測定会

赤間地区では、平成21年から毎年各自治会の公民館や集会所に出向いて「出前健康測定会」を開催しています。福岡女学院看護大学や日本赤十字九州国際看護大学の先生と連携しながら、地域住民の「健康寿命を延ばすきっかけづくり」を目的に健康福祉部会が長年継続して実施しています。自宅近くで開催、測定結果を継続的に管理し参加者へフィードバック、市の保健師による保健指導のサポート等、自治会、専門機関、行政がそれぞれの特性を活かした役割分担をしながら運営しています。



陵巖寺公民館での測定会の様子

○事例 赤間西地区：赤間駅前カムカムまつり

毎年8月に赤間駅前北口広場で開催されている赤間駅前カムカムまつりは「赤間駅周辺活性化協議会」主催で土穴商工会が主な運営を担っていますが、赤間西地区コミュニティ運営協議会と地元自治会も主体的に関わっており、備品の調達や会場設営、当日運営等は地域住民が中心となり、福岡教育大学やむなかたボランティアシステムで募集したボランティアの力を借りながら取り組んでいます。地元の保育園や小学校も関わり、地域のまつりとして定着しています。土穴商工会はコミセンまつりの協賛金集めにも協力しており、相互に助け合う関係性が構築されています。



カムカムまつりのステージで挨拶するコミュニティ役員

(4) 活動資源を整える

資源と拠点の
最適化

○現状と課題

木が成長していく際に、水が多すぎたり、土が合わなかったりするとうまく育たないように、コミュニティも組織や人材を整えるのと合わせて、活動資金と活動拠点が地区ごとに必要十分な規模となるよう最適化を目指す必要があります。

まちづくり交付金は、地域自身の裁量で用途を決定する地域分権の前提から、事業内容を精査し交付額を決定するのではなく、人口や面積等の一定の係数に基づいた配分を行ってきました。現在の配分比率となった後も、要件に応じた加算の改廃や人件費等を想定した固定割、チャレンジ交付金の導入等の制度改正を行ってきました。

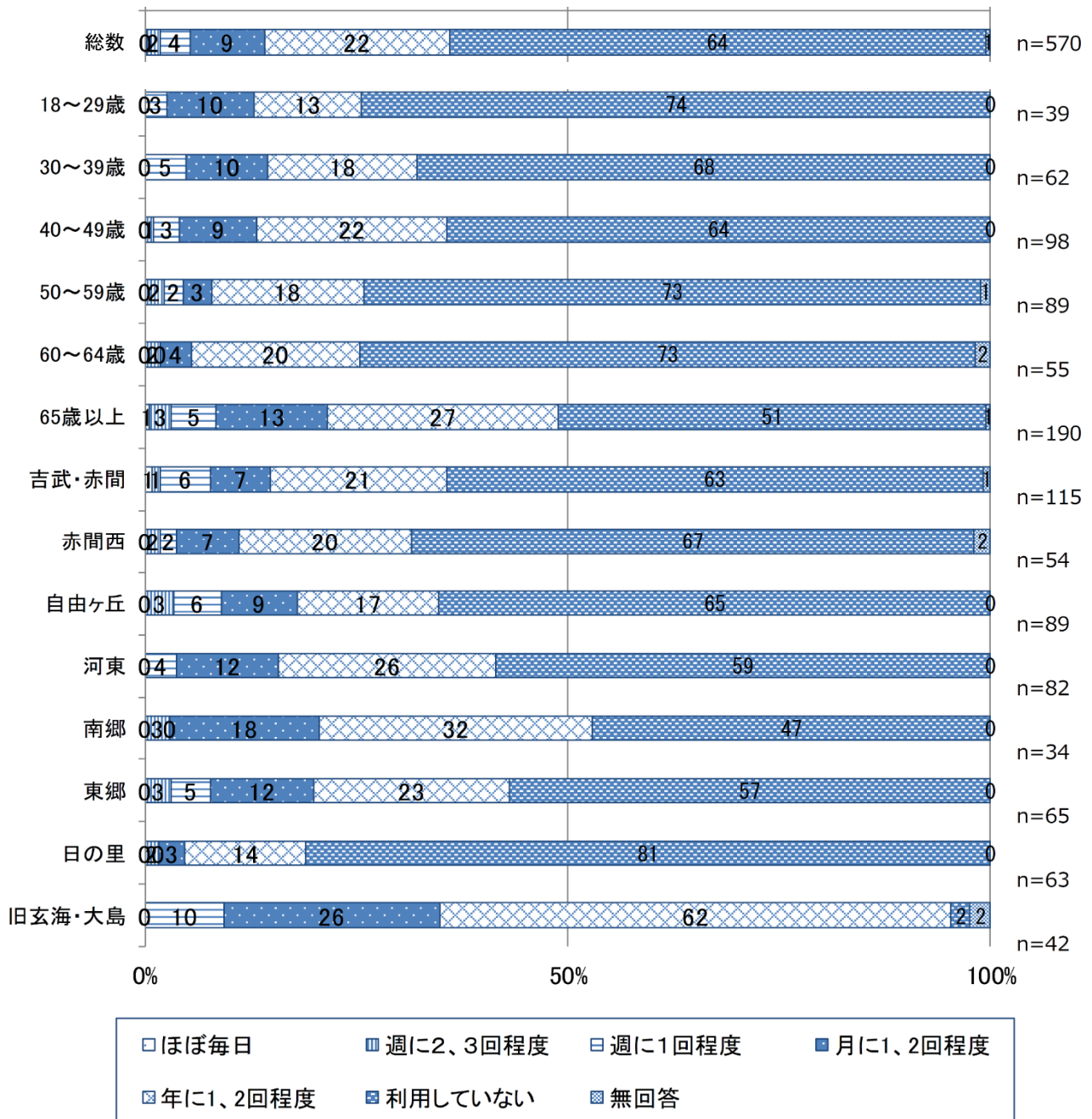
表③-④-① まちづくり交付金制度の経緯	平成 17 年	まちづくり交付金規則を制定（行政区長委嘱制度を廃止）
	平成 18 年	各種補助金を統合し、まちづくり交付金の本格的な導入 （配分比率 均等割：人口割：面積割 = 4：5：1）
	平成 20 年	交付金の配分比率を、均等割：人口割：面積割＝3.5：5.5：1に見直し 離島加算、大規模範域加算、高齢化加算の追加
	平成 24 年	コミュニティ施策検証審議会の答申を受け、総額 26,000 千円を増額し、各地区に傾斜配分 指定管理料の一部人件費を算定替え（固定割）
	平成 28 年	会長報酬として総額 6,480 千円(各地区 540 千円)増額（固定割）
	平成 29 年	人材支援費として総額 2,000 千円を各地区に傾斜配分
	令和元年	自主企画・自主事業促進交付金（チャレンジ交付金）の創設
	令和 4 年	高齢化加算の廃止

令和 4 年度まではコロナ禍により活動が停滞していましたが、概ね事業が再開された令和 5 年度決算にあっても、配分されたまちづくり交付金を当該年度で使い切れず、積立や繰越処理をした地区や、運営協議会の内部留保を増やしている地区もあり、活用状況に地域差が生じています。また、令和元年度から開始した各地区の自主企画に活用するチャレンジ交付金は、コロナ禍以降は申請地区が減少傾向となっており、まちづくり交付金の総額約 1.5 億円の有効活用には再考の余地があるといえます。

コミュニティ・センターは、コミュニティ活動の拠点であり、地域住民にとって最も身近な公共施設でもあります。貸館の稼働率は設備や立地によって差があり、単純に地区比較できるものではありませんが、地域住民の利用状況を見ると、世代や地区ごとに差が出てきています。世代別で見ると、65 歳以上では 49%が利用していますが、18～29 歳では 26%と大きく差があります。

グラフ③-(4)-2 令和 5 年度市民アンケートの結果

あなたは、最近 1 年間に、お住まいの地域のコミュニティ・センターをどの程度利用しましたか。
(年代別、地区別結果)



コミュニティ・センターの機能として、近年では災害の拠点や地球温暖化に伴うクーリングシェルター※等、公共施設であるからこそその役割も求められており、これまで以上に多様な住民を受け入れる体制が求められています。また、令和6年に実施された総合計画のワークショップや、子ども政策推進事業に係る基礎調査では、「地域に児童館がない」「幼児や小学生が室内で遊べる場所が少ない」「勉強できるスペースがほしい」等の意見が多く出されています。学習スペースやキッズスペースを設けている地区も多くありますが、課題となる若年層の利用促進のためには、それらの充実と周知を図る必要があります。加えて、コミュニティ・センターが活動や貸館、行政の情報だけでなく、地区内で活躍する団体や民間の店舗、医療機関、介護・福祉事業所、スポーツクラブ等の様々な情報を集め、発信する等の工夫を凝らし、地域住民の拠り所となるセンター運営を目指す必要があります。

一方で、公共施設アセットマネジメント推進計画では、公共施設全体の有効活用の観点から、施設機能の複合化等の検討も議論されていくこととなっています。

※クーリングシェルターとは？

公共施設及び民間施設の一部を、暑さをしのげる場として整備し、高温時における熱中症による健康被害の発生を防止するための指定暑熱避難施設として指定するもの。本市では、12地区コミュニティ・センターをはじめとした公共施設及び民間施設を指定し、まちなかの「涼み処(すずみどころ)」として開放している。

○取り組むべき内容

●まちづくり交付金の運用方法と配分の見直し

今後、逼迫が見込まれる市の財政状況を鑑みると、限られた財源を有効かつ柔軟に活用していかなければなりません。各地区においては、交付金のみならず会計全体の繰越金や積立金の活用ルールを取り決め、既存財源の有効活用ができる体制を整えます。

行政においては、12地区の決算状況を分析し、各地区への配分比率や算定方法の見直しを検討します。さらに、チャレンジ交付金等の事業に応じた追加配分の仕組みについても運営協議会がより活用しやすい形となるよう適宜、検討していきます。

●地域住民の拠り所となるセンター運営

より多くの世代が気軽に利用できる施設となることを目指し、事業の充実だけでなく、日常的に地域住民が訪れるコミュニティ・センターが理想です。特に、利用率の低い子どもや若者、子育て世代が安心して過ごせるスペースの確保や空室の有効活用等を地区の実情に応じて検討、実施していきます。

●地域の実情に応じた活動拠点の在り方の検討

引き続き、公共施設包括管理制度による維持補修や、省エネルギー化改修等を進め、既存の施設機能の維持、強化に努めていきます。加えて、施設の活用状況を踏まえ、他施設との複合化等についても全庁的な検討を行っていきます。検討にあたっては単なる施設の共有ではなく、コミュニティ活動の活性化の視点から議論を進めます。

○取組例

- ・各地区の既存財源の有効活用の検討
- ・まちづくり交付金の算定方法の見直しに向けた決算分析
- ・学習スペースやキッズスペースの充実、空室の有効活用の検討
- ・コミュニティ・センターの情報の集約及び発信機能の充実
- ・全庁的な他施設との複合化等の検討

○行政の役割

- ・各地区における繰越金、積立金の運用ルールの基準等の検討
- ・まちづくり交付金の算定見直しに向けた各地区の決算分析、検討委員会等での協議
- ・事務局長、事務局員向けの施設管理者研修開催や他地区の活用事例の共有
- ・全庁的な他施設との複合化等の検討

○地域の役割

- ・繰越金、積立金の運用ルールの整備
- ・地域情報の収集と、センター内外での情報発信の手法の検討
- ・センター内の共有スペースや空室の有効活用の検討

○事例 池野地区：みんなが集まるコミュニティ・センター

池野地区コミュニティ運営協議会では、いつでも誰でも気軽にコミュニティ・センターに立ち寄ってもらうために、広々とした屋外スペースを活用して、季節に応じたにぎわいづくりに取り組んでいます。春には、地域で使わなくなったこいのぼりを数多く集めて飾ったり、冬には、クリスマスに合わせた大規模なイルミネーションを装飾したりと、地区内だけでなく、多くの人の目を楽しませています。令和6年度からは、地域の憩いの場として、新たに花壇や休憩所を整備しており、コミュニティ・センターが地域住民の交流の場となるような様々な取り組みを行っています。



春：こいのぼり



冬：クリスマスイルミネーション

○現状と課題

これまで述べてきた「なりたい姿」の共有や地域の自己分析を徹底することで、運営協議会としての取り組みの方向性は明確になっていきますが、どう具体化していくかは、地域自身の企画力、実行力の向上が鍵となってきます。

事業計画の企画立案(Plan)や実施(Do)は、長年各地区で培われてきたノウハウに支えられていますが、内容や手法の固定化、マンネリ化が課題となっている地区もあります。特に、毎年度、毎回の取り組みに対する「振り返り(Check)」は、簡略化あるいは形骸化されてしまいがちです。P31に記載した市民参画条例第39条の「自らの活動を評価するよう努めること」は、ただ単に事業の良し悪しを決めたり、活動を採点したりすることを示しているのではなく、活動に取り組む人自身が、適宜活動を振り返り、見直ししながら進めていくことを指しています。積み上げたノウハウによって考え方や手法が固定化されてしまうと、事業の新陳代謝が進まず、事業効果に対して担い手の負担感が強まってしまいます。「振り返り」を習慣化し、事業の見直し(Act)につなげていく必要があります。

また、地区の特性を活かした事業展開をしていくためには、地域の努力だけでなく、行政や関係機関の側面的なサポートも重要です。コミュニティ担当課の地区担当職員による伴走支援はもちろんですが、地域課題が複雑化する中では、各担当課による個別の活動支援の充実にも力を入れていく必要があります。

○取り組むべき内容

●多様な住民の共感と呼ぶ事業展開

多くの住民が参加、参画するコミュニティを目指すには事業計画の精査が必要ですが、一つの企画ですべての住民を喜ばせることは不可能です。それぞれの地区において、事業の目的とターゲットを明確にし、個々の地域住民が年に1度だけでも、関わりたい、参加したいと思える事業や活動を目指すことが重要です。また、事業の実施体制を検討していく段階では、事業の効果と担い手の負担感のバランス等を十分に考慮しておく必要があります。

行政は、専門家の助言を受ける機会や、公民館実践研修会等の他自治体の先進事例を学ぶ機会を設け、地域の企画力を高める支援に取り組みます。

●「振り返り」の仕組みづくり

「振り返り」は事業の見直しの起点となる作業です。一部の担い手のみで行うのではなく、参加者や来場者等の意見も集め、多角的な視点で取り組んでいく必要があります。「振り返り」の内容が、組織として次に引き継がれていくよう地区ごとに仕組みを検討、実施していく必要があります。また、評価委員会等を設けている地区においては、構成員等、その有効性等を十分に検証し、在り方を検討していく必要があります。

●スキルアップやネットワーク構築の支援強化

地域の事業展開をサポートするため、行政の支援体制の強化を図ります。既に開催されている「子どもの居場所づくり情報交換会」や「防災士フォローアップ講座」のような、分野ごとの研修会や情報交換会について、担当課と協働での開催、または充実を図り、地域の担い手のスキルアップの環境を整えていくとともに、担当課や関係団体等とのネットワーク構築を支援していきます。特に、今後地域が重要な役割を担う「防災」「福祉」「子ども」の分野での連携強化には積極的に取り組んでいきます。また、コミュニティ担当課の伴走支援をより強化するため、地区担当職員のスキルアップにも取り組んでいきます。

○取組例

- ・「なりたい姿」や地域の自己分析を踏まえた事業計画の精査
- ・事業の企画立案を支援する研修開催や専門家の個別派遣
- ・デジタル技術等を活用した地域住民への定期的な意見聴取の実施
- ・「振り返り」から見直しまでの仕組みづくり
- ・テーマ別研修や分野ごとの団体交流会の開催
- ・地区担当職員の学び合いや外部研修によるスキルアップ

○行政の役割

- ・事業の企画立案を支援する研修開催や専門家派遣の検討、実施
- ・事業の企画立案から実施、「振り返り」、見直しの流れのフォーマットの検討
- ・研修会や交流会等の企画運営
- ・担当課や関係機関と地域のネットワーク構築の支援
- ・地区担当職員の各種研修参加の促進

○地域の役割

- ・「なりたい姿」や地域の自己分析を踏まえた事業計画の精査
- ・各事業の目的とターゲットの明確化の徹底
- ・デジタル技術等を活用した地域住民への定期的な意見聴取
- ・「振り返り」から見直しまでの仕組みの検討、習慣化
- ・研修会や交流会への参加促進
- ・担当課や関係機関とのネットワーク構築

④実をつけ、種を蒔く ～多様な住民の参画から次世代の育成へ

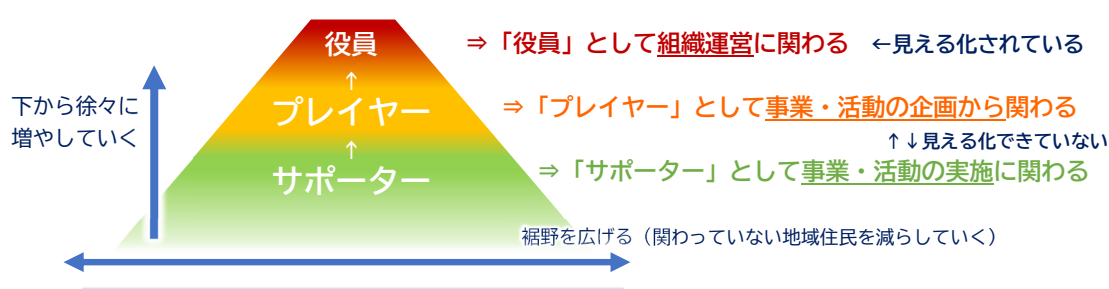
(1) 多様な住民が永く、つながる

多様な住民の参画

○現状と課題

コミュニティの持続可能性を高めるには、地域住民と地域組織のつながりをいかに継続できるかが鍵となります。コミュニティ活動の担い手を階層別に分けたのが次の図になります。担い手を大きく3つに分け、運営協議会の組織運営を担う「役員」と、コミュニティ活動に企画の段階から参画する「プレイヤー」、活動時に参加、手伝いをする「サポーター」と表現します。

図④-(1)-1 地域住民のコミュニティの担い手の階層イメージ



現状、プレイヤーやサポーターに当たる人材は各部会の部会員が担っている場合が多く、担い手の固定化が懸念されます。前項で事業や活動ごとに気軽に関わる枠組みを提起しましたが、その人材とコミュニティが一過性の関係にならず、継続的に参加、参画できる仕組みが必要です。また、担い手がやりがいを感じやすい仕掛けも合わせて検討する必要があります。市民活動の源流は自己実現です。コミュニティが「やりたいことが実現できる場」になれば、自ずと担い手が集まる場になっていきます。

○取り組むべき内容

●サポーター/プレイヤーの登録制度の導入

「できるときにできることをする」人材の確保を念頭に、地区の実情に応じて、デジタル技術の活用による人材登録制度の創設等、地域住民とコミュニティが緩やかにつながる枠組みをつくる手立てを模索していきます。

登録制度にし、役割意識を持たせることは、スポット的な関わりとなる地域住民であっても担い手の一人としての自覚を持つことにつながります。今まさに担い手となっている地域住民から見れば、次の人材が控えている状況は活動していくうえでの安心感やモチベーションの維持にもつながるもので、人材の見える化の観点からも登録制度は十分に検討の余地のあるものです。

●やりたいことが実現できる仕組みづくり

新たにプレイヤーとしてコミュニティ活動に関わるのであれば、自分の考えた企画が他の地域住民の喜びにつながることを最大の成功体験であり、モチベーションの向上につながっていきます。意見を表明でき、やりたいことが少しでも実現できる環境をつくる必要があります。例えば、子育て当事者が準備された子育てサロンを訪れるだけでなく、サロンの企画運営に意見を言う機会を設ければ参画につながります。また、既存の担い手の中に少人数の新しい担い手が飛び込む形では、意見の表明も簡単ではありません。新しい担い手が既存の地域組織に加わるだけでなく、共通の価値観や関心を持つ地域住民らを起点に、企画運営を担うグループを立ち上げる等して、自ら考え、活動しやすい環境づくりを検討します。

○取組例

- ・ SNS 等のデジタル技術を活用した登録制度等の仕組みづくり
- ・ 共通の課題意識や既存のグループを起点とした企画チームの設置検討
- ・ 当該地区住民のための活動を企画運営してくれる団体・グループへの活動補助制度の導入等の後方支援の検討

○行政の役割

- ・ 登録制度の手法のモデル案の検討、提示
- ・ 新たな担い手による事業の企画に対する財源措置（チャレンジ交付金）
- ・ 市内外の事例の収集と各地区への共有

○地域の役割

- ・ 地区の実情に応じた登録制度の検討
- ・ 新たな担い手による企画チームの設置検討、試験的な実施
- ・ 地区内で住民向け事業を実施する団体への会場提供や補助制度等後方支援の検討

○事例 東郷地区：地域サポーター制度

東郷地区コミュニティ運営協議会では、4つの部会の構成員として、「地域サポーター」を設けています。地域サポーターは過去に部会員として活動してきた方々を人材バンク化したもので、毎月の会議等には基本的に出席せず、大きな事業を行うときに各部会長の求めに応じて、メール等で呼びかけを行い、スポット参加を促す仕組みです。活動経験のある元部会員に継続的にコミュニティに関わってもらうことで、安定的な人材確保を目指すとともに、緩やかにつながる枠組みを持つことで、活動を支える関係人口の増加につながっています。

○事例 南郷地区：生きがいづくり推進委員会

南郷地区コミュニティ運営協議会では、部会とは別に、委員会制度を設けています。特に「生きがいづくり推進委員会」は活発に事業が実施されています。10数人の推進委員は、自治会や構成団体からの充職等は一切なく、活動を「やりたい」と思う地域住民が担っています。

推進委員が自身のやりたいことを持ち寄り、委員会の中で事業ごとに担当グループをつくって、自己決定、自己実現のもと、「親子教室」「ママのためのリフレッシュ講座」「健康よくばり講座」「カレッジオブ南郷」「春恋コンサート」等、多種多様な事業が企画運営されています。また、事業当日運営は、担当の推進委員だけでなく、個別の活動に共感するボランティアがサポートしています。担い手一人ひとりが自らの意思で、楽しみながら活動に取り組む仕組みができており、まさに「やりたいことが実現できる場」になっています。



親子教室と健康よくばり講座の合同運動会の様子

(2) 次の仲間を育む

次世代育成

○現状と課題

目の前の人材不足への対応は急務ですが、10年先、20年先を見据えた種蒔き、“人への投資”にも地道に取り組んでいく必要があります。今後、コミュニティ活動の中心となる人材を育てていくには、子どもの頃から、コミュニティについて知る仕組み、関わる仕組みを持つことが重要です。

学校教育においては、小学校の教育課程で地域について知る授業に取り組んできましたが、コミュニティ・スクールの本格化により、子どもたちが地域に主体的に関わり、愛着を育む取り組みが増え始めています。中学校の部活動改革等が進むことで、中学生の放課後や週末の過ごし方も多様化していくと考えられており、地域としても、子どもたちの活動の受け皿としての役割が求められています。

子どもたち自身も地域活動を前向きに捉えています。むなかたボランティアシステムでは中高生の活動参加が非常に多く、自主的に地域に関わろうとする子どもが一定数存在していることがわかります。また、宗像市こども計画の策定にあたって実施された、高校生によるワークショップでは、次のような意見が出されています。

資料④-(2)-1 こども計画の策定に係るワークショップの結果より抜粋

○テーマ：学校以外での体験活動や地域活動で得られること

<街の人たちの交流>

- ・公民館の行事で地域の人と仲良くなれた。
⇒困っているときに助けてもらえる。地域での交流が増える。
- ・自分の住んでいる街のことをたくさん知ることができる。
- ・老若男女関係なく交流することができる。
- ・災害時にお互いを助け合うことができる。
- ・街が盛り上がる。
⇒住む人が増える。

<自身の成長>

- ・自分で考える自主性を育てる。
- ・年代の違う人たちとの交流で多角的な視点を養う。👍
⇒目上・目下の人との関わり方を知ることができる。(社会勉強)
- ・様々な人と関わることで協調性を養うことができる。👍
- ・自分を客観視できる。
- ・人を好きになる。⇒自分を好きになる。

<コミュニケーションやつながり>

- ・多国籍の人とコミュニケーションができる。英語力や他国の文化を知ることができる。自分の国について見つめ直す。
- ・普段関わらない人や知らなかった人に会えることができる。
- ・ボランティアをすることで普段関わらない地域の方と話ることができる。地域の文化や特色について触れ合うことができる。👍
- ・近所の人と話しかけてきてくれる。
⇒コミュニケーション能力が上がる。

本市では、平成 24 年に子ども基本条例を制定しており、子どもの社会参加や、それに対する地域の役割について、次のように記載しています。

表④-②-2 【子ども基本条例…社会参画に関わる事項を抜粋】	(意見を表明する権利) 第 7 条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。 (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。 (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。 (3) 意思決定に参加すること。 (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。
	(市民等の役割) 第 10 条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
	(子ども関係施設の役割) 第 11 条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。

子どもは、意見を表明し、社会に参加、参画する権利を有しており、大人にはそれを保障する役割があります。子どもは、大人と同様に地域の一員として担い手になりうる存在です。子どもや若い世代が、早期からサポーターやプレイヤーとしてコミュニティに関わる環境を整えることは、地域の人材育成としてだけでなく、子どもの健やかな成長にとっても大きな意義があります。

○取り組むべき内容

●コミュニティ・スクールを通した次世代育成

多くの小中学校では、授業の中でコミュニティ・センターを見学したり、ゲスト・ティーチャーとして運営協議会役員が学校訪問する等の取り組みが既に実践されています。既存の取り組みを継続しつつ、学園運営協議会で議論を重ねながら、地元小中学校と連携し、すべての子どもたちがコミュニティに関わる体験を経て成長していけるカリキュラムの検討や、学校とコミュニティ双方の協力体制の構築に取り組みます。

●子どもや若い世代の参画による事業の実現

子どもや若い世代がイベントに参加するだけでなく、中高生や子育て世代がサポーター、プレイヤーとして活動を担うことのできる環境づくりが必要です。特に、前項と同様、子どもや若い世代に、やりたいことを実現していく楽しさを体感させることで地域への愛着を育てていきます。例えば、青少年育成部会の中に子どもだけで構成する「子ども部会」を設置し、子ども向け事業の企画運営の一部を任せたり、10～20代のみで構成する「若者部会」をつくり、事業の企画立案から実施までを任せたりと、子どもや若い世代が主体的に関わり、意見を表明し、意思決定に参加できる仕組みづくりを検討、実践していきます。

○取組例

- ・コミュニティ・スクールの枠組みを活かした、子どもたちが直接コミュニティ活動に関わる機会の創出
- ・子どもや若い世代の意見が反映されやすい部会や企画チーム等の枠組みの検討

○行政の役割

- ・コミュニティ・スクールに関わる市内外の事例の共有や地域向け研修会の開催
- ・「若者部会」等の新たな担い方の検討や市内外の事例の収集と各地区への共有

○地域の役割

- ・学園運営協議会での学校との積極的な意見交換と学校カリキュラムへの協力体制の構築
- ・「若者部会」等の子どもや若者の参画のための枠組みの検討、試験的な実施

○事例 河東地区：河東中学校による地域参画

河東中学校では、生徒自身の「ボランティア活動にもっと参加してみたい!」という言葉から、学校全体で積極的に地域活動に参加しています。

令和6年度には、河東地区コミュニティ運営協議会が主催する夏休みや冬休み期間中の小学生対象の学習支援事業「かとコミ宿題 Day」に、先生役として参加しています。小学生の頃は支援される側だった子どもたちが、中学生では支援する側、担い手の一人として、地域に関わっています。



河東西小学校でのかとコミ宿題 Dayの様子

このほか、地域の清掃活動、自治会の夏まつりの設営や進行役、認知症の人やその関係者が集う「オレンジカフェ」にボランティアとして関わる等、多方面で活躍しています。ボランティアの依頼があれば、可能な限り企画段階から生徒が参加しており、まさに子どもたちの「地域参画」を実践しています。

○事例 自由ヶ丘地区：子どもおとな会議～新しいまちづくりの作戦会議～

自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会では、前述の部会の見直しと合わせて、行事のマンネリ化を解消するため、子どもと大人両方の視点でまちづくりを考える「子どもおとな会議」を行っています。住宅地のため「地縁や子どもにとってのふるさと感が薄い」という地区の課題を捉え、子どもたちが主体的に地域に関わることで、地域への愛着を育むことを目指し、令和4年度に始動しました。各企画チームが数人の子どもたちと、地域の大人、ファシリテーターとなる大学生で構成され、コミュニティ・スクールの学園コーディネーターを全体アドバイザーとして迎えており、多様な主体との協働で運営されています。

初年度は、チームごとのワークショップを繰り返し、「自由ヶ丘をマリーゴールドでいっぱいにしたい」「子ども目線の防災マップをつくりたい」「誰もが集える食堂をつくりたい」等チームのごとのアイデアをまとめました。翌年度以降にできることから実現させています。

まちづくりを一部の大人だけで考えるのではなく、地域住民みんなが考え、当事者意識を育てていくこと、子どもたちが担い手として地域に関わっていくことができる最良の事例の一つといえます。



子どもおとな会議の様子

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版



第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版

①根を確かめる

基本の考えに立ち返る

②幹を知る

③枝・葉を整える

④実をつけ、種を蒔く

今一度基本の考えに立ち返ることに、まずは取り組みます。
地域、行政それぞれが市民参画条例に示す理念や、コミュニティの役割や重要性、「住民自治」「地域分権」の意義を再認識するとともに、各地区のまちづくり計画で描く「なりたい姿」の再確認あるいは語り直しを行っていきます。

項目	現状と課題	取り組むべき内容	取組例（主な実施主体ごとに分類）
「協働」「コミュニティ」を確かめる	- 施策の本格化から20年経ち、「コミュニティ」が定着している一方、行政・地域とともに意義や本質的な理解が薄れている - 原点に立ち返り、基本的な考えの確認が必要	- 市民参画条例の理念の学び直し - コミュニティ施策の理念の再確認 「行政の役割」「地域の役割」の再認識	行政 - 協議会役員や自治会長等の地域の担い手を対象とした研修での周知徹底 - 市職員に対して初任層だけでなく、中堅、管理職等の各階層別研修を開催 地域 - 総会、運営委員会、役員会、部会等の各会議体での情報共有
コミュニティの“よさ”を発信する	- コミュニティ活動に関わったことがある地域住民の割合が4割程度 - 具体的な取り組みや仕組みを知らない地域住民が多い	住民への多様な情報発信	行政 - パンフレット等の啓発ツールの刷新 - 広報紙やSNS等を活用した情報発信の充実 地域 - 各地区コミュニティ広報紙の充実や、デジタル回覧板等の新たな広報活動の実施
地域の「なりたい姿」を考える	- 各地区の特性に応じた将来像について、改めて共通認識を持つことが必要 - 地域住民同士が議論を重ね、住民中に根差した地域の将来像を描くことが必要	地区の将来像の語り直し	行政 - 地域の対話促進のための具体的な手法の検討や伴走支援 地域 - 運営協議会内や自治会等の担い手同士の対話の場の設定 - コミュニティ活動と関わりが少ない地域住民との対話機会の創出 - まちづくり計画の将来像の見直し

基本の考え

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版

② 幹を知る

地域の実態、人の変化を捉え、「できること」「すべきこと」を整理

① 根を確かめる

③ 枝・葉を整える

④ 実をつけ、種を蒔く

茂る枝、葉を支える幹の太さは、地域の力強さそのものです。その地域の実態、人の変化を捉えることは、よりよい成長に欠かせません。コミュニティ関係者を含めた地域住民同士が、相互に理解を深めるとともに、地域の自己分析を行い、地域で「できること」、コミュニティの「なりたい姿」に向けた「すべきこと」を整理する必要があります。

項目	現状と課題	取り組むべき内容	取組例（主な実施主体ごとに分類）
住民同士が互いを理解する	- 社会の変化により地域住民の価値観やライフスタイルが多様化しており、相互理解が必要 - 住民意見やニーズの把握が十分できていない - 現に活動を担っている住民同士と関わりを持っていない住民とのコミュニケーションが不足	- 社会状況や住民の価値観の変化への理解 - 住民の意識と意見・ニーズの把握 - 地域組織同士の対話機会の創出	- 年代や社会情勢の変化による価値観やライフスタイルの多様化をテーマにした研修等の開催 - 全市民的なアンケートによる市民意識や地区ごとの傾向調査
住民の相互理解			- 地区内アンケートやインタビュー調査、デジタル技術の活用による意見やニーズの収集 - 自治会未加入者を含めた交流会や意見交換会の開催 - ワークショップ形式の対話型運営委員会の試験実施
地域を分析、把握する	- 地域の人材、資源等の特性の把握が十分でない - データ等の客観性のある地域分析ができている見えない - 既存事業の見える化や見直しが必要 - 行政から地域への依頼が過度なものになっていないか効果と負担の両面から検証が必要	- 地域の強み・弱みの再確認 - 地域組織の事業・活動や財政状況の的確な把握 - 地域と協働すべき行政課題の精査	- 地域の実態に関わる客観的な数値等を集約した地域カルデラの作成 - 地域向け研修での課題抽出ワークショップ等の開催 - 既存の協働事業に対する行政内部での再点検と新規事業の精査
地域の自己分析			- 地区内で行われている事業の一覧表の作成し、地区全体としての活動状況を把握 - まちづくり交付金の活用状況等の各地区の活動や財務状況の客観的な分析 - 課題抽出ワークショップ等の対話型地域分析の実施
「すべきこと」「できること」を整理する	- 住民意見や地域ニーズと「なりたい姿」へ向けた「すべきこと」の精査が必要 - 地域の自己分析を踏まえた「できること」の精査が必要	- 地域の自己分析と「なりたい姿」に基づく事業検討 - 既存事業の取捨選択 - 事業実施に向けた行政と地域の役割分担	「すべきこと」「できること」の整理の具体的な手法の検討と仕組みづくり - 新たな対話型まちづくり懇談会の手法の検討
事業の整理			「なりたい姿」「すべきこと」「できること」を踏まえたまちづくり計画（実施計画部分）の見直し - 分析に基づく既存事業の分類や新規事業の検討

地域・住民

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版

①根を確かめる

②幹を知る

③枝・葉を整える

より永く、親しみやすい
組織と事業の最適化

④実をつけ、種を蒔く

支える幹＝地域の実態にあった組織や事業となるよう、地域組織ごとの役割の再確認や分担の見直しを検討し、地域住民にとって担いやすい地域組織への変革を図ります。
これまでの地域組織にこだわらず、多様な主体との連携を進め「できること」を増やしていきます。
地域の役割やニーズ、特色に基づいた事業の最適化を進め、「すべきこと」を実践していきます。
あわせて、組織や事業を支える各制度の見直しを進めていきます。

項目	現状と課題	取り組むべき内容	取組例 (主な実施主体ごとに分類)
担いやすい組織を考 える 組織の最適化	- ライフスタイル等の変化により地域住民が地域活動に割くことができない時間が減少 - 地域住民の参加、参画を促進するには負担感の軽減が急務 - 地区の実情に応じた役割分担や組織編成の見直しが行われていない - 事務局長の処遇等が社会状況の変化や地区ごとの役割の差に対応できていない - 実務的な連絡調整等や会議体の実施方法に改善の余地がある	- 運営協議会内の役割分担の最適化（事務局長の職責・サービスの最適化） - 会議や連絡調整等の組織運営の効率化 - 運営協議会と自治会、自治会長との役割の最適化 - 自治会組織の運営改善の支援	行政 - 各地区的実情に対応できる事務局長の勤務形態や処遇の検討 - 事務局員研修の充実 - 自治会運営の改善につながる講習や他自治会との情報交換会、先行事例の共有等の研修機会の拡大 地域 - 部会、事務局長、事務局員との役割分担の整理と部会を中心とした組織再編等の検討 - 運営協議会における自治会長の役割の精査と報酬の見直し - デジタル技術を活用した情報共有や連絡手段の効率化への挑戦
	- これまでの1年を通じて役員や部会員等を務める方式では担い手となりうる人材は限られる - コミュニティ活動に関わったことのない地域住民が約6割 - 誰もが、気軽に、活動に参加、参画できるしくみづくりが必要	- 新たな人材確保へ向けた多様な関わり方の検討 - コミュニティ活動・自治会活動の参加のきっかけづくり - ボランティア人材の活用	行政 - むなしかたボランティアシステムを活用したボランティア人材の確保 - ボランティア人材の受け入れノウハウに係る講座等の開催 地域 - 運営協議会事業の人員確保の手法の見直し - 既存のグループへの声かけや、ポイント事業等の参加のための小さなきっかけづくり - 自治会体験入会や個別の活動への参加勧誘
地域以外にも仲間をつくり、「できること」を増やす 参加の促進	- 各地区で外部人材の活用は進んでいるが、継続した協働関係となっていないものは多くない - 地域の人材不足の補填ではなく、地域だけでは実現できない事業規模やアイデア、専門性を取り入れることで事業や活動の幅を広げることができる	- 他地区や地元小中学校との協働 - 市民活動団体との協働 - 大学等の専門機関、民間企業との協働	行政 - 協働相手の情報の収集、集約と共有 - 市民活動・NPOセンターと連携した団体交流会等のマッチングの場の設定 - 市民活動団体や大学、企業等と地域とのコーディネート 地域 - 近隣地区や学園単位等の連携・協働の検討
地域以外にも仲間をつくり、「できること」を増やす 多様な主体との協働			

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版

①根を確かめる

②幹を知る

③枝・葉を整える

より永く、親しみやすく
組織と事業の最適化

④実をつけ、種を蒔く

支える幹＝地域の実態にあった組織や事業となるよう、地域組織ごとの役割の再確認や分担の見直しを検討し、地域住民にとって担いやすい地域組織への変革を図ります。

これまでの地域組織にこだわらず、多様な主体との連携を進め「できること」を増やしていきます。

地域の役割やニーズ、特色に基づいた事業の最適化を進め、「すべきこと」を実践していきます。

あわせて、組織や事業を支える各制度の見直しを進めていきます。

項目	現状と課題	取り組むべき内容	取組例 (主な実施主体ごとに分類)
活動資源を整える	- 各地区の実情に応じた活動資金や活動拠点の規模・内容の最適化が必要 - まちづくり交付金の分配方法等の抜本的な見直しは行われておらず、既存財源が有効に活用できていない - コミュニティ・センターの稼働率に世代差、地域差があり、特に若年層の利用促進が課題 - 公共施設全体の有効活用	- まちづくり交付金の運用方法と配分の見直し - 地域住民の拠り所となるセンター運営 - 地域の実情に応じた活動拠点の在り方の検討	行政 - まちづくり交付金の算定方法の見直しに向けた決算分析、検討委員会等での協議 - 全市的な他施設との複合化の検討
資金と拠点の最適化			地域 - 各地区の既存財源の有効活用の検討 - 学習スペースやキッズスペースの充実、空室の有効活用の検討 - コミュニティ・センターの情報の集約及び発信機能の充実
「すべきこと」を 実践する	- 考え方や手法の固定化による事業効果の減少、負担感の増加 - 地域の企画力、実行力の向上に向けた「振り返り」の徹底 - 地区の特性を活かすための、行政や関係機関の側面的なサポートの充実が必要	- 多様な住民の共感を呼ぶ事業展開 「振り返り」の仕組みづくり - スキルアップやネットワーク構築の支援強化	行政 - 事業の企画立案を支援する研修開催や専門家の個別派遣 - 担当課との協働によるテーマ別研修や分野ごとの団体交流会の開催 - 地区担当職員の手ひ合いや外部研修によるスキルアップ
事業の最適化			地域 「なりたい姿」や地域の自己分析を踏まえた事業計画の精査 - デジタル技術等を活用した地域住民への定期的な意見聴取の実施 「振り返り」から見直しまでの仕組みづくり

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）ダイジェスト版

①根を確かめる

②幹を知る

③枝・葉を整える

④実をつけ、種を蒔く

多様な住民の参画から
次世代の育成へ

「実」はこれまでコミュニティ活動に関わりが少なかった地域住民も含め、誰もが参加、参画し、そのつながりが継続されていくこと、「種」はつながった地域住民が次の担い手へと育っていくことを表します。子どもや若い世代を中心とした地域住民が、活動への参加、参画を通して、地域への愛着、地域に貢献しようとする心を育むことで、未来へつながる持続可能なコミュニティを形成していくことを目指します。

成果

項目	現状と課題	取り組むべき内容	取組例（主な実施主体ごとに分類）
多様な住民が永く、 つながる	・コミュニティの持続性を高めるため、地域住民と地域組織のつながりを継続する仕組みづくりが必要 ・これまでの役員、部会員等の枠組みだけでなく、個別の実施に関わるサポーター、企画から関わるブレイヤー等の多様な担い手の在り方の検討が必要 ・担い手がやりがいを感じやすい仕掛けづくりが必要	●サポーター／ブレイヤーの人材登録制度の導入 ●やりたいことが実現できる仕組みづくり	行政 ・SNS等のデジタル技術を活用した人材登録制度のモデル案の検討 ・新たな担い手による企画に対する財源措置 地域 ・人材登録制度等の仕組みづくり ・共通の課題意識や既存のグループを起点とした企画チームの設置検討 ・当該地区住民のための活動を企画運営してくれる団体・グループへの活動補助制度の導入等の後方支援の検討
次の仲間を育む	・10年先、20年先を見据えた“人への投資”の取り組みが必要 ・コミュニティ・スクールの本格化で子どもと地域の関わりは増えている ・子どもたち自身、特に中高生は地域参画に対して前向きに捉えている ・子ども基本条例では子ども意見表明やまちづくりへの参画に関する権利を保障している	●コミュニティ・スクールを通じた次世代育成 ●子どもや若い世代の参画による事業の実現	行政 ・コミュニティ・スクールや若者等の新たな担い方等の市内外の事例の共有や地域向け研修会の開催 地域 ・コミュニティ・スクールの枠組みを活かした、子どもたちが直接コミュニティ活動に関わる機会の創出 ・子どもや若者の意見が反映されやすい部会や企画チーム等の枠組みの検討

次世代育成

第3次コミュニティ基本構想・基本計画 策定経過

本基本構想・計画は、市コミュニティ協働推進課及び12地区のコミュニティ運営協議会事務局長で組織する「第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会（策定部会）」において、原案を作成し、「宗像市コミュニティ基本構想審議会（審議会）」に諮問し、審議しました。

主な検討経過は、下記のとおりです。

年度	月日	会議名称等	内 容
令和5年度	6月5日	コミュニティ運営協議会 会長会会議	基本構想・計画の策定概要について
	6月21日	コミュニティ運営協議会 事務局長会議	基本構想・計画の策定概要について 策定部会の設置について
	7月19日	第1回策定部会	策定部会の設置、進め方について 本文案の検討（基本構想編1） 第2次基本構想・計画の検証、課題抽出について
	8月23日	第2回策定部会	第2次基本構想・計画の検証について
	8～11月	—	第2次基本構想・計画の検証作業 行政：検証シート作成、各課ヒアリング 地域：検証シート作成、自治会アンケート実施
	11月5日	コミュニティ運営協議会 役員研修	将来像策定ワークショップ
	11月15日	第3回策定部会	第2次基本構想・計画の検証の作業結果について 本文案の検討（基本構想編2(1)(2)）
	12月20日	第4回策定部会	基本構想・計画に向けた現状と課題について
	1月17日	第5回策定部会	本文案の検討（基本構想編2(3)） 将来像と基本理念の原案について
	2月14日	コミュニティ運営協議会 会長会会議	基本構想・計画の策定の進捗状況について
	2月21日	第6回策定部会	本文案の検討（基本構想編2(3)） 将来像と基本理念について
	3月21日	第7回策定部会	基本構想・計画の策定経過の振り返り
	3月28日	第1回審議会	諮問 基本構想・計画の策定概要について 基本構想・計画の策定の進捗状況について

年度	月日	会議名称等	内 容
令和 6 年 度	5月17日	－	市職員ワークショップ
	6月19日	第8回策定部会	本文案の検討（基本構想編3(1)～(3)） 基本計画骨子案について
	6月21日	第2回審議会	基本構想案（将来像）について 基本計画骨子案について
	7月17日	第9回策定部会	本文案の検討（基本計画編①）
	8月21日	第10回策定部会	本文案の検討（基本計画編②）
	9月18日	第11回策定部会	本文案の検討（基本計画編③）
	10月16日	第12回策定部会	本文案の検討（基本計画編③④）
	11月20日	第13回策定部会	将来像の最終案について
	11月29日	第3回審議会	将来像の最終案について 基本計画案について
	12月2月	コミュニティ運営協議会 会長会会議	基本構想・計画の策定の進捗状況について
	12月5日	主管課長会議	基本構想・計画案の確認について
	12月18日	第14回策定部会	基本構想・計画案の確認について
	1月6日	－	答申
	1月10日	庁議	パブリック・コメントの実施について
	1月21日～ 2月20日	パブリック・コメント	
	3月21日	第15回策定部会	パブリック・コメントに実施結果について
	3月28日	庁議	パブリック・コメントの実施結果について

宗像市コミュニティ基本構想審議会委員名簿

任期：令和 6 年 3 月～令和 7 年 3 月

規則※第 2 条第 2 項 (1)(2)(3)の内訳	氏名（敬称略）	所属・役職
(1) 知識経験を 有する者	山口 純哉	長崎大学 経済学部 准教授
(2) コミュニティ 運営協議会代表	野中 芳江	吉武地区コミュニティ運営協議会 副会長
	杉下 啓恵	赤間地区コミュニティ運営協議会 副会長
	中谷 光子	赤間西地区コミュニティ運営協議会 副会長
	高見 邦雄	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会 会長
	西田 光生	河東地区コミュニティ運営協議会 副会長
	釜瀬 博志	南郷地区コミュニティ運営協議会 会長
	尾園 馨	東郷地区コミュニティ運営協議会 副会長
	黒川 貞一郎	日の里地区コミュニティ運営協議会 会長（令和 5 年度）、副会長（令和 6 年度）
	吉野 秀治	玄海地区コミュニティ運営協議会 副会長
	寺尾 悦治	池野地区コミュニティ運営協議会 会長
	吉田 益美	岬地区コミュニティ運営協議会 会長
	藤島 正浩	大島地区コミュニティ運営協議会 会計
(3) 市民代表	松山 道代	公募により選出

※宗像市コミュニティ基本構想審議会規則

諮 問 書

5宗コ協第774号

令和6年3月28日

宗像市コミュニティ基本構想審議会 会長 様

宗像市長 伊豆 美沙子

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画について（諮問）

このことについて、宗像市附属機関設置条例（平成15年4月1日条例第21号）第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1、第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

（諮問についての趣旨説明）

本市では、昭和50年の宗像町第1次コミュニティ会議からコミュニティ施策に関する議論が開始されました。その後、平成9年度に『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』が、市町村合併を経て平成19年に、『第1次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第1次基本構想・計画）』が策定され、市内全域でのコミュニティ運営協議会の設立、拠点となるコミュニティ・センターの整備、まちづくり交付金の創設等、地域住民による主体的なまちづくりの基盤が整えられてきました。

平成27年からの『第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第2次基本構想・計画）』では、「成熟したコミュニティ」「個性が輝くコミュニティ」「つながりひろがるコミュニティ」を基本理念として、住民主体のまちづくりのさらなる発展を目指してきました。多くのコミュニティ運営協議会で設立20周年を迎え、各地区の個性に応じた取り組みが進められているところです。

令和6年度末に第2次基本構想・計画の目標年次の終期を迎えることを受け、これまでのコミュニティ施策と各地区における取り組み状況の成果と課題を検証するとともに、昨今の少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化による地域課題の複雑化、顕在化を踏まえ、今後の中長期的なコミュニティ施策の指針を示すため、次期コミュニティ基本構想・基本計画を策定するものです。

つきましては、「第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

答 申 書

6 宗コ基審第 4 号

令和 7 年 1 月 6 日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市コミュニティ基本構想審議会
会 長 山口 純哉

第 3 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画について（答申）

令和 6 年 3 月 28 日付 5 宗コ協第 774 号で諮問のあった標記の件について審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

本基本構想・計画は、本格化から 20 年を経たコミュニティ施策の中長期的な指針とするため、現状と課題を検証し、今後の行政と地域の取り組みの方向性をとりまとめるものです。策定過程においては、本審議会での調査審議をはじめ、12 地区の事務局長による策定部会での課題抽出や計画素案の検討、コミュニティ運営協議会役員による将来像検討ワークショップ等、行政と地域が一体となった内容検討が進められてきました。

第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、コミュニティ施策を加速させるため様々な取り組みが行われ、地域の特色を活かした事業の充実や、コミュニティ運営協議会の運営基盤の強化が進められてきました。一方で、事業の内容や参加者の固定化、社会情勢やライフスタイルの変化を背景とした活動に参加、参画する人材の不足等の課題が明らかになっています。特に、コミュニティ活動に関わる市民とそうでない市民の二極化は顕著になっています。

今後のコミュニティ施策においては、各地区における長年の成果を活かしながらも、10 年先、20 年先を見据えて、持続可能なコミュニティへと進化していく必要があります。行政と市民が協働で、地域の現状を理解し、地域の組織や事業の最適化を図るとともに、より多くの市民が当事者意識を持って活動へ参加、参画し、自らの地域への愛着と、地域に貢献しようとする心を育むことが肝要です。本審議会で議論を尽くした将来像「誰もが関わり 誰もが愛する 未来につながるコミュニティ」はまさにこの趣旨を端的に言い表したものです。

本審議会としましては、市が答申の趣旨を踏まえ、十分留意され、地域と適切な役割分担を行いながら、より一層のコミュニティ施策の推進が図られることを要望します。

【付帯意見】

1. 将来像「誰もが関わり 誰もが愛する 未来につながるコミュニティ」の実現には、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の理念と手法が、市職員及び市民に、より一層根づいていく必要があります。つきましては、本基本構想・計画に加えて、市職員及び市民に対する同条例の絶え間ない普及、啓発と活用の推進に努められることを求めます。
2. 市民の生活基盤を支えるコミュニティの発展には、その総合性、コミュニティそのものの多様性ゆえに、多様な領域の取り組みが必要とされます。また、複雑化するコミュニティが抱える問題の解決にあたっては、防災や福祉、住環境の改善、農業や水産業等の生活に根差した産業、伝統文化の継承等、複数の分野の課題を同時に克服することが求められています。つきましては、コミュニティが有する課題の内容に応じて、市の各担当課が協働して対応できる体制の構築を求めます。
3. 本基本構想・計画の推進にあたっては、コミュニティをとりまく状況が急激に変化していることを踏まえ、それぞれの取り組みを常に改善し続けることが重要です。そのため、市職員及び市民が取り組みの成果や課題を共有し、本基本構想・計画の推進状況を関係者が協働して定期的に振り返り、市全体で共有して取り組みの改善を図るための場の設定を求めます。

以上

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会名簿

所属・役職	氏 名	備 考
吉武地区コミュニティ運営協議会 事務局長	石松 豊幸	部会長
赤間地区コミュニティ運営協議会 事務局長	齋藤 鉄雄	
赤間西地区コミュニティ運営協議会 事務局長	山崎 明彦	令和5年度まで
	尾曲 昌和	令和6年度から
自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会 事務局長	塚本 訓康	令和5年度まで
	林田 正弘	令和6年度から
河東地区コミュニティ運営協議会 事務局長	日南 利幸	
南郷地区コミュニティ運営協議会 事務局長	川島 政美	
東郷地区コミュニティ運営協議会 事務局長	立花 久直	副部会長
日の里地区コミュニティ運営協議会 事務局長	池田 徳人	
玄海地区コミュニティ運営協議会 事務局長	早川 道広	
池野地区コミュニティ運営協議会 事務局長	大和 武博	
岬地区コミュニティ運営協議会 事務局長	廣橋 英子	令和5年度まで
	小林 了	令和6年度から
大島地区コミュニティ運営協議会 事務局長	本田 悦子	

パブリック・コメントの実施結果

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画	
内容	・本市のコミュニティ施策の中長期的な方向性を示すため、行政の指針のみならず、地域の現状と課題を共有し、行政と地域の協働目標を定めることを目的として策定 ・計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間	
実施期間	令和7年1月21日（火）～ 令和7年2月20日（木） 30日間	
意見提出状況	2人	9件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）」に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	市民協働部 コミュニティ協働推進課 コミュニティ係 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 TEL： 36-5394 FAX： 36-0270 メール： komyunit@city.munakata.lg.jp	

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
P3	宗像市は、総務省の報告書のうち、役員不足や高齢化、近所付き合いの希薄化、自治会加入率の低下といった、リソース不足に関する因子は基本計画書の中で書いたが、「行政からの依頼事項が多い」という、リソースを消費する因子には殆ど触れていない。総務省の報告書で全国的に認められている日本の情勢の大きな特徴のうち都合が悪い部分を意図的に排除して、基本構想・基本計画を書くことは、基本計画が空理空論で終わるのみならず、総務省の発信した日本の情勢を歪めて伝えることによって、宗像市民の民意を間違った方向に向かわせるものであると指摘します。 よって、宗像市が自治会に依頼する業務（総務省の報告書では、行政協力業務）を、定量的に棚卸しし、このリソースを消費する因子と、リソース不足に関する因子を定量的に比較衡量し、自治会が取り組むテーマの絞り込みや、宗像市議会でも意見が出ているゴミの戸別収集等で、従来の自治会業務を本来の行政業務に返還するなどの策定をして、基本計画をゼロからやり直して下さい。	原案どおり	ご意見の項目については、本市で実施した自治会アンケート（P20 表 2-(3)-8）でもその課題感を調査しています。同アンケートでは「行政からの依頼事項が多い」については、4.7%と比較的低い値であったことから、P3 及び P20 では具体的に取り扱っていません。 一方で、ご指摘のとおり、運営協議会や自治会に市が依頼する業務の棚卸しは継続的に行っていく必要があると考えており、P41 に記載のとおり、行政と地域が協働で行う事業等の実態把握や検証を行うこととしています。
P6	コミュニティ施策がスタートした時点のコミュニティの基本的な人口は 3000～5000 人規模の地区が理想とされてきたのではないのでしょうか。現在その人口には大きな変化が生じています、コミュニティの適正な規模に関する議論は基本構想を策定するうえで大前提とするべきと考えますが、その点に関する記述が必要ではないのでしょうか。	原案どおり	ご意見の人口規模については、施策開始時点での報告書にまとめられた例示の一つであり、コミュニティの範囲の適正規模を示すものではありません。また今後も人口等の数値により適正規模を議論、設定する予定はありません。 現在のコミュニティの範囲は、小学校区や旧町村等、既存の地縁を考慮しながら、地域住民と行政との合意形成により設置されています。今後、範囲の見直しの必要性が生じた場合にも、地域住民と行政との合意形成を図りながら検討を進めていきます。
P8	基本計画書の 8 頁目に、地域と行政との関係を「対等なパートナー」と位置付け、互いに理解、尊重しながら連携、協働してまちづくりを進めると書いてあるが、宗像市は、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の第 6 条 2 項の、市及び市民等は、この条例の目的を達成するために考え、提案し、行動するすべての局面において、対等、平等及び公正でなければならないという条項において、コミュニティ運営協議会の組織運営の内、住民のお金の支払いなどの民事上の問題における情報共有の点で違反している。具体的には、コミュニティ運営協議会の情報を（自治会加入者、未加入者に関わらず）住民に共有する義務が課せられていない。コミュニティ運営協議会は、自治会加入／未加入に関わらず、住民に対して、住民の権利や合意形成のための条件と内容（特にお金）に関して説明責任を義務付けるべきである。現状の説明責任を果たさない姿勢が、現在の自治会加入率の低下を招いている。	原案どおり	各地区運営協議会においては、総会、運営委員会あるいはコミュニティ広報紙等、様々な手法で構成員に対して情報共有がなされており、直ちに市民参画条例に違反しているという指摘にはあたりません。 一方で、行政、地域ともに、地域住民への情報共有や情報発信は課題として認識しており、P32, 33 に記載する取り組むべき内容の中で対策していくこととなります。

P9	コミュニティ政策の拠点としてはコミュニティ・センターが重要と言う認識ですが、大半を下支えしているのは自治会であり、その活動拠点である公民館であります。また、人的にも自治会加入者や自治会の役員の貢献が大きいことは事実であります。しかしながら、基本構想案においてその記述が極めて少ない印象です。任意団体である自治会がコミュニティ政策の屋台骨であることを市職員、市民に認識していただく必要があるのではないのでしょうか。そのための対策など具体的な記述が必要ではないのでしょうか。	原案どおり 自治会の重要性については、P21において「コミュニティづくりの土台」と表現し、本基本構想・計画の中でも十分に認識しています。 市職員や市民に対する認識の向上の必要性についてはご指摘のとおりで、具体的な対策は、P32の理念の再確認や地域の役割の再認識、P49の自治会の役割の最適化等の中で議論、実践されていくものです。
P10	基本計画書の10頁目にまちづくり交付金の流れの説明があるが、監査や監視について一切説明がない。現状、財政援助団体等監査が対応する団体数が16であったとすると、第三次計画の10年間に、コミュニティ運営協議会全ての健全性を監査することは出来ない。また、宗像市監査基準第9条で規定されている、監査委員が判断の過程、結果及び関連する証拠の書類が、情報公開請求の結果に存在しておらず、市民が監査の健全性を確認することは出来ない。また、コミュニティ協働推進課も、コミュニティ運営協議会の規定や組織図を監視すべきであるが、それに紐づく依頼文書や結果報告の文書が存在せず、電話一本で指示して紙だけ集めてキングファイルに挟み放置していたであろう姿勢が、監視に値するものではないことが情報公開請求で明らかになっている。田舎の方でも、空き家の増加による新入居や、近所付き合いの希薄化によって、素性を良く知った役員を選出出来る好条件が消え去ろうとしている。 また、認可地縁団体の法人格を取得すると、ある代表者が民法上の不法行為を起こした場合、その代表者が辞めても、同法人が、旧代表者の不法行為の損害賠償責任を負い、債務の返済を求められた場合、新代表者が連帯責任を負う可能性もあり、被害範囲は甚大となる。よって、情報公開請求で明らかになったように、近年法人格を取得した自治会が多くなった現状では、監査部門による監査、及び、行政部門による監視が、特に会費の支払い等における民事上の問題についても厳しくなされ、公開、報告されるべきである。	原案どおり P8に記載のとおり、本市のコミュニティ施策においては、市と運営協議会の関係性を「対等なパートナー」と位置付けており、運営協議会は、市が一方向的に監視するものではありません。 まちづくり交付金については、各運営協議会内での会計監査や税理士による指導のほか、市職員による日常的な助言や各年度の実績報告の確認、市監査委員事務局による財政援助団体監査等により、出納その他の事務が目的に沿って行われているか監査を行っています。 地方自治法に規定される認可地縁団体は、市町村の認可により自治会等が権利義務の主体となることが目的であり、市町村の役割はその要件を充足しているか確認するにとどまるとされています。認可をもって市町村の指揮管理下に置かれるものではなく、あくまで自主的に組織し、運営や活動がなされていくものです。
P27 P32	P27「関係者や住民の中でその役割や重要性に対する認識が十分でない状況が見られます。」及びP32「行政と地域が対等な立場に立ち、互いの特性を尊重しながら、相乗効果的に成果を生み出すという施策の意義や本質への理解が、行政においても、地域においても薄れてきています。」とありますが、どのような事案があったのか、また誰がどのようにしてその状況を認識したのかについて具体的な説明をすることで理解度を増す工夫をしてはいかがでしょうか。	一部修正 ご意見の記載については、特定の事案に限定されるものではなく、様々な場面で見られる傾向であり、本基本構想・計画の策定においても、市の関係部署や運営協議会による意見交換等で出されたものです。 理解度を増す工夫として、P27に制度理解の事例を用いて追記します。

P50	自治会の加入者が減少する中で、防犯灯の電気料金の負担についての課題があります、防犯灯については自治会の加入、未加入を問わず全ての人(通行者)がその恩恵を受けていると言えます。このことは、コミュニティ事業(イベント)に自治会の加入、未加入を問わずに参加できることと同じと言えるのではないのでしょうか。電気料金の負担については市全体で現状を精査し方向性を検討する必要がある、その基本的な考え方は本構想案の中で示すべきではないのでしょうか。	一部修正	自治会加入率が低下している地域における防犯灯の電気料金の負担に対する地域住民の不公平感は、市としても認識しています。現状では、管理費のみを未加入者から徴収する等、各自治会で様々な対応がとられています。市内の現状精査は進めているものの、負担の在り方について、統一的な方向性を示す段階にありません。 自治会加入率の低下そのものは全市的な課題と認識しています。各地区に共通する具体的な自治会の課題への対策は実態調査のうえ、適宜検討するものとして、P50の取組例及び行政と地域の役割に「全市または各地区で共通する自治会課題への対策の検討」を追記します。
P50	現在、公民館の改修補助制度は行政が必要と考え補助を出していますが、時代が変化していく中で、避難機能強化、子ども食堂など居場所づくり、耐震化の必要性など公民館の機能強化に通じる補助制度の見直しの必要性があると考えます。(能登半島地震の事案においても自主避難所としてより身近な関係で助け合うケースが紹介されています)本構想案、行政の役割の中でそのことに触れられていませんので検討が必要ではないのでしょうか。	一部修正	自治公民館の機能強化に通じる補助制度の見直しについては、上記同様、「全市的に共通する自治会課題への対策の検討」の中で、継続的に議論を進めていきます。
ー	基本構想案冒頭でも防災について重要性が述べられておりますが、コミュニティ地区と消防団活動区域がリンクしていない地区があります。また、まちづくりの根幹ともいえる選挙の投票地域と投票所についてもリンクしていない地区があります(離島などの特別な配慮を必要とする地区以外に)。このことは市議会で指摘もされていますが議論が進んでいない状況です。次の計画の見直しまでに大規模な災害が発生しない保証はありませんので、早々に防災的活動範囲の整理を行い万が一の時に混乱しないような対策(活動域の整理議論)が必要ではないのでしょうか。	原案どおり	コミュニティの範囲は、小学校区や旧町村等の既存の地縁を考慮したものです。一方で、消防団の活動区域や選挙の投票区域は、距離や人口規模を考慮して設定しているため、必ずしも一致するものではありません。現時点では消防団から問題提起もなく、その不一致が直ちに混乱を招くものではないと認識していますが、今後必要に応じて検討を進めていきます。

宗像市のコミュニティ施策の歴史

【（旧）宗像市(町)】

昭和 50(1975)年	第 1 次コミュニティ会議を設置し、コミュニティづくりの方向を研究
昭和 52(1977)年	コミュニティ対策研究報告書を作成（第 1 次コミュニティ会議） 日の里地区が県コミュニティ地区に指定 新しいコミュニティづくりを目指すため、第 2 次コミュニティ会議を設置
昭和 56(1981)年	吉武地区が県コミュニティ地区に指定 宗像市コミュニティ振興対策総合推進規程を制定
昭和 62(1987)年	コミュニティ・センター南郷会館竣工
平成 3(1991)年	第 3 次宗像市総合計画（3 月策定）にコミュニティづくりを明記
平成 7(1995)年	コミュニティに関する具体的な方策の検討を開始
平成 8(1996)年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
平成 9(1997)年	宗像市コミュニティ基本構想（旧基本構想）を策定
平成 10(1998)年	コミュニティ担当部署を新設（企画課コミュニティ係） 2 地区（自由ヶ丘、日の里）公民館をコミュニティ・センターに位置づけ
平成 12(2000)年	モデル 3 地区（自由ヶ丘、南郷、日の里）にコミュニティ運営協議会を設立
平成 13(2001)年	第 4 次宗像市総合計画(3 月策定)でコミュニティづくりを大きな柱に位置づけ コミュニティ課を設置
平成 14(2002)年	コミュニティ・センター赤間西会館竣工…市内初の新築コミセン 「農村女性の家」を吉武地区のコミュニティ・センターに位置づけ 2 地区（吉武、赤間西）にコミュニティ運営協議会を設立

【宗像市・玄海町の合併】

平成 15(2003)年	旧宗像市と旧玄海町が合併し、新宗像市が誕生（4 月 1 日） 合併後もコミュニティ推進事業を継承 3 地区（赤間、河東、東郷）にコミュニティ運営協議会を設立 コミュニティ・センター南郷、自由ヶ丘、日の里各会館を増改築
平成 16(2004)年	コミュニティ・センター吉武会館を増改築 旧玄海 4 地区（池野、田島、岬、神湊）にコミュニティ運営協議会を設立

【宗像市・大島村の合併】

平成 17(2005)年	旧大島村を編入合併（3 月 28 日） まちづくり交付金交付規則を制定（行政区長委嘱制度廃止） 第 1 次宗像市総合計画(6 月策定)でコミュニティ施策を中心施策に位置づけ
--------------	--

平成 18(2006)年	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例を施行 まちづくり交付金の本格的な導入（各種補助金の統合） コミュニティ・センター東郷会館竣工/大島地区コミュニティ運営協議会を設立
平成 19(2007)年	コミュニティ基本構想・基本計画を策定 コミュニティ・センター赤間会館竣工
平成 20(2008)年	まちづくり交付金協議会配分比率の見直し （均等割・人口割・面積割）＋（離島加算・高齢化加算・効率化加算）
平成 22(2010)年	ふれあい交流施設を大島地区のコミュニティ・センターに位置づけ
平成 23(2011)年	コミュニティ・センター池野会館、岬会館竣工 コミュニティ施策検証審議会「答申」
平成 24(2012)年	まちづくり交付金を拡充 田島地区と神湊地区が合併し、玄海地区コミュニティ運営協議会を設立 現在の 12 地区となる コミュニティ・センター玄海会館竣工
平成 25(2013)年	コミュニティ・センター河東会館竣工、 コミュニティ・センター南郷、日の里会館リニューアルオープン 農村女性の家（コミュニティ・センター吉武会館）リニューアルオープン 「コミュニティ課」から「コミュニティ・協働推進課」へ
平成 26(2014)年	コミュニティ・センター自由ヶ丘会館竣工（建替）
平成 27(2015)年	第 2 次コミュニティ基本構想・基本計画を施行
平成 28(2016)年	会長報酬見直し、まちづくり交付金拡充
平成 31(2019)年	「チャレンジ交付金（自主企画・自主事業促進交付金）」の創設
令和 7(2024)年	第 3 次コミュニティ基本構想・基本計画を施行

